

保国発第0330第1号
令和5年3月30日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
(公 印 省 略)

「組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について」
の一部改正について

組合員等からの暴力等を受けた者に係る世帯に属する者の認定の取扱い等については、「組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について」（令和3年5月31日付け保国発第0531第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「令和3年通知」という。）を発出したところであるが、今般、内閣府男女共同参画局において、「配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について」（令和4年12月26日DⅤ対策抜本強化局長級会議決定）が取りまとめられたこと等を踏まえ、令和3年通知を別紙のとおり改めるため、その取扱いに遺憾のないよう取り計らい願いたい。

なお、当該取扱いに関しては、当省子ども家庭局家庭福祉課長から都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市児童福祉主管課及び都道府県婦人保護事業主管課を通じ、児童相談所及び婦人相談所等に対し、当省老健局高齢者支援課から都道府県高齢者保健福祉主管課を通じ、高齢者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省社会・援護局障害保健福祉部地域生活支援推進室から都道府県障害保健福祉主管部（局）長を通じ、障害者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省保険局保険課から全国健康保険協会、各健康保険組合、健康保険組合連合会及び各地方厚生（支）局に対し、並びに内閣府男女共同参画局から都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長を通じ、配偶者暴力相談支援センター等に対し協力を依頼していることを申し添える。

※傍線部分が変更箇所

保国発第0531第1号
令和3年5月31日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

組合員や世帯主等からの暴力等を受けた者の取扱い等について

組合員や世帯主等からの暴力等を受けた者（以下「被害者」という。）が避難している場合、組合員や世帯主が当該被害者を当該世帯から外す手続きを実施することは期待できず、所要の手続きに則り、被保険者資格を適正に認定するなど適切に対応する必要がある。

このため、国民健康保険組合における、被害者に係る組合員の世帯に属する者の認定の取扱い、第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱い及び被害者等に係る医療費通知の取扱いについて、これまでの「配偶者からの暴力を受けた者の取扱い等について」（平成20年2月27日付け保国発第0227001号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「平成20年通知」という。）の取扱いを踏まえつつ、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）に基づき、下記1、4及び5のとおりとし、本日より施行することとしたので、都道府県におかれでは、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合に周知いただくようお取り計らい願いたい。

なお、オンライン資格確認の導入に伴うDV・虐待等被害者保護については、「オンライン資格確認の導入に伴うDV・虐待等被害者保護に関する関係機関等への周知について」（令和3年2月25日付事務連絡。別紙1）にて周知しているとおり、適切に対応願いたい。

また、市町村国民健康保険主管課にあっては、本通知及び「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」（令和3年3月29日付け保保発0329第1号。以下「令和3年3月29日付け通知」という。別紙2）に基づく取扱いにより、国民健康保険組合又は健康保険の資格を喪失した被害者が、主に都道府県が当該都道府県内の市町村とともにを行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）に加入することとなることが想定されるところ、貴市町村内関係部局において、組合員等からの暴力等を理由として保護した旨の証明書等を発行している場合もあることから、本通知及び令和3年3月29日付け通知の内容について、貴市町村内関係部局に周知いただき、連携して対応いただくとともに、下記2から5のとおり、世帯主等から暴力等を受けた場合を含め、被害者に係る世帯主の世帯に属する者の認定の取扱い、被害者への被保険者証の速やかな（再）交付や保険料、一部負担金の減免等について、適切に対応いただくようお取り計らい願いたい。

なお、下記の取扱いに関しては、当省子ども家庭局家庭福祉課から都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市児童福祉主管課及び都道府県婦人保護事業主管課を通じ、児童相談所及び婦人相談所等に対し、当省老健局高齢者支援課から都道府県高齢者保健福祉主管課を通じ、高齢者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省社会・援護局障害保健福祉部地域生活支援推進室から都道府県障害保健福祉主管部（局）長を通じ、障害者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省保険局保険課及び年金局事業管理課から日本年金機構に対し、当省保険局保険課から全国健康保険協会、各健康保険組合、健康保険組合連合会及び各地方厚生（支）局に対し、並びに内閣府男女共同参画局から都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長を通じ、配偶者暴力相談支援センター等に対し協力を依頼していることを申し添える。

また、本通知の施行をもって、平成20年通知は廃止する。

記

1 国民健康保険組合の組合員の世帯に属する者が被害者となった場合の認定の取扱いについて

国民健康保険組合の組合員の世帯に属する者（以下「世帯員」という。）が、当該世帯から外れる手続きは、組合員からの届出に基づいて行われているところであるが、世帯員である被害者が当該世帯から外れるに当たっては、当該届出は期待できない。このため、組合員自身から世帯員を世帯から外す旨の届出がなされなくとも、当該被害者から、当該被害者が組合員の世帯に属する者ではないことを申し立てた申出書とともに、児童相談所及び婦人相談所、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関から発行された組合員等からの暴力等を理由として保護（来所相談を含む。以下同じ。）した旨の証明書又は地方公共団体と連携して被害者への支援を行っている民間支援団体（一時保護委託を受けている民間シェルター、配偶者暴力に関する協議会参加団体、補助金等交付団体）（以下「民間支援団体」という。）から発行された確認書（以下「証明書等」という。別添1参照）を添付して、国民健康保険組合の被保険者資格を喪失させる旨の申出がなされた場合には、国民健康保険組合は、以下に定める手続を行い当該被害者の被保険者資格を喪失させることが可能である。なお、公的機関又は民間支援団体以外の民間の保護施設において保護されていることを公的機関や民間支援団体が証明又は確認することも可能であるが、その場合は、保護施設名を記載することとする。また、証明書等において、当該被害者の同伴者についても同様の証明がなされている場合や、被害者の同伴者のみが被保険者である世帯員となっている場合で、被害者本人を保護した旨の証明がなされている場合においては、当該同伴者についても被保険者資格を喪失させることが可能である。

なお、この証明書等は、組合員等からの暴力等を理由として当該被害者を保護したことを証明するものであって、当該被害者に対し組合員等からの暴力等があった事実を証明するものではないことに留意されたい。

また、裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び世帯員の保護等に関する法

律」（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条に基づく保護命令に係る書類についても、証明書等と同様の取扱いとする。

上記の被保険者資格喪失の手続きは、次のとおりである。

なお、本手続きを行う前に、被害者が緊急的に保険医療機関等を受診せざるを得ない場合であって、かつ、当該被害者が被保険者証を現に所持していない場合には、国民健康保険組合は、被害者の事情を丁寧に把握した上で、証明書等の提示を受けることにより、当該被害者に対し、被保険者証の再交付等の対応を行うこと。

(1) 国民健康保険組合は、世帯員である被害者から上記の申出がなされた場合には、当該被害者が組合員の世帯に属する者であるか否かについて、別添 2 の申出書に記載された内容に基づき、確認すること。

(2) (1)を踏まえ、当該被害者が組合員の世帯に属する者ではないと判断した場合は、提出期限を設けた上で、当該被害者を組合員の世帯から外す届出を提出する、又は組合員の世帯に属する者ではないという申出への反証を示す書類がある場合は当該組合員から国民健康保険組合へ直接提出するよう、連絡すること。

なお、国民健康保険組合から当該組合員に対する上記の連絡については、個人情報保護の観点から、当該組合員に対して直接連絡すること（当該連絡の参考様式として、別添 3 を参照すること。なお、当該届出又は反証を示す書類の提出までの期限については、文書発出から 10 日程度とすること。）。

提出期限内に当該届出又は反証を示す書類が提出されない場合には、当該被害者の被保険者資格を喪失させた上で、その旨を当該組合員に対し通知すること（当該通知の参考様式については、別添 4 を参照すること。）。

当該被害者からの申出内容及び当該組合員から提出された反証を示す書類を確認した結果、引き続き当該被害者を当該組合員の世帯に属する者と認める場合は、その旨を当該被害者に対し通知すること（当該通知の参考様式については、別添 5 を参照すること。）。

(3) 当該被害者が被保険者資格喪失後に、都道府県等が行う国民健康保険等に加入するためには、国民健康保険組合の被保険者資格を喪失したことの証明が必要となることから、国民健康保険組合は、当該被害者の被保険者資格喪失手続を行った旨を当該被害者に対し文書を以て通知すること。

(4) 上記取扱いに当たっては、当該被害者の居所等が当該組合員等に伝わることのないよう厳重に管理すること。

なお、当該組合員から当該被害者に係る組合員の世帯に属する者である旨の届出が再び提出された場合には、当該被害者本人の意向を確認する等、慎重に判断すること。

2 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者が被害者となった場合の認定の取扱いに

について

都道府県等が行う国民健康保険の被保険者である世帯主の世帯に属する者が、当該世帯から外れる手続きは、世帯主からの届出に基づいて行われているところであるが、世帯主の世帯に属する被害者が当該世帯から外れるに当たっては、当該届出は期待できない。このため、世帯主自身から当該被害者を世帯から外す旨の届出がなされなくとも、住民基本台帳担当課等の関係部局から、当該被害者が世帯主等からの暴力を受けた者である旨の情報連携が行われた場合のほか、上記1と同様、当該被害者から、当該被害者が世帯主の世帯に属する者ではないことを申し立てた申出書とともに、証明書等を添付して、都道府県等が行う国民健康保険の被保険者資格について喪失させる旨の申出がなされた場合には、市町村は、当該被害者の被保険者資格を喪失させることが可能である。

なお、当該被害者は、避難先に住民票を移す場合もあれば、移さない場合もあり、後者の場合には、資格喪失の届出を行わないまま避難先の市町村を居所として国民健康保険の資格を取得することがある。こうした運用上の措置により市町村間で二重加入の状態となる場合には、二重に保険料が賦課されることとなるため、避難先の市町村において当該被害者から聞き取り等を行い、当該被害者から住所地の市町村に対し避難している旨を連絡するようご案内いただきたい。

その上で、避難先の市町村において、住民登録外の被保険者とし、適用開始年月日を資格取得年月日として登録することとして差し支えないものとする。

※ この場合、避難先市町村における資格取得年月日は、住民登録のある市町村からは継続されない新規の日付となるため、家計の同一性・世帯の連續性の判定対象外とする。

3 被害者に係る国民健康保険の適用等や保険料、一部負担金の取扱いについて

国民健康保険組合及び市町村は、1及び2の手続きにより被害者の被保険者資格の認定を適切に行う必要があるが、当該手続きを行う前に、当該被害者が緊急的に保険医療機関等を受診せざるを得ない場合であって、かつ、当該被害者が被保険者証を現に所持していない場合が想定される。

この場合、市町村は、被害者の事情を丁寧に把握した上で、必要に応じて他の保険者や市町村管内住基部局等と連携し、速やかに国民健康保険の適用や被保険者証の(再)交付等の対応を行うこと。

なお、都道府県等が行う国民健康保険の適用にあたっては、原則、都道府県の区域内に住所を有することが必要であるが、住民票がない場合であっても、定住の意思と定住の事実から判断して、生活の本拠を確定し、国民健康保険の適用を行うことが可能であることに留意されたい。

また、当該被害者が保険料や一部負担金の支払いが困難であると認められる場合は、個々の実情に応じて保険料や一部負担金の減免、又はその徴収猶予を行うことが可能であるため、被害者の事情を丁寧に把握し、必要な対応を行うこと。

4 第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱いについて

市町村及び国民健康保険組合は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合にお

いて、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、保険給付を行う責を免かれる（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第64条第2項）ものであることから、被害者は、第三者から損害賠償を受けるまでは、保険医療機関等において被保険者証を提示すれば、一般的の被保険者と同様、保険診療による受診が可能であり、この点について誤解のないよう周知を図ること。

5 被害者等に係る医療費通知等の取扱いについて

市町村及び国民健康保険組合は、被害者及びその同伴者（以下「被害者等」という。）の受診に係る医療費通知等の取扱いについて、受診した医療機関から当該被害者等の居所が加害者である世帯主や組合員等に知られることのないよう、当該世帯主や組合員等宛の医療費通知等には当該被害者等に係る情報を記載せず、当該被害者等に係る医療費通知は当該被害者等から申し出のあった送付先に送付するなど、適切に対応願いたい。

証 明 (確 認) 書

下記の者については、組合員等からの暴力等を理由として保護したことを証明(支援していることを確認)する。

証明 (確認) 対象者氏名

証明 (確認) 対象者生年月日

令和 年 月 日

所 在 地 (※)

証明機関 (確認団体) 名称及び代表者氏名 (※)

電 話 番 号

以下は、民間支援団体において支援していることを確認した場合に記載すること。

【民間支援団体記載欄】

連携している地方公共団体名・担当部署・連絡先

<u>地方公共団体名</u>	<u>担当部署</u>	<u>電話番号</u>
[]	[]	[]

地方公共団体との連携の態様 (該当する番号を○で囲んでください。)

- 1. 一時保護委託を受けている民間シェルター
- 2. 配偶者暴力に関する協議会参加団体
- 3. 補助金等交付団体

証明機関(確認団体)以外で保護されている場合には、以下にその保護施設名を記載すること。

所 在 地 (※)

保護施設名称及び代表者氏名 (※)

電 話 番 号

※ 所在地及び代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、省略すること。

(その他)

- 1 証明 (確認) 書欄は証明機関 (確認団体) が記入すること。

2 この証明（確認）書は、組合員等からの暴力等を理由として保護した者に対して児童相談所及び婦人相談所、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関又は民間支援団体が発行するものであり、国民健康保険組合に、組合員の世帯に属する者ではない旨等の申請を行う際にはこの証明（確認）書を添付すること。

3 証明（確認）対象者氏名欄及び証明（確認）対象者生年月日欄には、申請者及び同伴者の複数人について記載することが可能であること。

4 民間支援団体においては、証明（確認）書欄の上段に加え、下段の【民間支援団体記載欄】に以下の内容を記載すること。

- ① 連携している地方公共団体名（配偶者やその他親族からの暴力等と関係が深いところ）、当該自治体の担当部署及びその電話番号
- ② 地方公共団体との連携の態様（1. 一時保護委託を受けている民間シェルター、2. 配偶者暴力に関する協議会参加団体、3. 補助金等交付団体）について該当する番号を○で囲むこと

5 国民健康保険組合においては、証明（確認）書に記載されている保護機関や証明（確認）書を発行した婦人相談所等の名称等の取扱いについて、十分配慮すること。

令和 年 月 日

組合員の世帯に属する者ではない旨の申出書

国民健康保険組合理事長 殿申請者

(※1)

私は組合員_____の世帯に属する者として国民健康保険組合の被保険者資格を有していますが、組合員等からの暴力等を理由に、次に記載した全ての者が現在、別に居住し、組合員の世帯に属する者ではないため、暴力等を理由とする保護に係る「証明(確認)書」を添付のうえ、組合員の世帯に属する者ではない旨の申出をします。

なお、申出書の内容は、事実に相違ないことをあわせて申出をします。

1	(フリガナ) 氏名(※2)			
	生年月日	昭・平・令	年	月 日
	被保険者証記号番号	記号:	番号:	(枝番)
2	(フリガナ) 同伴者氏名(※3)			
	生年月日	昭・平・令	年	月 日
	被保険者証記号番号	記号:	番号:	(枝番)
3	(フリガナ) 同伴者氏名(※3)			
	生年月日	昭・平・令	年	月 日
	被保険者証記号番号	記号:	番号:	(枝番)

※1 原則本人が記載すること。

※2 組合員等からの暴力等を理由として保護された(支援を受けた)者の氏名を記入すること。
 「保護された(支援を受けた)者」には、「児童相談所及び婦人相談所、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関又は民間支援団体（以下「婦人相談所等」という。）において、来所相談を受けた者」も含むこと。

※3 保護された(支援を受けた)者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。（同伴者が3人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。）
 なお、同伴児のみが組合員の世帯に属する者として国民健康保険組合の被保険者資格を有している場合にも、この様式により申出を行うこと。

組合員情報

組合員の住所	
被保険者証記号番号 (<u>※4</u>)	記号 : 番号 : (枝番)
組合員氏名	
組合員生年月日	昭・平 年 月 日
組合員の勤務する事業所	

※4 不明である場合には空欄にすること。

申請者連絡先 (※5)

居住地	
普段連絡が取れる連絡先	

※5 組合員の世帯に属する者ではないことによる国民健康保険組合の被保険者資格喪失処理に関する事務が終了した場合等の連絡先（関係機関や代理人の名称、電話番号も可）を記入すること。

なお、婦人相談所等によって保護された(支援を受けた)者が世帯に属する者から外れた旨の通知の郵送を希望する場合は、宛先（関係機関や代理人の住所も可）を記入すること。

令和 年 月 日

(組合員名) 殿

(保険者名)

あなたの世帯に属する者として国民健康保険組合の被保険者となっている（申出者名）様及び（同伴者名）様につきましては、今般、あなたの世帯に属していないことが確認されました。

つきましては、資格喪失届に必要事項を記載の上、提出期限までに、届出を行ってください。その際、あなたが当該世帯員分の被保険者証をお持ちである場合には、併せて返納してください。

なお、提出期限までに、資格喪失届又は世帯に属する者であること証明する書類が提出されない場合には、当方において職権で（申出者名）様と（同伴者名）様をあなたの世帯に属する者ではないものとして被保険者資格を喪失させる処理を行い、その旨を通知させていただきますので、御承知おきください。

また、本通知の事実と異なる反証を示す書類がある場合等については、提出期限までに以下連絡先まで御連絡ください。

提出期限：_____

(問合せ先)

〇〇国民健康保険組合

担当者 〇〇 〇〇

TEL 〇〇〇〇〇〇〇〇

令和 年 月 日

(組合員名) 様

(保険者名)

あなたの世帯に属する者であった下記の者は、国民健康保険法第19条に規定する「組合員の世帯に属する者」に該当しなくなりましたので、当国民健康保険組合において、本日付をもって被保険者資格を喪失したことをお知らせします。

なお、国民健康保険被保険者証の組合員の世帯に属する者に係るものは、同日以降無効となりますので、(以下のいずれかを選択)

(①当該世帯員個人の被保険者証カードを発行している場合) 当該世帯員に係る国民健康保険組合被保険者証をお持ちのときは、速やかに返納いただきますようお願いします。

(②被保険者証が紙様式の場合) 被保険者証に当該世帯員についての記載がある場合には、速やかに当国民健康保険組合に届け出てください。(被保険者証カードを新たに発行します。)

(フリガナ)			
氏 名			
生 年 月 日	昭・平・令	年	月 日
資 格 喪 失 日	令和	年	月 日
被 保 険 者 証 番 号	記 号	番 号	(枝番)

(被保険者資格を喪失する人数に応じて欄を加えてください。)

[上記の者が被保険者資格を喪失した理由]

(例) 居住実態を確認した結果、組合員(氏名)の世帯に属する者ではないことが確認されたため。

(注) 各国民健康保険組合においては、この様式を参考に通知書を作成してください。

令和 年 月 日

(申出者名) 様

(保険者名)

申出書の内容を確認したところ、(組合員名) と (申出者名) 及び (同伴者名) は引き続き同一世帯に属すると判断できることから、国民健康保険法第 19 条に規定する「組合員の世帯に属する者」に該当するため、国民健康保険組合の被保険者資格を喪失しないことをお知らせします。

(注) 各国民健康保険組合においては、この様式を参考に通知書を作成してください。

事務連絡
令和3年2月25日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

] 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

オンライン資格確認の導入に伴うDV・虐待等被害者保護に関する
関係機関等への周知について

先般、オンライン資格確認の導入に伴うDV・虐待等被害者保護について、「医療保険者等向け中間サーバー等における不開示該当フラグ・自己情報提供不可フラグによるオンライン資格確認等システム関連情報の制御および運用例の送付について」(市町村国保向け：令和3年1月18日事務連絡) (後期高齢者向け：令和3年1月26日事務連絡)にてお知らせしたところです。

今般、別添「医療保険者等におけるDV・虐待等被害者の保護のためのオンライン資格確認関連情報の制御および運用例について」(令和3月25日付け事務連絡)により、都道府県婦人保護事業主管課（室）及び配偶者暴力相談支援センター主管課（室）あて連絡しましたので、お知らせいたします。

引き続き、DV・虐待等被害者の保護について、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携を図り、適切な対応をお願いいたします。

都道府県民生主管部（局）におかれましては、貴都道府県管内市区町村への周知をお願いいたします。

事務連絡
令和3年2月25日

各都道府県 婦人保護事業主管課（室）
配偶者暴力相談支援センター主管課（室） 御中

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療保険者等におけるDV・虐待等被害者保護のためのオンライン資格確認関連情報の制御および運用例について

令和3年3月下旬より、マイナンバーカードを健康保険被保険者証（国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証を含む。）として利用できるようになるとともに、医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）の窓口で、即時に医療保険の資格が確認できるようになる「オンライン資格確認」が導入されます。

このオンライン資格確認の導入により、被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）の資格情報として住所等が提供されるため、

- ・DV・虐待等被害者のマイナンバーカードを、加害者やその関係者等（以下「加害者等」という。）が所持している場合
- ・医療機関等に勤務する医療従事者等が加害者等の場合

に、本人になりますて、マイナポータルや医療機関等の端末からDV・虐待等被害者の住所等を閲覧する恐れがあります。

このため、「オンライン資格確認」の導入にあたり、DV・虐待等被害者の保護の観点から、被保険者等であるDV・虐待等被害者の個人情報である避難先の住所等が加害者等に特定されないように、医療保険者等におけるオンライン資格確認関連情報の制御内容および運用例について、別添のとおり、本年1月26日付で事務連絡を発出したところです。

各都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センター等において、DV・虐待等

被害者が加入する医療保険者等と連携を図り、引き続きDV・虐待等被害者に対する保護等にご尽力いただくよう周知のほどよろしくお願ひいたします。特に、DV・虐待等被害者のマイナンバーカードを加害者等が所持している場合には、DV・虐待等被害者の申し出を契機に、マイナンバーカードの一時利用停止及び再交付の手続のほか、オンライン資格確認関連情報の制御に関する手続をご案内することとしていますのでご留意ください。

また、貴職より管内市区町村（指定都市、中核市を含む。）にも、本事務連絡について適宜周知いただきますようお願ひいたします。

【参考】

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については 24 時間 365 日受付しております。

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

※一時利用停止の解除や再交付等については、市区町村窓口での手続となります。

【添付資料】

・別添

「医療保険者等向け中間サーバー等における不開示該当フラグ・自己情報提供不可フラグによるオンライン資格確認等システム関連情報の制御および運用例の送付について」（令和3年1月26日付け内閣官房番号制度推進室、総務省大臣官房個人番号企画室、厚生労働省保険局保険課、厚生労働省保険局国民健康保険課、厚生労働省保険局高齢者医療課、厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）

・参考資料1

「医療保険者等向け中間サーバー等における不開示該当フラグ等の設定に関する基本的な対応等について（周知）」（平成30年5月1日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）

※保険課、高齢者医療課各課から同旨事務連絡を発出。

・参考資料2

「中間サーバー等における不開示該当フラグ等の機能改修について」（令和2年6月2日付け厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課各課、医療介護連携政策課事務連絡）

・参考資料3

「医療保険者等向け中間サーバー等における不開示該当フラグ・自己情報提供不可フラグによるオンライン資格確認等システム関連情報の制御および運用例の送付について（市町村向け）」（令和3年1月18日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）

事務連絡
令和3年1月26日

都道府県社会保障・税番号制度主管部（局）
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

内閣官房番号制度推進室
総務省大臣官房個人番号企画室
厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療保険者等向け中間サーバー等における不開示該当フラグ・自己情報提供不可フラグによるオンライン資格確認等システム関連情報の制御および運用例の送付について

今般、医療保険者等向け中間サーバー等における不開示該当フラグ・自己情報提供不可フラグによるオンライン資格確認等システム関連情報の制御内容および運用例を別添の通り整理いたしましたので、お知らせいたします。

医療保険者等の皆さまにおかれましては、引き続き平成30年5月事務連絡※1、令和2年6月事務連絡※2及び本事務連絡の主旨を踏まえ、DV・虐待等被害者の保護について適切な対応をお願いいたします。

都道府県民生主管部（局）におかれましては、貴管内の国民健康保険組合への周知を、関係各省共済組合等所管課（室）におかれましては、所管の共済組合等への周知をお願いいたします。

都道府県社会保障・税番号制度主管部（局）におかれましては、貴都道府県内市区町村への周知をお願いいたします。

なお、本内容に関する市区町村向けの事務連絡は令和3年1月事務連絡※3にて国民健康保険部局に周知済みです。

※1「医療保険者等向け中間サーバー等における不開示該当フラグ等の設定に関する基本的な対応等について（周知）」（平成30年5月1日付け保険課、国民健康保険課、高齢者医療課各課事務連絡）

※2「中間サーバー等における不開示該当フラグ等の機能改修について」（令和2年6月2日付け保険課、国民健康保険課、高齢者医療課各課事務連絡）

※3「医療保険者等向け中間サーバー等におけるDVフラグの制御および運用例の送付について（市町村向け）」（令和3年1月18日付け国民健康保険課事務連絡）

以上

別添

DVフラグによるオンライン資格確認等 システム関連情報の制御

はじめに

オンライン資格確認等システムの導入により、マイナポータルや保険医療機関等で以下の情報を閲覧することが可能となります。

- ・マイナポータル : 資格情報・特定健診情報等・医療費通知情報・薬剤情報
- ・保険医療機関 : 資格情報・特定健診情報等・薬剤情報
- ・保険薬局 : 資格情報・特定健診情報等※・薬剤情報

※ 11月12日（木）に開催された第133回社会保険審議会（医療保険部会）での審議を踏まえ、保険薬局においても特定健診情報の閲覧が可能となりました。

今般、上記運用の開始に伴い、**医療保険者等向け中間サーバーに実装されている不開示該当フラグ、自己情報提供不可フラグを用いたマイナポータルや保険医療機関等でのDV・虐待等被害者（DVや虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。以下「DV被害者」という。）の上記個人情報の表示制御方法および医療保険者等向け中間サーバーにおける上記フラグの運用例**について、以下の通り整理いたしました。

1. マイナポータルや保険医療機関等におけるDV被害者の個人情報の表示制御

- 1-1. 資格情報、特定健診情報等、医療費通知情報、薬剤情報の閲覧の仕組み ⇒ P.3~5
(参考) 不開示該当フラグ、自己情報提供不可フラグの概要 ⇒ P.6

1-2. 課題と対策

- 1-2-1. 課題と対策①「マイナポータルでの情報閲覧時」 ⇒ P.7
- 1-2-2. 課題と対策②「保険医療機関等におけるマイナンバーカードでのオンライン資格確認時」 ⇒ P.8
- 1-2-3. 課題と対策③「保険医療機関等における被保険者証でのオンライン資格確認時」 ⇒ P.9
- 1-2-4. 課題と対策④「大規模災害・システム障害時のオンライン資格確認時」 ⇒ P.10

- 1-3. 留意事項：初回登録を実施できない場合について ⇒ P.11

- 1-4. 不開示該当フラグおよび自己情報提供不可フラグの制御内容一覧 ⇒ P.12

- 1-5. 情報提供可否の判断方法 ⇒ P.13

2. 医療保険者等向け中間サーバーにおけるDVフラグの運用例

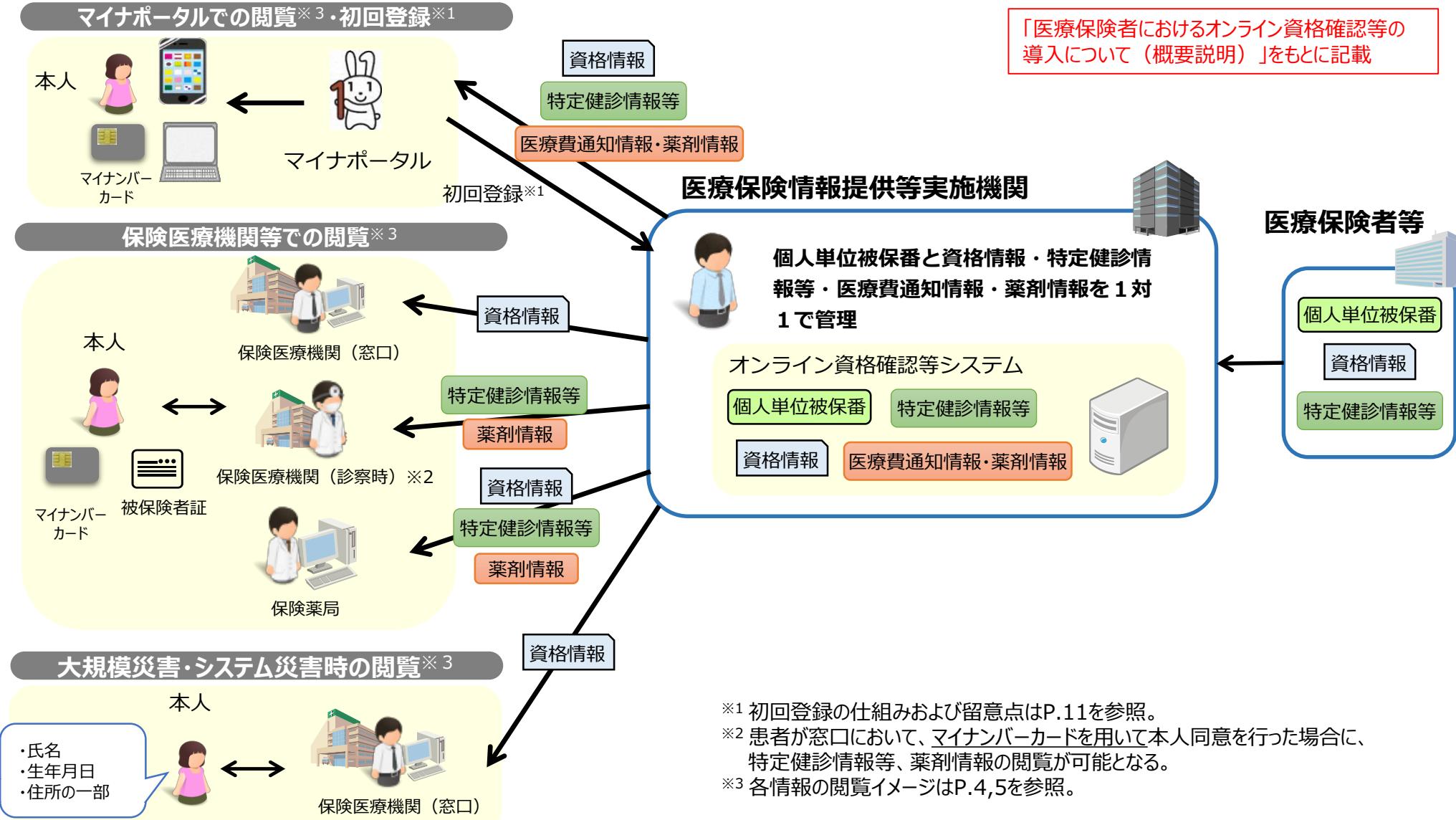
- 2-1. 医療保険者等の取る基本的なアクション例 ⇒ P.15

- 2-2. DV被害者によるDVフラグの設定・解除に係る運用フロー（例） ⇒ P.16,17

1. マイナポータルや保険医療機関等における
DV被害者の個人情報の表示制御

1-1. 資格情報、特定健診情報等、医療費通知情報、薬剤情報の閲覧の仕組み（1/3）

オンライン資格確認等システムの導入により、被保険者等はマイナポータルや保険医療機関等で以下の情報を閲覧することが可能となる。各情報を閲覧するにあたり、加入者はマイナポータルにおける初回登録（マイナンバーカードを被保険者証として利用するための手続き）※1を行う必要がある。



1-1. 資格情報、特定健診情報等、医療費通知情報、薬剤情報の閲覧の仕組み（2/3）

マイナポータルおよび保険医療機関等における各情報の閲覧イメージは以下の通り。

マイナポータルでの閲覧イメージ

資格情報

あなたの資格情報

令和2年6月26日時点

被保険者証（一般）		交付年月日：平成27年4月1日	
記号 N N N		番号 12345	枚番 01
被保険者氏名 又は 旧姓氏名	サイトウ トシオ 齋藤 寿男		
生年月日	昭和35年11月10日	性別	男
資格取得年月日	平成27年4月1日		
被保険者氏名 又は 旧姓氏名	齋藤 寿男	本人・家族の別	本人
保険者番号 保険者名	01991234 全国健康保険協会 ○○支部		

薬剤情報

薬剤情報一覧		作成日：2022年1月8日	1/3ページ
品名	サルキア®	登録番号	98765432
品名	三樹能太郎	被承認者登記記号	1234567890
生年月日	1975年2月20日 性別 男 年齢 46歳	枝番	00
ご購入時期は、2021年 11 月まで記載された過去3ヶ月を表示しています。既に一覧表示がない場合はあります。			
【表示期間】：2021年9月～2021年11月		サルキア®薬剤使用回数の合計	5,320 回
薬剤情報明細			
調剤	医療機関名（处方箇所元販売機関名）	支給料金額	支給料金額 相当額
年月	日	用法 【用法】*1 / 【用量】*1 / 【用法の特徴指示】*1	調剤数量 *2
2021年11月	6日 DDDDDDDDDの際		
	注記：1. ソリューション 200mL	1袋	28円
	2. ノンイオノン 250mg 2. 5%10mL	1瓶	28円
	3. 水酸化ナトリウム注射液 0.9% 2mL	2瓶	28円
5日	DDDDDDDDの際		
	注記：1. ソリューション 200mL	1袋	18円
	2. ノンイオノン 250mg 2. 5%10mL	2瓶	18円
4日	DDDDDDDDの際		
	注記：1. 水酸化ナトリウム 0. 1%1mL	1瓶	18円
	2. ベニマツルアミド 200mL	1瓶	18円
	3. リジドリブン 0.2mg (0. 4%)	2袋	18円
	4. ノンイオノン 250mg 2. 5%10mL	1袋	18円
1日	EEEEEEEEEEの際		
	内服：1. メタボリム 15mg	3袋	36円
	外用：メタボリム 10mg入浴剤 100g 0. 143%5mL	1袋	18円

特定健診情報等

醫療費通知情報

医療費情報一覧			作成日：2023年1月21日		1/2ページ
氏名カナ	サンキノウタロウ	保険者番号	98765432		
氏名	三橋太朗	被保険者登録号	1234567890		
生年月日	1975年2月20日	性別	男	年齢	47歳
			枝垂		00
医療費の合計					
期間	医療費の総額（円）	保険者の負担額（円）	その他の公費の 負担額（円）		自貢負担相当額（円）
2021年9月～2022年9月	738,300	511,986	18,388		207,926

資格情報

薬剤情報

特定健診情報等

一般的医療保険オンライン資格確認システム 資格情報確認	マイナンバーカード	保険証	神奈川県民 薦め	ログアウト																							
<p>この資格は有効です。</p> <hr/> <table> <tr> <td>照会番号 :</td> <td><input type="text" value="99123456"/></td> <td>検索</td> </tr> <tr> <td>保険者番号 :</td> <td>99123456</td> <td>保険者名 : ○○健康保険</td> </tr> <tr> <td>記号 :</td> <td>いB30(</td> <td>番号 : 5678 B☆</td> <td>枝番 : 01</td> </tr> <tr> <td>氏名(表面) :</td> <td>あけひ 保険 一郎</td> <td>性別(表面) : 男</td> <td>生年月日 : 昭和55年8月2日</td> </tr> <tr> <td>該区分 : 有効開始日 : 平成30年5月25日</td> <td>一部負担金割合 : 有効終了日 : 資格喪失理由 :</td> </tr> <tr> <td>本人・家族の別 : 本人 郵便番号 : 105-0004</td> <td>被保険者氏名 : 保険 一郎 住所 : 東京都港区新橋1-2-3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">限度額適用認定証</td> </tr> <tr> <td>通用区分 : ア 証区分 : 限度額適用認定証</td> <td>有効開始日 : 平成2年4月1日 長期入院証当日 :</td> <td>有効終了日 :</td> </tr> </table>					照会番号 :	<input type="text" value="99123456"/>	検索	保険者番号 :	99123456	保険者名 : ○○健康保険	記号 :	いB30(番号 : 5678 B☆	枝番 : 01	氏名(表面) :	あけひ 保険 一郎	性別(表面) : 男	生年月日 : 昭和55年8月2日	該区分 : 有効開始日 : 平成30年5月25日	一部負担金割合 : 有効終了日 : 資格喪失理由 :	本人・家族の別 : 本人 郵便番号 : 105-0004	被保険者氏名 : 保険 一郎 住所 : 東京都港区新橋1-2-3	限度額適用認定証		通用区分 : ア 証区分 : 限度額適用認定証	有効開始日 : 平成2年4月1日 長期入院証当日 :	有効終了日 :
照会番号 :	<input type="text" value="99123456"/>	検索																									
保険者番号 :	99123456	保険者名 : ○○健康保険																									
記号 :	いB30(番号 : 5678 B☆	枝番 : 01																								
氏名(表面) :	あけひ 保険 一郎	性別(表面) : 男	生年月日 : 昭和55年8月2日																								
該区分 : 有効開始日 : 平成30年5月25日	一部負担金割合 : 有効終了日 : 資格喪失理由 :																										
本人・家族の別 : 本人 郵便番号 : 105-0004	被保険者氏名 : 保険 一郎 住所 : 東京都港区新橋1-2-3																										
限度額適用認定証																											
通用区分 : ア 証区分 : 限度額適用認定証	有効開始日 : 平成2年4月1日 長期入院証当日 :	有効終了日 :																									

一覧		作成日: 2022年1月8日	1/4ペ
登録番号	登録者名	登録者番号	登録者登録番号
リキシモブリロ	保険者番号 98765432	被保険者登記番号 1234567890	被保険者登録番号 1234567890
三樹麻太郎	被保険者登記番号 1234567890	被保険者登録番号 1234567890	
1975年2月26日	性別 男 年齢 46歳	種類 病	
2021年 11月 20日	既往歴の有無を医療機関に問い合わせています。但し、一括表示がない場合はあります。		
	医療機関内に記載あるかなら、医療品名が示される場合だけです。		
処方 見方 使用 期間 開始区分 日 用途 ※ *2	薬品名 (英文名)	調剤箇数 *4	
28日 (001) 内服 1ヶ月 前回	1. エチゾラチオ 5mg錠 (エチゾラチオナトリウム) 〔1日1回(朝食時)〕	1瓶	30日
	2. ペコルチ 2.5mg錠 (ペコルチナトリウム) 〔1日1回(朝食時)〕	2瓶	30日
	3. ベタニゼ 2.5mg (ベタニゼバゼン・塩酸) 〔1日1回(朝食時)〕	1瓶	30日
	4. ハリドメトロ 2mg (オルメタゾン) 〔1日1回(朝食時)〕	1瓶	30日
	5. フルカルボン 2.5mg「アメ」 (フルカルボン) 〔1日1回(朝食時)〕	2瓶	30日
	6. マグネシウム 5.0 mg (マグネシウム) 〔1日1回(朝食時)〕	2瓶	30日

1-1. 資格情報、特定健診情報等、医療費通知情報、薬剤情報の閲覧の仕組み（3/3）

大規模災害時においては、マイナンバーカードや被保険者証を持参していない場合においても、氏名、生年月日、住所または保険者名を確認することで資格確認が可能となる。資格確認における閲覧イメージは以下の通り。

大規模災害時の閲覧イメージ

公的医療保険オンライン資格確認システム
資格情報照会(大規模災害)

サンプル医療機関名
アカ開発04

検索条件：マイナンバーカード券面情報 * 必須項目 *1,*2 選択必須項目(どちらか一方はご入力ください)

① 氏名：松岡 三十六大 *1 氏名(カナ)：
※2 住所：東京都北区王子

① 性別：男性
① 生年月日：平成 7 年 2 月 16 日

② 保険者名：
① 資格確認日：2020/03/06

検索結果：1 件

氏名	生年月日	性別	住所	保険者名
ルモトサンジュウロクタイ 松岡 三十六大	平成7年2月16日	男	東京都北区王子33-33-33	公立学校共済組合 ○●支部

メニュー 戻る

① 本人確認の際の必須項目

- ① 氏名 or 氏名（カナ）
 - ② 生年月日
 - ③ 住所 or 保険者名
- *氏名、氏名（カナ）、性別、生年月日については完全一致
住所、保険者名は部分一致

② 「氏名」、「生年月日」、「住所等の一部」の項目を入力すると、検索結果に候補者一覧が住所付きで表示される。住所については、前方10文字程度のみ表示する。

※大規模災害時やシステム障害時において、薬剤情報、特定健診情報についても、災害時用の画面から参照可能。

なお、情報提供の本人同意については、医療従事者が患者から提供可否を聞き取り、資格確認端末上で、同意ボタンを押す運用となっている。

(参考) 不開示該当フラグ、自己情報提供不可フラグの概要

マイナポータルや保険医療機関等における情報閲覧に伴う課題への対策として、医療保険者等向け中間サーバーに実装されている不開示該当フラグ、自己情報提供不可フラグを用いることとする。各フラグの制御内容は、以下の通り。

令和2年6月2日付け事務連絡（別紙1）をもとに記載

フラグ等 名称	概要	設定者	情報照会者に 対する情報提供	マイナポータル	
				自己情報表示 (あなたの情報)	情報提供等記録※1 (やりとり履歴)
① 不開示 該当フラグ	番号法第23条第2項各号に規定する事項に該当することを表すフラグである。 不開示と設定した場合、情報提供及び情報照会を行う際に「不開示コード」が設定される。 予め、情報提供者及び情報照会者が、特定個人情報単位または被保険者枝番単位で設定する。	情報提供者・ 情報照会者	○	—	× 被保険者等がマイナポータルでやりとり履歴を確認した際に、履歴として表示されない。※2
② 自己情報 提供不可 フラグ	情報提供等記録開示システム(マイナポータル)から要求された自己情報の提供の求めに対し、該当する特定個人情報を提供するか、提供しないかを制御するために設定する。 予め、情報提供者が、特定個人情報単位または被保険者枝番単位で設定する。	情報提供者	○	× 自己情報提供不可フラグを設定すると、自己情報は、閲覧できない。※3	—

凡例
 ○:自動応答により、情報提供する
 ×:閲覧できない

※1…情報連携が完了していない(情報照会に対して情報提供が行われていない)情報提供等記録については、原則として、マイナポータル上で閲覧することができない。

※2…不開示該当フラグと不開示コードのどちらか一方が設定されている場合、情報提供が行われたとしても、マイナポータル上で情報提供等記録(やりとり履歴)を閲覧できなくなる。

※3…マイナポータルの画面上には、「回答なし」の旨が表示される。

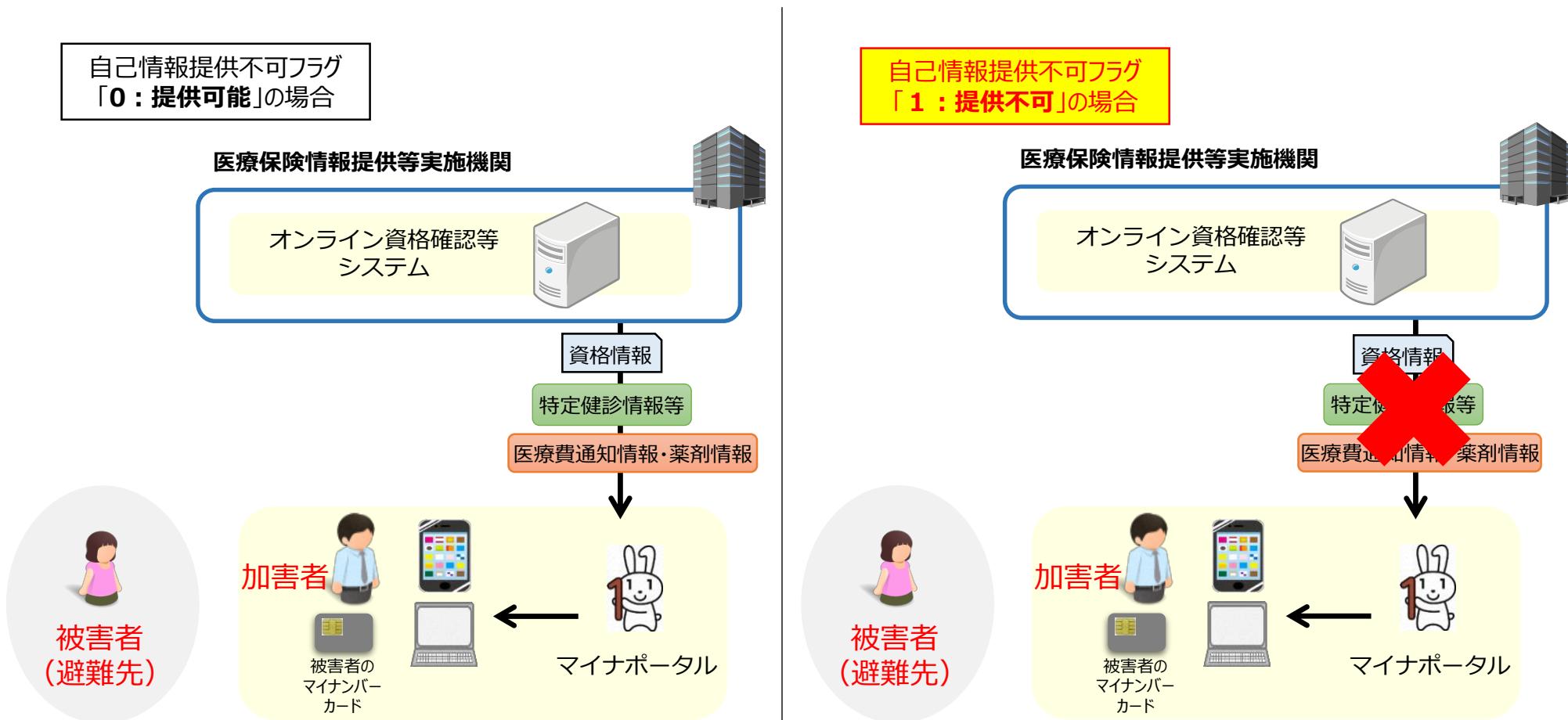
1-2-1. 課題と対策①「マイナポータルでの情報閲覧時」

○ 課題

DV被害者が加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合や、マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合に、加害者がマイナポータルよりDV被害者の資格情報から避難先の特定につながる**保険者名**、特定健診情報や薬剤情報の**受診医療機関名等**を閲覧可能となる。

○ 対応策

医療保険者等向け中間サーバー等における自己情報提供不可フラグを「1：提供不可」に設定することで、情報提供を制御する。



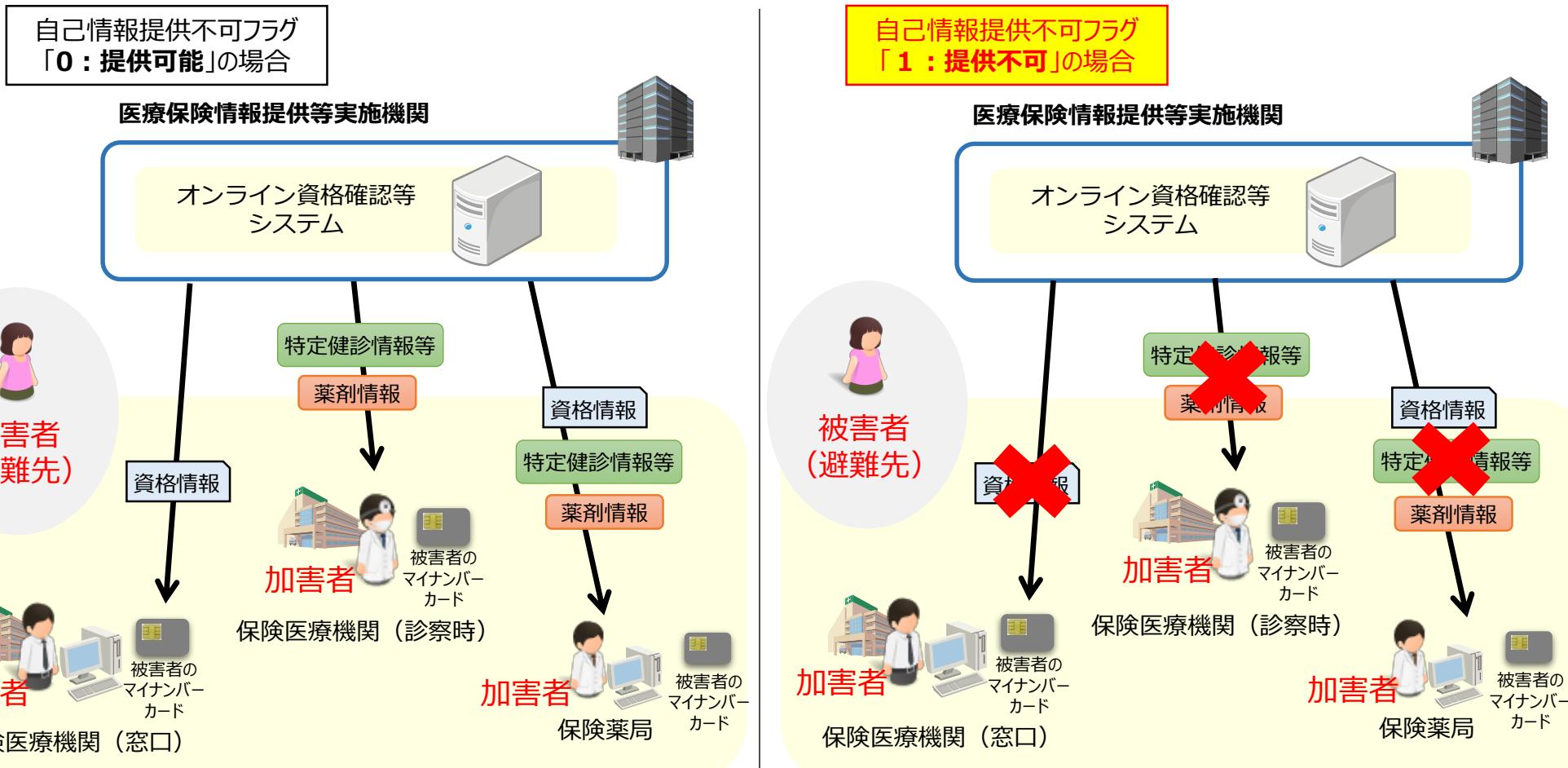
1-2-2. 課題と対策②「保険医療機関等におけるマイナンバーカードでのオンライン資格確認時」

○ 課題

DV被害者が加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合、加害者（医療従事者）がDV被害者のマイナンバーカードを利用し、資格確認端末から被害者の住所等を閲覧可能となる（加害者がパスワードを把握していなければ閲覧不可）。また、加害者が患者として受診した際に、DV被害者のマイナンバーカードを利用して資格情報を確認することも想定される。

○ 対応策

医療保険者等向け中間サーバー等における自己情報提供不可フラグを「1：提供不可」に設定することで、情報提供を制御する。



1-2-3. 課題と対策③「保険医療機関等における被保険者証でのオンライン資格確認時」

○ 課題

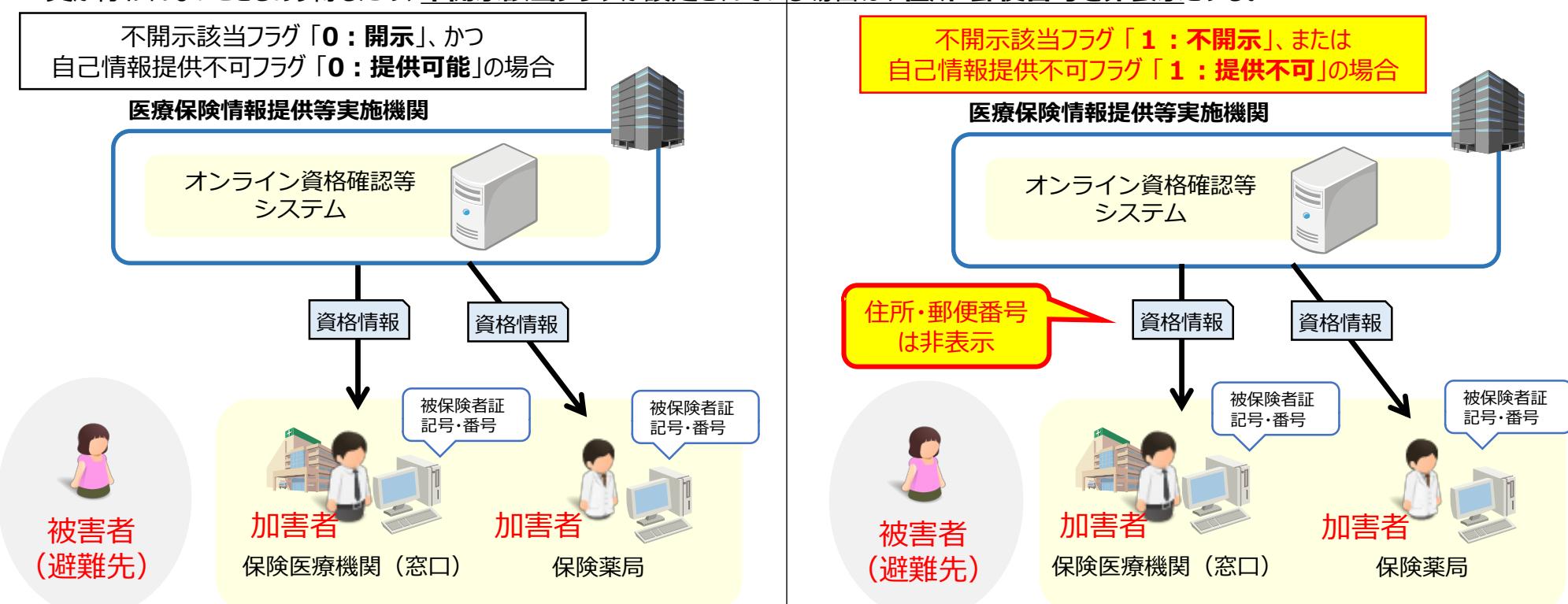
加害者（医療従事者）がDV被害者の被保険者証記号・番号を把握している場合、DV被害者の**被保険者証記号・番号**を用いて**資格確認端末からDV被害者の資格情報を閲覧可能**となる。また、加害者が患者として受診した際に、DV被害者の被保険者証を利用して資格情報を確認することも想定される。

○ 対応策

医療保険者等向け中間サーバー等における**不開示該当フラグ**を「1：不開示」、もしくは**自己情報提供不可フラグ**を「1：提供不可」と設定することで情報提供を制御する。

自己情報提供不可フラグが設定されている者については、資格確認の検索結果上には表示されない。しかし、マイナンバーカードと被保険者証の両方を資格確認に使用できなくなることを避けるため、**被保険者証での資格確認時は住所・郵便番号を非表示**として資格確認を行えるようとする。

マイナンバーカードを再発行し自己情報提供不可フラグを解除した場合であっても、扶養が外れない場合等、被保険者証記号・番号の変更が行われることもあり得るため、**不開示該当フラグ**が設定されている場合は、**住所・郵便番号を非表示**とする。



1-2-4. 課題と対策④「大規模災害・システム障害時のオンライン資格確認時」

○ 課題

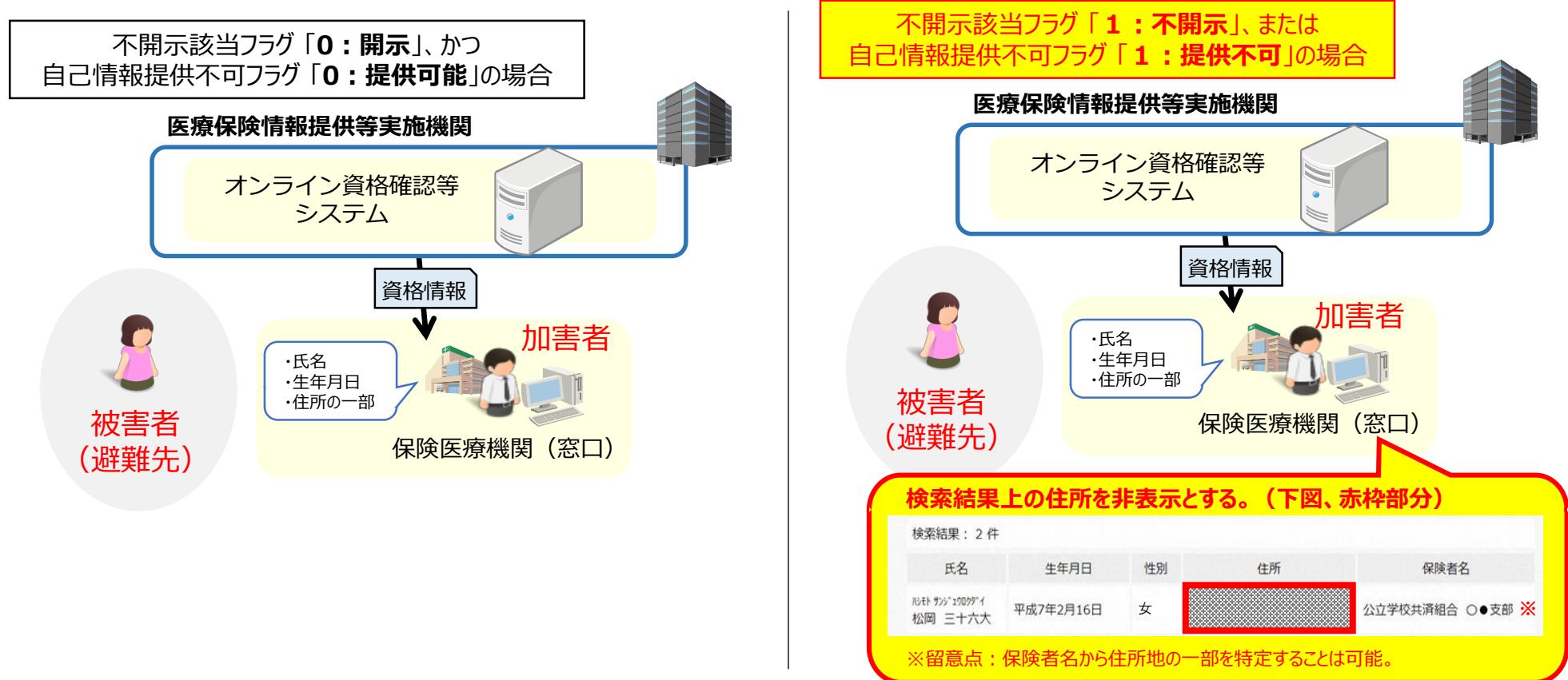
大規模災害（システム障害）時には、マイナンバーカードや被保険者証を持っていない場合も「氏名」、「生年月日」、「住所等の一部」を入力すると候補者の情報が一覧表示可能となるため、加害者（医療従事者）が **DV被害者**の情報を閲覧可能となる。

○ 対応策

医療保険者等向け中間サーバー等における不開示該当フラグを「1：不開示」、もしくは自己情報提供不可フラグを「1：提供不可」と設定することで情報提供を制御する。

大規模災害時等は、マイナンバーカードを停止し自己情報提供不可フラグを解除した者であっても、「氏名」、「生年月日」で住所候補を閲覧できることから、不開示該当フラグが設定されている者の住所・郵便番号を非表示とする。

また、自己情報提供不可フラグが設定されている者については、資格確認の検索結果上には表示されない。しかし、有事の際に本人確認を実施できないと、保険診療を受けられないデメリットが生じるため、本フラグが設定されている者についても、住所・郵便番号を非表示とする。



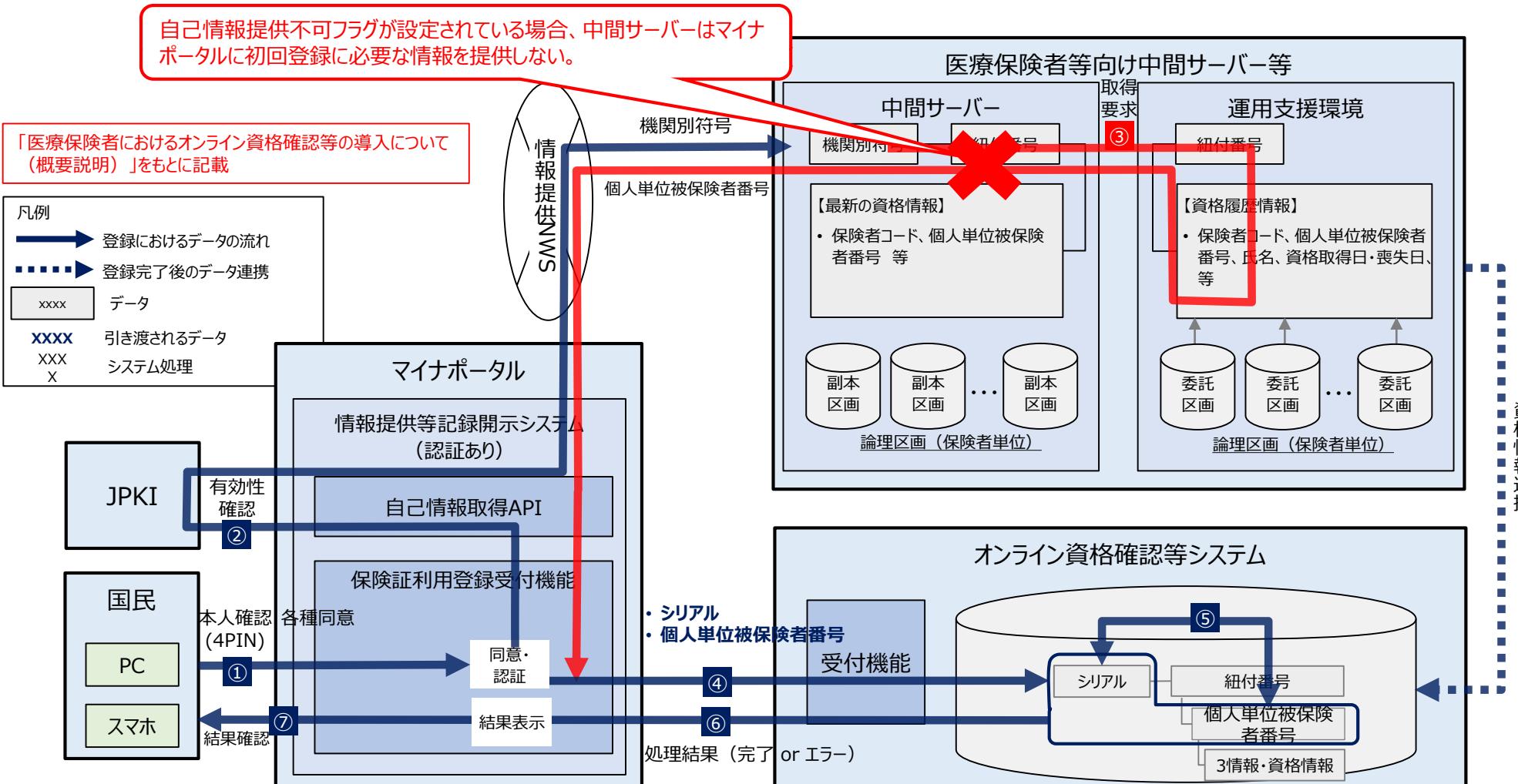
1-3. 留意事項：初回登録を実施できない場合について

マイナンバーカードを被保険者証として利用するにあたり、被保険者による保険証利用の登録（初回登録）が必要である。初回登録は、以下の通りマイナポータルの情報提供等記録開示システムを活用して行うが、**自己情報提供不可フラグが設定されている場合**、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）から要求された自己情報の提供の求めに対し、該当する特定個人情報を提供しない制御となる。そのため、マイナンバーカードを被保険者証として利用するための初回登録が不可※となる（2020年8月より開始された予約登録も同様）。

自己情報提供不可フラグはマイナンバーカードの再発行が完了するまでの間に一時的に設定するフラグであるため、マイナンバーカードの再発行が完了したDV被害者の自己情報提供フラグは適切に解除し、初回登録を行う必要がある。

※初回登録が不可となった場合の被保険者や医療保険者等における原因の確認方法（自己情報提供不可フラグが設定されている等）については、別途通知予定。

自己情報提供不可フラグが設定されている場合、中間サーバーはマイナポータルに初回登録に必要な情報を提供しない。



1-4. 不開示該当フラグおよび自己情報提供不可フラグの制御内容一覧

課題①～④への対策（P.7～10）としての不開示該当フラグおよび自己情報提供不可フラグの制御内容は以下の通り。

情報提供元	提供される情報	情報の内容	情報提供先			
			マイナポータル	保険医療機関・保険薬局	マイナポータル	保険医療機関・保険薬局
中間サーバー	やりとり履歴	照会日時、情報照会機関、情報提供機関 等	×	—	○	—
	自己情報	保険者番号、保険者名、被保険者証記号番号、有効期限、資格得喪日、給付情報 等	○	—	対策① × 初回紐付も不可	—
	マイナポータルでの資格情報閲覧時	氏名、生年月日、性別、保険者名、資格得喪日、負担割合、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証 等	○	—	×	—
	マイナンバーカードを使用したオンライン資格確認時	氏名、生年月日、性別、住所、保険者名、資格得喪日、負担割合、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証 等	—	○	—	対策② ×
	被保険者証を使用したオンライン資格確認時	同上	—	対策③ ○ 住所・郵便番号は非表示	—	対策③ ○ 住所・郵便番号は非表示
	大規模災害・システム障害時のオンライン資格確認時	同上	—	対策④ ○ 住所・郵便番号は非表示	—	対策④ ○ 住所・郵便番号は非表示
	薬剤情報	氏名、生年月日、性別、保険者番号、被保険者番号、診療年月日、医療機関名（マイナポータル上のみ）、薬剤名	○	○	×	対策② ×
	特定健診情報等	資格確認日、医療機関コード、保険者番号、被保険者番号、生年月日 等	○	○	×	×
オンライン資格確認等システム	医療費通知情報	保険者番号、審査年月、被保険者番号、生年月日、診療年月、医療機関コード、医療費総額 等	○	—	×	—

【凡例】 ○：提供する、 ×：提供しない、 —：提供機能なし

※ 各フラグが効力を発揮するパターンについては、次頁を参照。

1-5. 情報提供可否の判断方法

自己情報提供不可フラグは最新保険者の設定値で情報提供可否を判断し、不開示該当フラグは過去に一度でも設定されていれば情報提供不可であると判断することとする（適用開始：2021年1月後半予定）。

なお、マイナポータルにおけるやり取り履歴や自己情報に係る提供可否の判断は、現行からの変更はない。

制御対象	フラグ	フラグの継続性	設定例（加入者が保険者A→B→Cと異動した場合）				
資格情報、特定健診情報等、医療費通知情報、薬剤情報	自己情報提供不可フラグ	最新の保険者に設定されているフラグの効力が過去の保険者にも適用される。※現在加入している保険者のみで判断可能。		保険者A	保険者B	保険者C	保険者Bでフラグを設定していたが、保険者C（最新保険者）でフラグを設定していない場合、全保険者でフラグが効力を発揮しない。
	不開示該当フラグ			フラグ	無	有	無
【参考】マイナポータル	自己情報	自己情報提供不可フラグ	各保険者でのフラグの効力は、設定した保険者のみに適用され、他保険者にフラグの効力が影響することはない。 初回登録の場合は、最新の保険者に設定されている自己情報提供不可フラグが採用される。	保険者A	保険者B	保険者C	保険者Aにてフラグを設定していない場合、保険者Aの情報は提供される。 保険者Bにてフラグが設定されている場合、保険者Bの情報は提供されない。 保険者Cにてフラグを設定していない場合、保険者Cの情報は提供される。
	やりとり履歴	不開示該当フラグ		フラグ	無	有	無
			※過去の保険者にて設定されているフラグを書き換えるわけではなく、システム上でフラグの影響範囲を制御する。	情報提供	可	不可	可

2. 医療保険者等向け中間サーバーにおける DVフラグの運用例

2-1. 医療保険者等の取る基本的なアクション例

医療保険者等は、DV加害者から避難してきた被害者に対して、①マイナンバーカードの停止、②不開示該当フラグ・自己情報提供不可フラグの設定および解除、③代理人設定の解除について案内をする必要がある。加入者（被害者）の運用フローについては次頁以降を参照。

DV被害者に対して保険者との取るアクションの流れ

#	STEP1	STEP2	STEP3	STEP4			
フェーズ	加入者への案内	保険者の設定作業	代理人設定解除後の手続き	DV被害から逃れた後			
アクション	マイナンバーカード停止	不開示該当フラグ申請	自己情報提供不可フラグ申請	代理人設定解除	フラグの設定※1	自己情報提供不可フラグ解除※1	不開示該当フラグ解除※1
詳細	<ul style="list-style-type: none"> 避難元にマイナンバーカードを置いてきた場合に対応必要 マイナンバーカード停止窓口は24時間365日稼働しているので、保険者は相談を受けたら、加入者に停止し、再発行してもらうよう案内する。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険者は加入者にフラグ設定は、加入者の申請に基づき設定するものである旨、および各フラグの必要性を案内する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難元にマイナンバーカードを置いてきた場合はDV加害者を代理人設定している場合に対応必要 保険者は加入者にフラグ設定は、加入者の申請に基づき設定するものである旨、および各フラグの必要性を案内する。 	<ul style="list-style-type: none"> DV加害者を代理人設定している場合のみ対応必要 保険者は、加入者にマイナンバーカード停止後、再発行したマイナンバーカードで、マイナポータルにログインし、代理人設定を解除するよう案内する。 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者の申請に基づき※2、不開示該当フラグ・自己情報提供不可フラグを設定する。※3 	<ul style="list-style-type: none"> 保険者は加入者の申請に基づきフラグを解除する。※4 	<ul style="list-style-type: none"> 保険者は加入者の申請に基づきフラグを解除する。
理由	<ul style="list-style-type: none"> 加害者が被害者のマイナンバーカードを用いて、マイナポータル上で被害者の情報を確認できないようにする。 被保険者番号を用いて資格確認端末で住所等を確認できないようにする。 大規模災害時等に資格確認端末で住所等を確認できないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報機関同士のやりとり履歴をマイナポータル上で閲覧できないようになる。 被保険者番号を用いて資格確認端末で住所等を確認できないようになる。 被保険者番号を用いて資格確認端末で住所等を確認できないようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人権限のある加害者が被害者の情報を加害者のマイナポータルで確認できないようになる。 加害者が被害者のマイナンバーカードを用いて、被害者の情報を確認できないようになる。 被保険者番号を用いて資格確認端末で住所等を確認できないようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人設定を解除することにより、加害者が被害者の情報を加害者自身のマイナポータルで確認できないようになる。 	-	<ul style="list-style-type: none"> 解除を失念してしまう、マイナンバーカードを被保険者証代わりに利用できない等の制約が生じてしまう。 	

※1 詳細は以下文書を参照。

- 不開示該当フラグ・自己情報提供不可フラグ等の運用について
 - ・医療保険者等向け中間サーバー等との接続運用に係る運用管理規程（医療保険者等向け）
 - ・医療保険者等向け中間サーバー等との接続運用に係る運用実施要領（医療保険者等向け）
- フラグの設定・解除手順について
 - ・中間サーバーシステム操作マニュアル「12_不開示・自動応答不可・自己情報提供不可の設定」

※2 避難先市町村に避難しているDV被害者について、フラグの設定を要することが明らかな場合は、フラグの申出の有無に関わらずフラグ設定を行う。

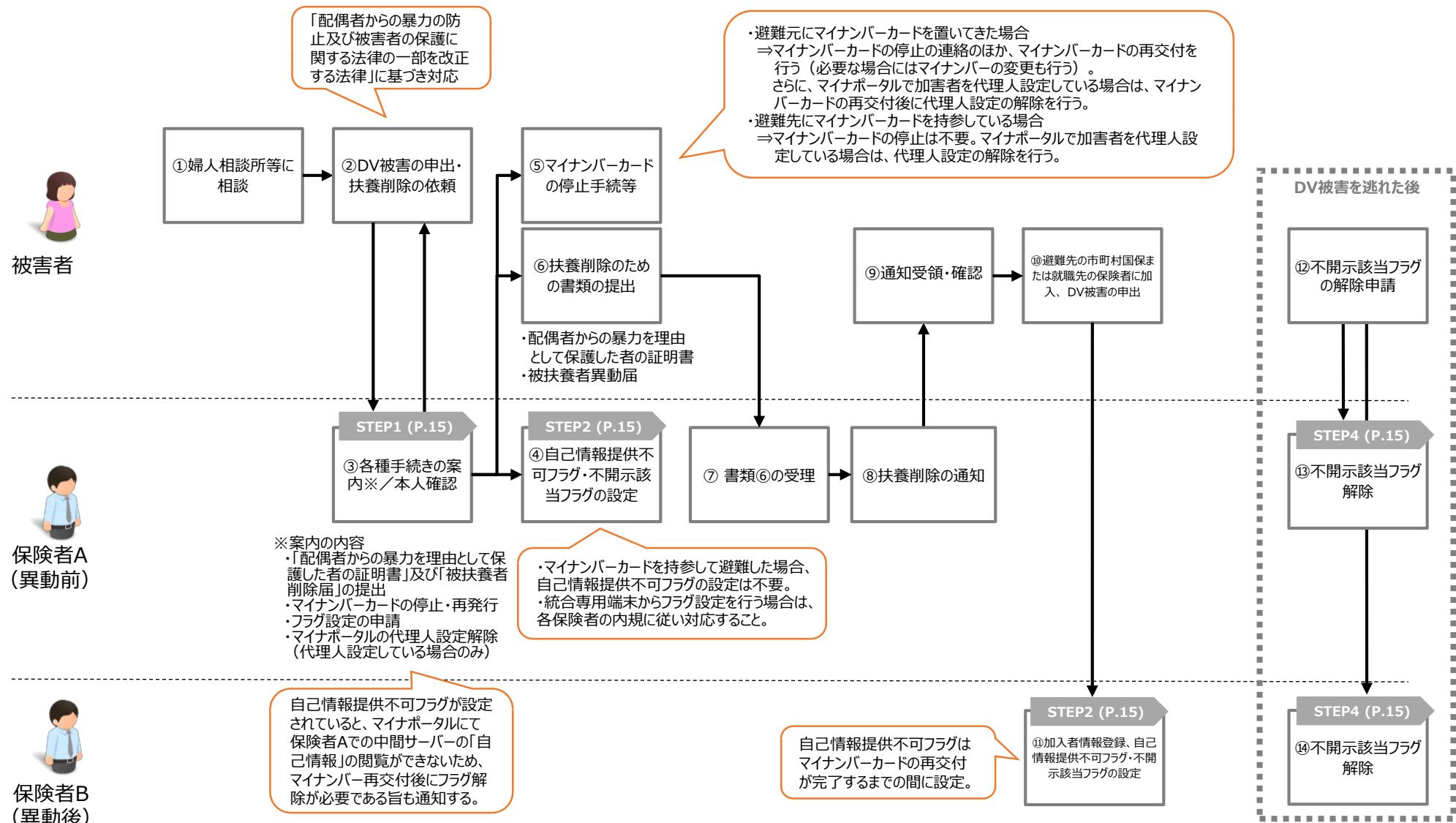
※3 自己情報提供不可フラグが設定されている間は、初回紐付を行うことは不可。（詳細はP.11を参照）

※4 自己情報提供不可フラグの解除後、初回紐付を行うことが可能となる。（詳細はP.11を参照）

2-2. DV被害者によるDVフラグの設定・解除に係る運用フロー（例）（1/2）

DV被害者が被扶養者である場合の「DV被害者によるDVフラグの設定・解除」に係る運用フロー例を以下に示す。

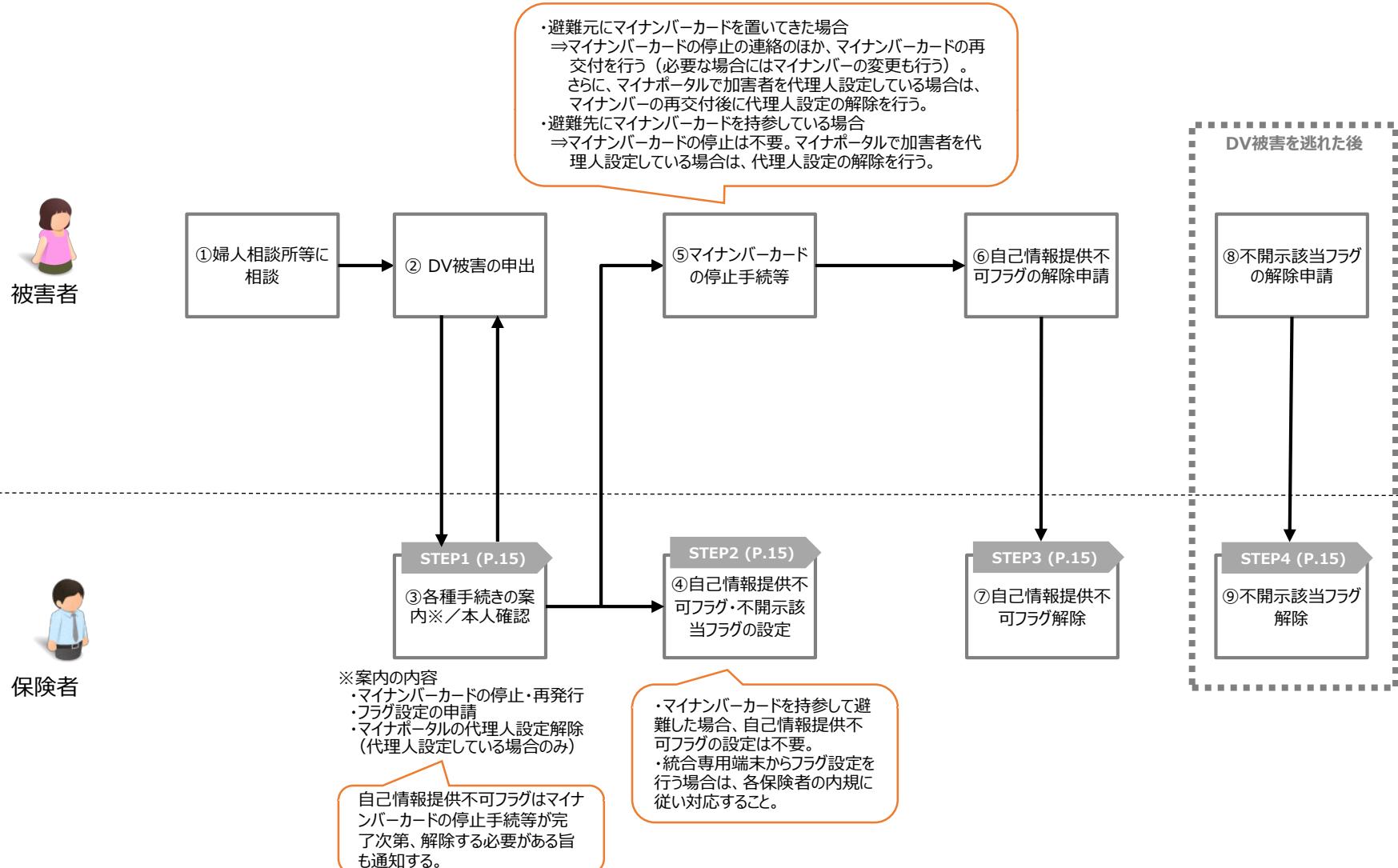
①被害者が被扶養者である場合



2-2. DV被害者によるDVフラグの設定・解除に係る運用フロー（例）（2/2）

DV被害者が被保険者である（加害者と別の医療保険者等に加入している）場合の「DV被害者によるDVフラグの設定・解除」に係る運用フロー（例）を以下に示す。

②被害者が被保険者である（加害者と別の医療保険者等に加入している）場合



「DV フラグによるオンライン資格確認等システム 関連情報の制御および運用例」に関する QA

問 1

DV 被害者に DV フラグを設定することになると思いますが、この場合、マイナンバーカードを被保険者証として使用することはできないということでしょうか。

答

自己情報提供不可フラグを設定した場合は、マイナンバーカードを被保険者証として利用することはできなくなります。

問 2

DV 被害者が DV 加害者の元から避難する際に、DV 加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合、自己情報提供不可フラグを設定することにより、マイナンバーカードでのオンライン資格確認ができなくなることですが、DV 加害者の所在地に被保険者証も置いてきてしまった場合、避難先で被保険者証の再発行が必要でしょうか。

答

ご認識の通りです。マイナンバーカードの再発行が完了し、自己情報提供不可フラグを解除するまでは、被保険者証で資格確認を行うこととなりますので、被保険者証の再発行（被用者保険の場合には事業主を通して手続き）が必要となります。

なお、被用者保険の被扶養者の場合には、保険者等に申し出て被扶養者を抜け、新たに国保等への加入手続きが必要となります。

問 3

DV フラグが設定されており、医療機関等で資格情報等を閲覧できない場合、医療従事者は DV フラグによる制御であることを把握できるのでしょうか。

答

オンライン資格確認等システムから医療機関に連携される情報は、受診時に必要な情報のみであり、患者が DV 被害者であるかどうかは受診時に必要な情報ではないため、医療従事者は DV フラグによる制御であることを把握できません。

問 4

過去の保険者のうち、一つでも不開示フラグが設定されていると、フラグが効力を発揮するとのことですですが、異動前の保険者で設定した不開示フラグを解除するためには、異動前の保険者にフラグ解除の申出を行う必要があるのでしょうか。

答

ご認識の通り、フラグ設定を行った異動前の保険者に解除の申出を行っていただく必要がございます。

問 5

以下のいずれの場合も、初回登録がエラーになるのでしょうか。

- (1)自己情報提供不可フラグが設定されている加入者が初回登録の予約を行った場合
- (2)初回登録の予約を行った加入者が自己情報提供不可フラグを設定された場合
- (3)初回登録の開始以降、自己情報提供不可フラグが設定されている加入者が初回登録を行った場合

答

(1)、(2)の場合は、初回登録が始まるまでに自己情報提供不可フラグが解除されない場合はエラーとなります。(3)の場合は、エラーとなります。

そのため、マイナンバーカードの再交付が完了したDV被害者の自己情報提供フラグを適切に解除した上で初回登録を行う必要があります。

問 6

DV フラグは個人単位被保険者番号単位で設定するのでしょうか。それともとマイナンバー単位で設定するのでしょうか。

答

個人単位被保険者番号単位で設定します。

事務連絡
平成 30 年 5 月 1 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

医療保険者等向け中間サーバー等における不開示該当フラグ等の
設定に関する基本的な対応等について（周知）

国民健康保険制度の円滑な実施に当たっては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 19 条第 7 号の規定に基づく情報照会及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）については、平成 29 年 11 月 13 日から本格運用を実施しているところです。

情報連携においては、情報提供の求めがあった場合、原則として職員が関わることなく、自動応答され、情報連携の記録（以下「情報提供等記録」という。）が医療保険者等向け中間サーバー等（以下「保険者中間サーバー」という。）に保存されます。情報提供等記録開示システム（マイナポータル）においては、各被保険者が、自らの情報提供等記録のほか、保険者中間サーバーに保存されている被保険者自らの情報（以下「自己情報」という。）を閲覧することが可能です。

ここで、DV や虐待等の被害者（DV や虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。以下「被害者」という。）の避難先の住所・居所がある都道府県若しくは市町村又は勤務先若しくは勤務地に係る情報については、加害者に当該情報を確認された場合には、人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当し得るものであります。

保険者中間サーバーを利用する保険者に係る情報提供等記録については、情報照会者又は情報提供者として「社会保険診療報酬支払基金」が表示されるため、直ちに被害者の住所・居所・勤務先・勤務地につながる情報とはなりませんが、自己情報としては「医療保険者名称」が保存されているところであります。住所・居所・勤務先・勤務地の特定につながるおそれがあります。

これらの観点から、保険者中間サーバーにおいては、自動応答不可フラグ、不開示該当フラグ、自己情報提供不可フラグが実装されており、各フラグについては、移行実施ガイド（平成 29 年 5 月 31 日更新版）の 8 ページに「【参考】フラグの設定について」として解説しているところですが、今般、各フラグ及び不開示コードの活用方法等について、別紙 1～3 にまとめましたので、貴都道府県におかれましては貴管下の国民健康保険組合（以

下「国保組合」という。)に周知していただき、国保組合において各フラグ及び不開示コードの設定が必要な場合に、漏れなく設定が行われるよう状況の把握や助言等の支援をお願いいたします。

なお、別紙1～3は、基本的な考え方を示したものであり、個別のケースにおいては国保組合の内規等により判断されるべきものであり、また、これに依りがたい場合においては国保組合の実情に応じて対応することを妨げるものではありません。

また、内閣官房番号制度推進室から都道府県番号制度主管部局あてに発出された事務連絡を添付しましたので、併せて参考にしてください。

<照会先>

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険組合係 本田、木藤

電話 03-5253-1111 (内線 3260)

Mail : honda-tatatsugu@mhlw.go.jp

kitou-masayuki@mhlw.go.jp

凡例

○:自動応答により、情報提供する

×:閲覧できない

△:一時的に応答しない

－:フラグ等の設定ができない

別紙1

各フラグの概要・効果等について

フラグ等 名称	概要	設定者	情報照会者に 対する情報提供	マイナポータル	
				自己情報表示 (あなたの情報)	情報提供等記録※1 (やりとり履歴)
① 不開示 該当 フラグ	番号法第23条第2項各号に規定する事項に該当することを表すフラグである。 不開示と設定した場合、情報提供を行う際に「不開示コード」が設定される。 予め、情報提供者が、特定個人情報単位または被保険者枝番単位で設定する。	情報提供者	○	－	× 被保険者等がマイナポータルでやりとり履歴を確認した際に、履歴として表示されない。※2
② 自己情報 提供不可 フラグ	情報提供等記録開示システム(マイナポータル)から要求された自己情報の提供の求めに対し、該当する特定個人情報を提供するか、提供しないかを制御するために設定する。 予め、情報提供者が、特定個人情報単位または被保険者枝番単位で設定する。	情報提供者	○	× 自己情報提供不可フラグを設定すると、自己情報は、閲覧できない。※3	－
③ 自動応答 不可フラグ	副本の内容が誤っているなど、業務上、自動応答の制限が必要な場合に設定すると、特定個人情報の提供が自動的に行われない。 情報照会があった場合、情報提供内容入力画面で情報提供内容を確認・更新し、送信許可することで情報提供する。 予め、情報提供者が、特定個人情報単位または被保険者枝番単位で設定する。	情報提供者	△ 自動応答しない。 ただし、職員が情報提供内容を確認した上で、情報提供(手動応答)することができる。	－	△ 自動応答はしない。 ただし、手動応答して情報連携が完了した場合には※1、やりとり履歴が保存され、マイナポータルで確認可能。 なお、手動応答の際に不開示コードを付すことが可能であり、その場合には①と同等の結果となる。
④ 不開示 コード	情報照会側が情報照会要求時に「不開示」と設定したうえで、特定個人情報が提供された場合、「不開示コード」が付与されている状態となる。 情報照会者が、照会の度に設定する。	情報照会者	○	－	× 被保険者等がマイナポータルでやりとり履歴を確認した際に、履歴として表示されない。※2

※1…情報連携が完了していない(情報照会に対して情報提供が行われていない)情報提供等記録については、原則として、マイナポータル上で閲覧することができない。

※2…不開示該当フラグと不開示コードは、どちらか一方が設定された状態で情報提供が完了すると、マイナポータル上で情報提供等記録(やりとり履歴)を閲覧できなくなる。

※3…マイナポータルの画面上には、「回答なし」の旨が表示される。

DV・虐待等被害者に係る不開示該当フラグ等の設定に関する基本的な対応等について

1 各フラグの概要

別紙1のとおり。

2 設定対象者

<ポイント>

- ア及びイの事実を確認の上、ウの「対象者からの申し出」により判断。
- 避難先市町村に住民票を移しているか、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置（以下「住基DV等支援措置」※という。）の対象者であるか否かを問わない。

ア DVや虐待等の被害者（DVや虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）であって、

イ 加害者の下から避難先市町村に避難しており、

ウ 不開示該当フラグ又は自己情報提供不可フラグの設定を申し出る者

ただし、ア及びイに該当し、不開示該当フラグ又は自己情報提供不可フラグの設定を要することが明らかな場合（あらかじめ把握している場合を含む。）には、ウの申出の有無に関わらず設定対象者とすること。

なお、避難先市町村に住民票を移しているか、住基DV等支援措置の対象者であるか否かを問わない。

上記ウの他に、情報提供の求めに対して自動応答を望まない場合は、自動応答不可フラグを設定する。

※ 配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者については、市区町村に対して住基DV等支援措置を申し出ると、「DV等支援対象者」となり、加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票を含む）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限する（拒否する）措置が講じられる。

3 想定されるケースと基本的な対応

<想定されるケース>

【ケース①】DV・虐待等被害者が加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合や、マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合に、加害者がDV・虐待等被害者の自己情報を直接確認して避難先の都道府県又は市町村に係る情報が加害者に伝わるケース。

【ケース②】被害者が、加害者からの避難（転居等）に伴って新たな医療保険者等（広域連合を含む。以下、同じ。）に加入した後、当該医療保険者等が避難元市町村に居住する加害者に係る情報照会をした場合に、当該医療保険者等からの照会記録があることにより当該被害者の避難先の住所・居所・勤務先・勤務地（以下「住所等」という。）

につながる情報が加害者に伝わるケース。

※各フラグ等の具体的な設定例については、別紙3を参照のこと。

<基本的な対応のポイント>

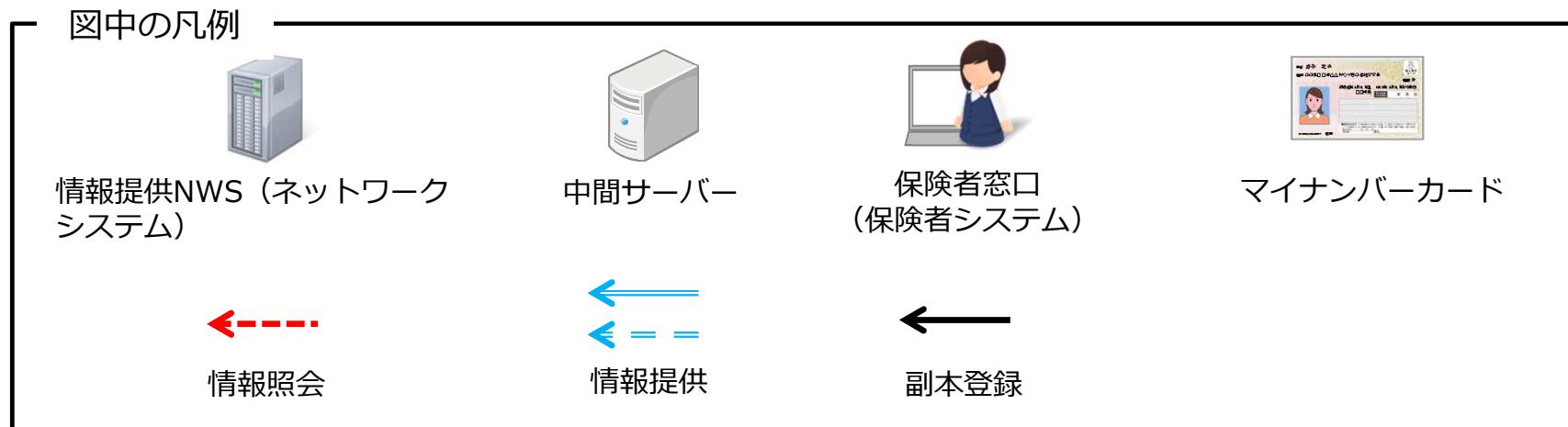
- ケース①では、マイナンバーカードの停止等、代理人設定の解除の依頼が基本。
これらの手続き完了までの間、不開示該当フラグ及び自己情報提供不可フラグを設定し、被害者に関する情報照会をする場合は、その都度、不開示コード設定が必要。
具体的には、
 - ・加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難している場合には、DV・虐待等被害者に対し当該カードの停止の連絡のほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やマイナンバーカードの再交付を行うよう説明。
 - ・マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合には、DV・虐待等被害者へ当該代理人設定の解除を行うよう説明。
 - ・ただし、これらの手続（以下「カード停止等手続」という。）が完了するまでの間、
－当該DV・虐待等被害者の被保険者枝番単位（個人単位）で不開示該当フラグ
及び自己情報提供不可フラグを設定するとともに、
－DV・虐待等被害者が行う手続により、被害者に関する情報照会を行う都度、不
開示コードを設定。
 - ・カード停止等手続が完了したことを確認できた際には、当該フラグを解除。
- ケース②では、保険者中間サーバーから情報照会を行う場合、情報照会者機関としては「社会保険診療報酬支払基金」とマイナポータル上で表示されるため、これをもって、当該被害者の避難先の住所等につながる情報が伝わることはない。
ただし、念のため、加害者に関する情報照会を行う場合は、その都度、不開示コードを設定することが望ましい。

4. 各機関における情報共有体制の整備

<ポイント>

- 設定対象者の情報共有の手段、ルート等について検討。
- 機関内において、具体的な事例について共有を図ること。
 - ・ 設定対象者に係る情報の共有の手段、ルート等について確立しておくこと。
また、可能な限り、情報照会の都度、設定対象者であることがシステム等により確
認できる措置を検討することが望ましい。
 - ・ 窓口ごとに判断にばらつきが生じないよう、機関内における具体的な事例について共
有を図ること。
 - ・ 情報連携を行った後に設定対象者に該当することが判明した場合で、加害者が情報
提供等記録を確認することで設定対象者の避難先の都道府県又は市町村に係る情報が
伝わるとき（ケース②に相当するとき）は、速やかに当該情報提供等記録を不開示と
する旨の追記を行うことが望ましい。

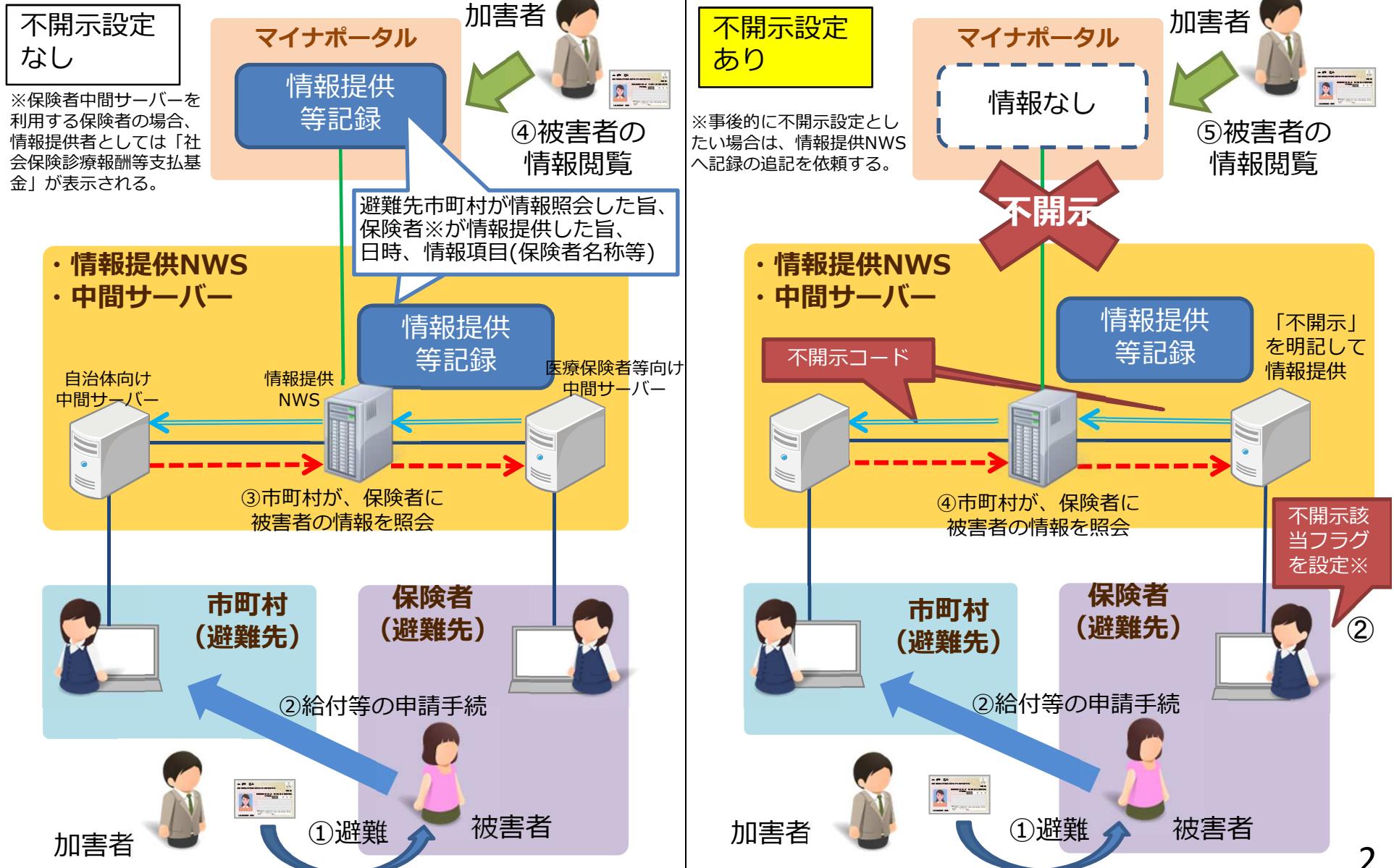
各フラグの設定例



①不開示該当フラグの設定例

(マイナンバーカードの停止・再交付が行われるまでの対処)

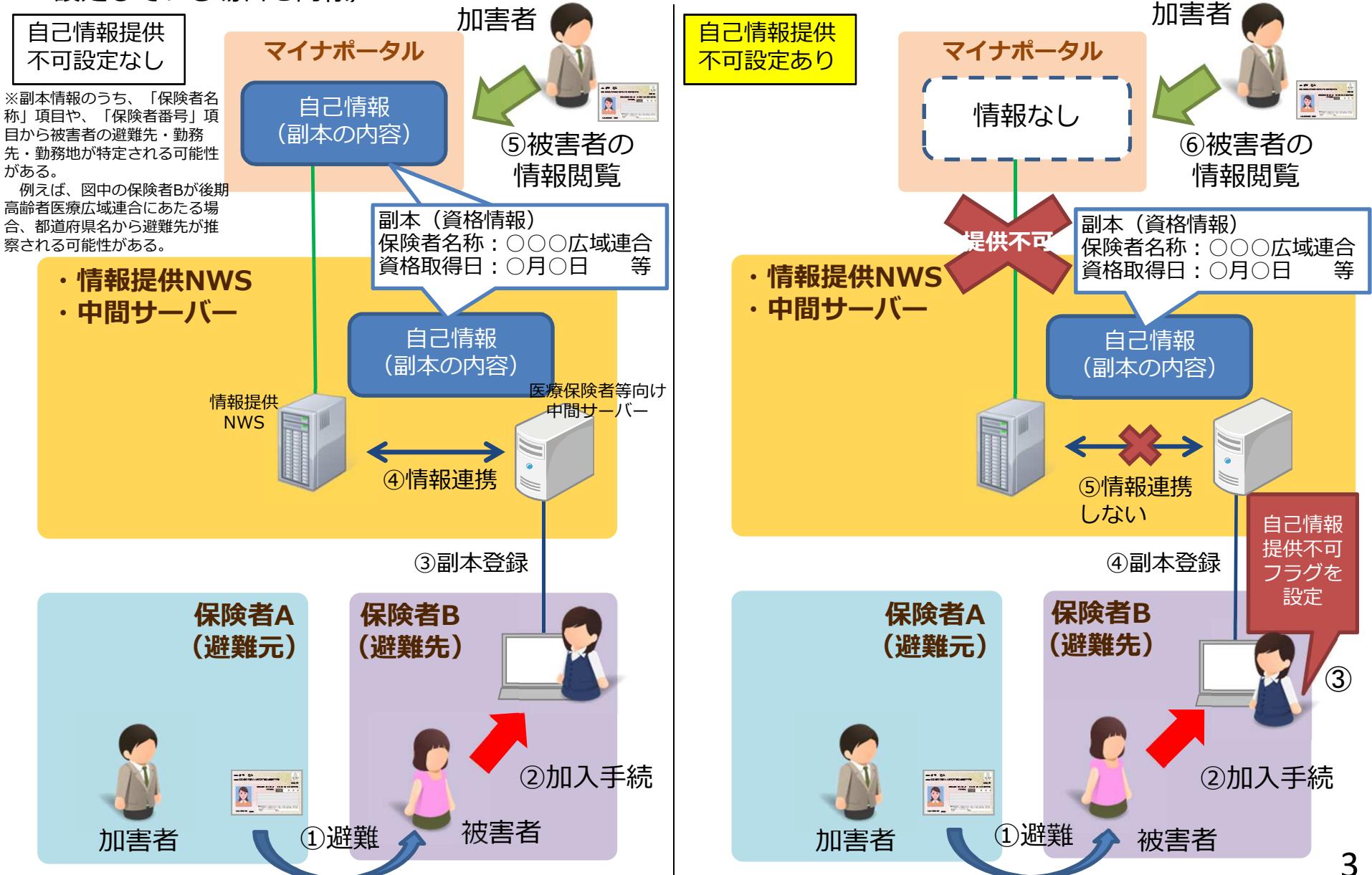
- マイナンバーカードが加害者の手元にあり（マイナポータルにおいて被害者が加害者を代理人として設定している場合も同様）、被害者が、被害者の情報を必要とする手続きを避難先市町村へ行った場合



②自己情報提供不可フラグの設定例

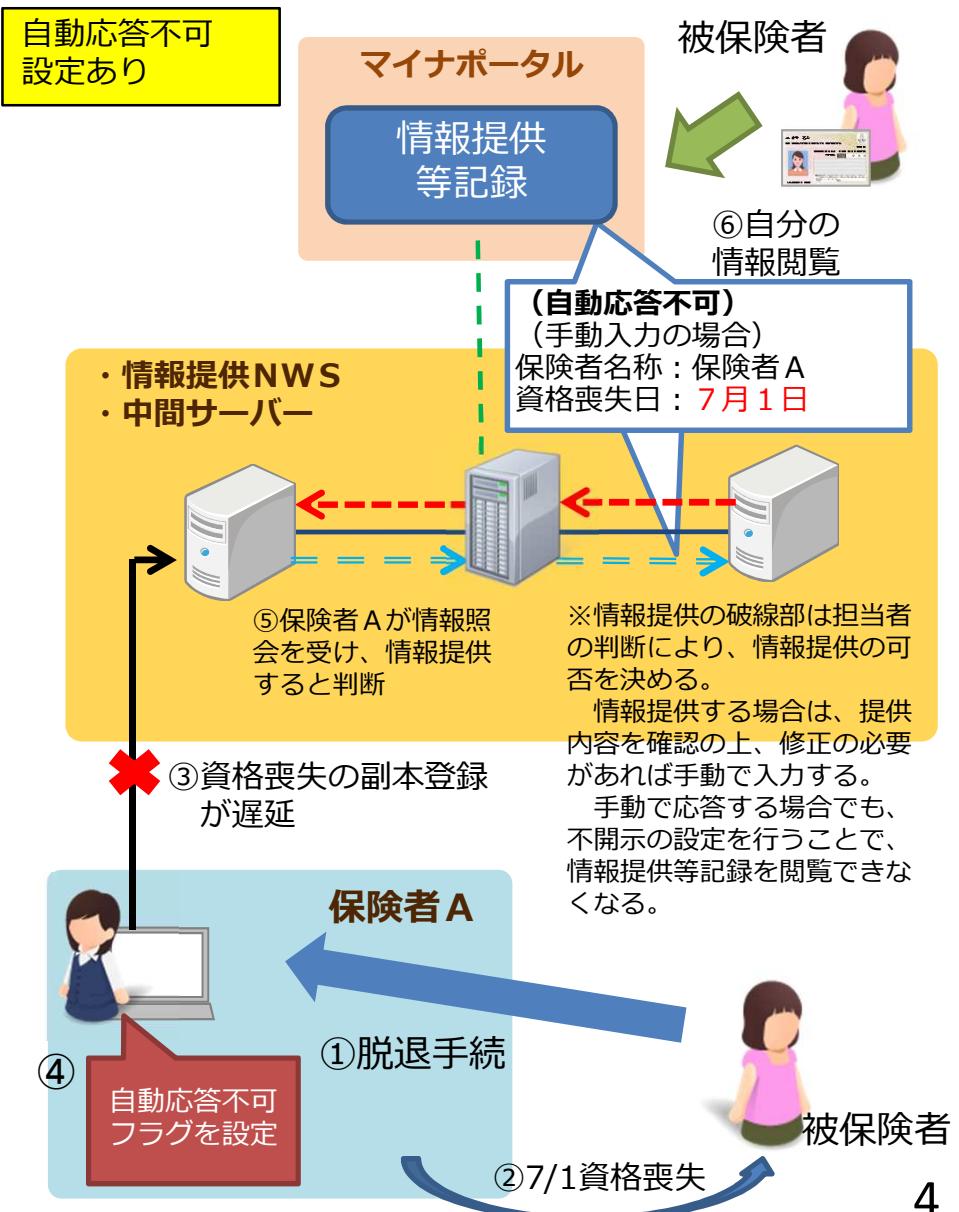
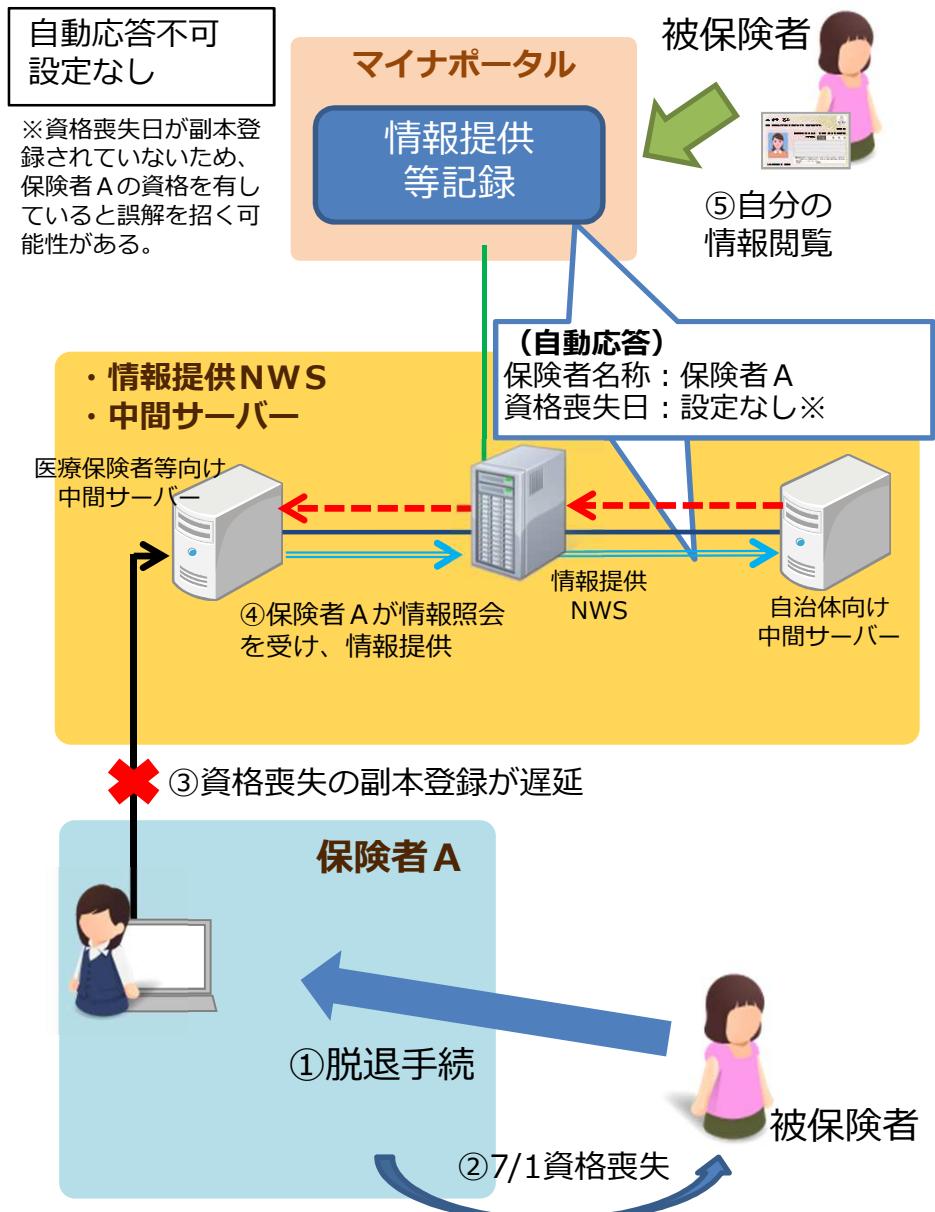
(マイナンバーカードの停止・再交付が行われるまでの対処)

- マイナンバーカードが加害者の手元にある場合（マイナポータルにおいて被害者が加害者を代理人として設定している場合も同様）



③自動応答不可フラグの設定例

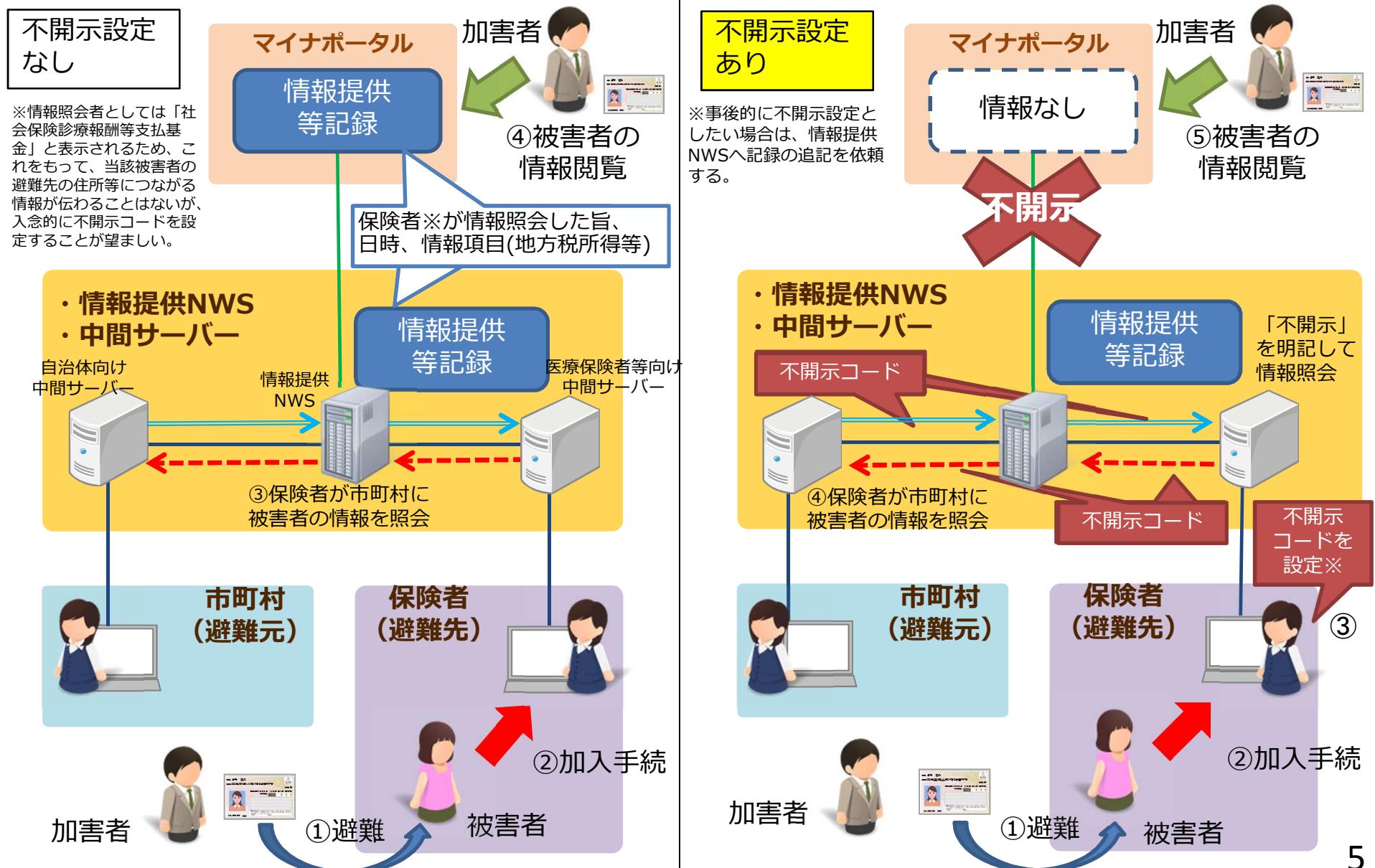
○副本登録の遅滞や、登録内容に誤りがある場合



④不開示コードの設定例

(マイナンバーカードの停止・再交付が行われるまでの対処)

- マイナンバーカードが加害者の手元にあり（マイナポータルにおいて被害者が加害者を代理人として設定している場合も同様）、被害者が、元の市町村における自己の情報が必要な手続きを行った場合



事務連絡
平成 29 年 7 月 13 日

各都道府県番号制度主管部局 御中

内閣官房番号制度推進室
総務省大臣官房個人番号企画室

DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 19 条第 7 号に規定する特定個人情報の提供の求め及び提供の試行運用（以下「情報連携」という。）は平成 29 年 7 月 18 日から開始することとなります。

この点について、情報連携の結果生じる情報提供等の記録は、番号利用法第 23 条の規定により、当該情報提供等記録が個人情報保護条例等の規定における不開示情報に該当する場合にはその旨を記録することとされています。特に DV や虐待等の被害者（DV や虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。）の避難先の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報については人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当し得るものであり、マイナポータルの情報提供等記録表示機能においては、原則として職員が関わることなく自動で応答されることに鑑み、遺漏がないよう特段の注意をもって運用がなされる必要があります。また、この点はマイナポータルの自己情報表示機能についても同様です。

以上の観点から、自治体中間サーバーにおいては、不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグを設定する機能を実装（詳細については別添「【参考資料】自治体中間サーバー通信（第 018 号）抜粋」参照）し、情報提供ネットワークシステムにおいては不開示コードが設定された情報提供等記録にはその旨を記録・追記する機能（詳細は「情報提供ネットワークシステム接続運用規程」参照）を実装していますが、その基本的な対応等について別紙のとおりまとめましたのでお知らせします。

貴都道府県においては、貴都道府県内市区町村（市区町村教育委員会、関係する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しまして周知されますようお願いします。

なお、別紙は基本的な考え方を示したものであり、個別のケースにおいては各地方公共団体の個人情報保護条例等の規定により判断されるべきものであり、また、これに寄りがたい場合に各地方公共団体の実情に応じて対応することを妨げるものではありません。

また、別紙のうち住民基本台帳事務における DV 等支援措置及びマイナンバーカードの停止に関する記述については総務省自治行政局住民制度課と協議済みである旨申し添えます。

さらに、情報連携及びマイナポータルの試行運用開始後 1 か月後を目安に、内閣官房番号制度推進室より設定事例等について調査を行い、他の地方公共団体の参考となるよう取りまとめる想定しているので、予め御了知いただくようお願いいたします。

（問い合わせ先）

内閣官房番号制度推進室 横井、新井

[TEL:03-6441-3480,3479](tel:03-6441-3480,3479)（直通）

DV・虐待等被害者に係る「不開示コード」等の設定に関する 基本的な対応等について

1. 設定対象者

«ポイント»

- ア及びイの事実を確認の上、ウの「対象者からの申出」により判断。
- 避難先市町村に住民票を移しているか、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置（以下「住基DV等支援措置」という。）の対象者であるか否かを問わない。

ア DVや虐待等の被害者（DVや虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）であって、

イ 加害者の下から避難先市町村に避難しており、

ウ 不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定を申し出る者
※ 情報連携におけるDV・虐待等被害者に対する支援措置の内容を把握していない者の申出に
当たっては、2の想定されるケース等について説明を行うこと。

ただし、ア・イに該当し、不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定を要することが明らかな場合（あらかじめ把握している場合を含む。）には、ウの申出の有無に関わらず設定対象者とすること。

なお、避難先市町村に住民票を移しているか、住基DV等支援措置の対象者であるか否かを問わない。

2. 想定されるケースと基本的な対応

«想定されるケース»

【ケース①】避難先市町村から、避難元市町村に居住する加害者に係る情報照会をした場合に、当該避難先市町村からの照会記録があることにより当該DV・虐待等被害者の避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるケース

【ケース②】DV・虐待等被害者が加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合や、マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合に、加害者がDV・虐待等被害者の自己情報を直接確認して避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるケース

«基本的な対応のポイント»

- ケース①では、加害者に関する情報照会の都度、不開示コード設定が必要。
- ケース②では、マイナンバーカードの停止等、代理人設定の解除の依頼が基本。
これら手続き完了までの間、不開示該当フラグ及び自動応答不可フラグの設定及び被害者に関する情報照会の都度、不開示コード設定が必要。

ケース①：

- ・DV・虐待等被害者が行う手続により、加害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定。

ケース②：

- ・加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難している場合には、DV・虐待等被害者に対し当該カードの停止の連絡のほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やマイナンバーカードの再交付を行うよう説明。
- ・マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合には、DV・虐待等被害者から当該代理人設定の解除を行うよう説明。
- ・ただし、これらの手続（以下「カード停止等手続」という。）が完了するまでの間、
 - －当該 DV・虐待等被害者の団体内統合宛名単位（個人単位）で不開示フラグ及び自動応答不可フラグを設定するとともに、
 - －DV・虐待等被害者が行う手続により、被害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定。
- ・カード停止等手続が完了したことを確認できた際には当該フラグを解除。

※なお、併せて、生活の本拠が避難先にある場合は、住民票を避難先市町村に移していただくことが原則であること、また、避難先に住民票がある場合に、避難先市町村に住基 DV 等支援措置を申し出て対象者となれば、加害者からの住民票の写し等の請求があっても、これを制限する（拒否する）措置が講じられることを説明。

3. 各機関において実施することが望ましいこと

《ポイント》

- 全ての情報連携事務所管課において対応が生じる可能性があるため、上記内容の周知徹底。
- 設定対象者の情報共有の手段、ルート等について検討。
- 機関内において、具体的な事例について共有を図ること。

- ・全ての情報連携事務所管課において、設定対象者を覚知し得る旨及び上記内容について周知を徹底する。
- ・設定対象者に係る情報の共有の手段、ルート等について検討しておくこと。
また、可能な限り、情報照会の都度、設定対象者であることがシステム等により確認できる措置を検討することが望ましい。
- ・窓口ごとに判断にばらつきが生じないよう、機関内における具体的な事例について共有を図ること。
- ・情報連携を行った後に設定対象者に該当することが判明した場合で、加害者が情報提供等記録を確認することで設定対象者の避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるとき（ケース①に相当するとき）は、速やかに当該情報提供等記録を不開示とする旨の追記を行うこと。

【参考資料】自治体中間サーバーにおける不開示コード等の機能の詳細
「自治体中間サーバー通信（第018号）」（平成29年7月7日付け地方公共団体情報システム機構個人番号センター中間サーバー部）より抜粋：

4 コラム：自治体中間サーバー・ソフトウェア（自動応答不可設定・不開示設定）

（1）本コラム（自動応答不可設定・不開示設定）の目的

自治体中間サーバー通信（第014号）まで、自治体中間サーバー・ソフトウェアの解説を行いましたが、今回は自治体中間サーバー・ヘルプデスク等で問合せが多く寄せられた「自動応答不可設定」とび「不開示設定」について解説します。

まず、これらの設定の概要と目的を解説した後、問合せの内容からポイントを絞って、業務を行う上での留意事項の解説を行います。

本解説によって、「自動応答不可設定」とび「不開示設定」について、より理解を深めることにより、情報照会、情報提供及び情報提供等記録に係る業務を円滑に進める一助になれば幸いです。なお、自治体中間サーバー通信（第017号）までに3回の解説を進めていた自治体中間サーバー・プラットフォームのコラムは今号では掲載せず、次号から再開予定です。

（2）自動応答不可設定と不開示設定

ア 自動応答不可（自動応答不可フラグ）設定とは

情報提供者の自治体中間サーバーは、情報照会者からの「情報提供の求め」に対して情報照会条件に合致する「特定個人情報（副本）」が登録されている場合は、情報照会者に対して自動的に情報提供を行います。これを「自動応答」といいます。

地方公共団体の業務においては、情報提供の際に、慎重を要する場合があります（例：DV被害者等に係る情報提供）。また、副本の内容が誤っていることが判明した場合や、自治体中間サーバーにおいて機関別符号と団体内統合宛名番号とのひもづけが誤っていたことが判明した場合など、業務上自動応答の制限が必要なケースがあります。これらのケースにおいて、自治体中間サーバーで情報提供者が「自動応答不可フラグ」を設定することにより、情報照会に対して自動的に情報提供せず、業務担当者に判断を求める仕組みが「自動応答不可設定」です。具体的な設定方法については、『「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」操作マニュアル（業務担当者用） - 4.4.3 自動応答制限設定の設定』を参照してください。

また、「自動応答不可設定」が行なわれている住民がマイナポータルで自己情報表示を行っても「回答内容なし」が応答され、特定個人情報の内容は表示されません。詳細は『自治体中間サーバーにおける特定個人情報の取扱いについて - 5.3 情報提供等記録開示システムへの自己情報提供について』を参照してください。

イ 不開示（不開示コードと不開示該当フラグ）設定とは

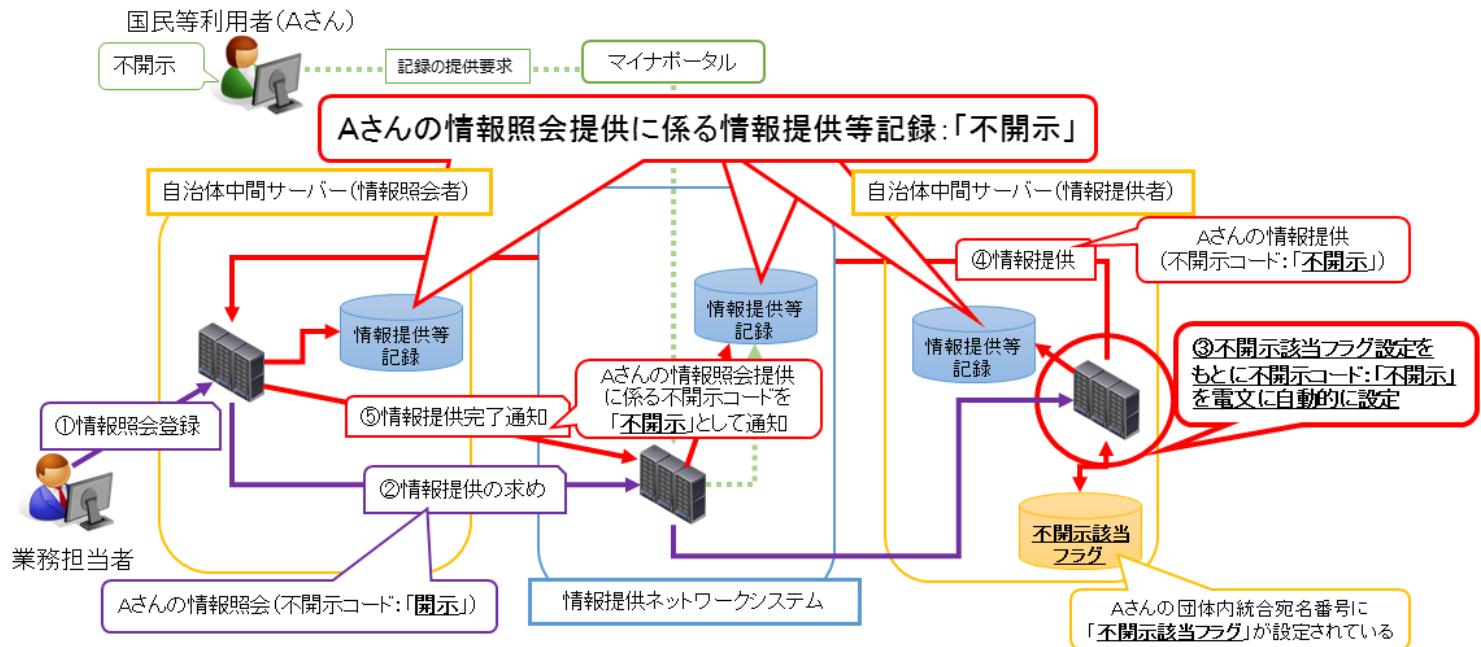


図 1 情報提供者による不開示該当フラグの設定（例）

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第二十三条には情報照会者及び情報提供者並びに総務大臣（情報提供ネットワークシステム）がそれぞれ同条中に定める事項（情報照会者及び情報提供者の名称等）をそれぞれの電子計算機（システム）に記録し、政令で定める期間（7年間）、保存しなければならない旨が定められています。この記録を「情報提供等記録」といいます。地方公共団体が記録した情報提供等記録については、個人情報保護条例等の規定により、住民等の請求に対し開示等を行うものとされています。また、国民等利用者はマイナポータル（情報提供等記録開示システム）から情報提供ネットワークシステムに記録された本人の情報提供等記録について閲覧することができます。

この情報提供等記録を開示すべきでない理由がある場合（番号法第二十三条第二項該当）に、自治体中間サーバー・ソフトウェアは情報照会時又は情報提供時に「不開示」の旨を電文に設定し、情報照会者、情報提供者及び情報提供ネットワークシステムの3者で共有する仕組みを具備しています。情報照会者又は情報提供者のいずれかが「不開示」の設定を行った場合、3者で保有する当該情報提供等記録は全て「不開示」となります。（図1・図2）

なお、「不開示」とする場合、情報照会時にはその都度、情報照会者が「(照会側) 不開示コード」を設定します。(図 2)

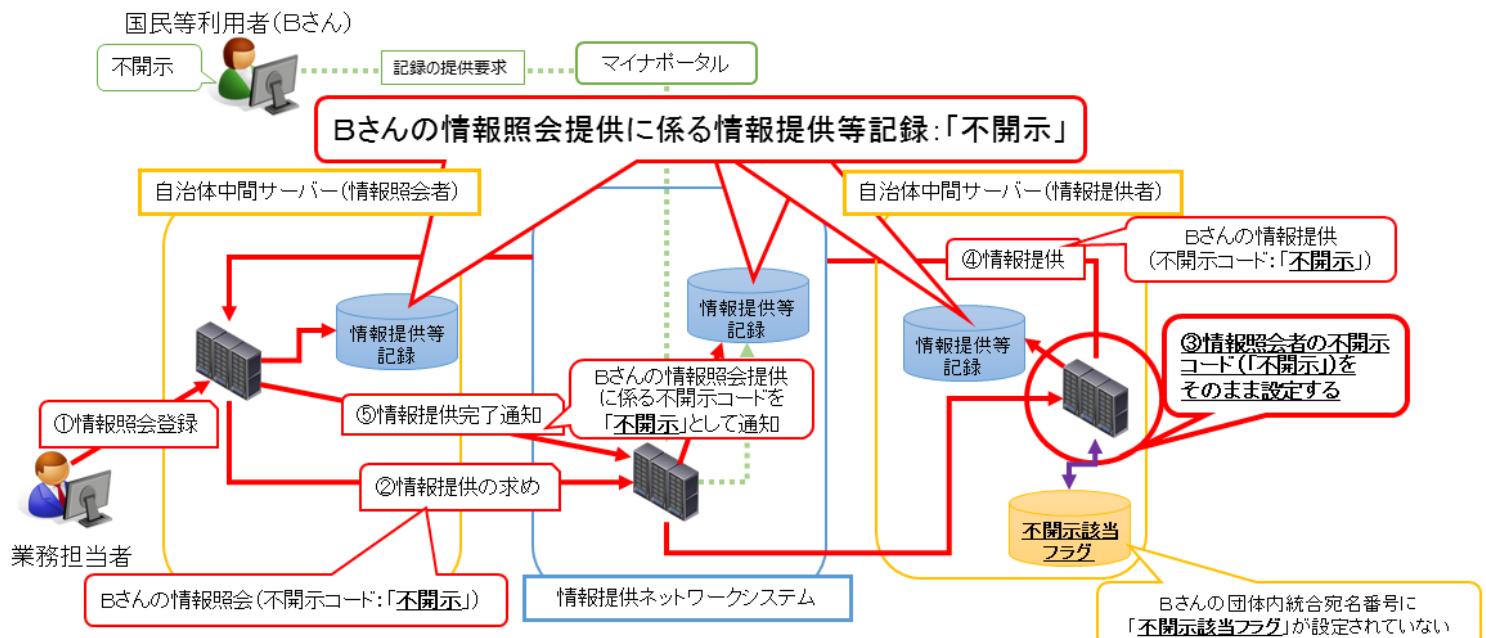


図 2 情報照会者による不開示コードの設定（例）

一方、情報提供では、あらかじめ情報提供者が「不開示該当フラグ」を設定しておく必要があります。本設定を行うと「不開示該当フラグ」が設定された特定個人情報が提供される際、「不開示コード」が電文に自動的に設定されます。(図 1)

このように「不開示」については、情報照会及び情報提供での設定方法が異なるので特に注意が必要です。具体的な操作方法については、『地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア』操作マニュアル（業務担当者用） - 4.2.1 情報照会の要求』（情報照会者の設定）又は『地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア』操作マニュアル（業務担当者用） - 4.4.4 不開示の設定』（情報提供者の設定）を参照してください。また、既存システムによる連携で設定を行う場合は既存システムのマニュアル等で確認してください。

(3) フラグ設定における留意事項

前述のとおり、「自動応答不可」と「不開示」はシステム上の役割が異なるものなので、目的に応じてそれぞれ必要な設定を行ってください。

また、情報提供に際して「自動応答不可」及び「不開示」を設定するには、あらかじめ「フラグ」の設定を行っておく必要があります。寄せられた問合せを基にそれらのフラグ設定に係る留意事項について、表1に示します。

表1 フラグ設定時の留意事項

	自動応答不可フラグ	不開示該当フラグ
設定変更反映タイミング (XML データ連携：複数件一括)	5分おきに1回反映（システムサービス提供時間内及びデータ送受信機能停止時間内）	1日1回反映（データ送受信機能停止時間内）
設定変更反映タイミング (Web サービス連携及び自治体中間サーバー接続端末：単件逐次)	即時	即時
設定単位	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報名コード単位 ・団体内統合宛名番号単位 	

また、自動応答不可フラグを例にフラグ設定単位について、図3に示します。（不開示該当フラグの場合は「自動応答不可」を「不開示」に読み替えてください。）

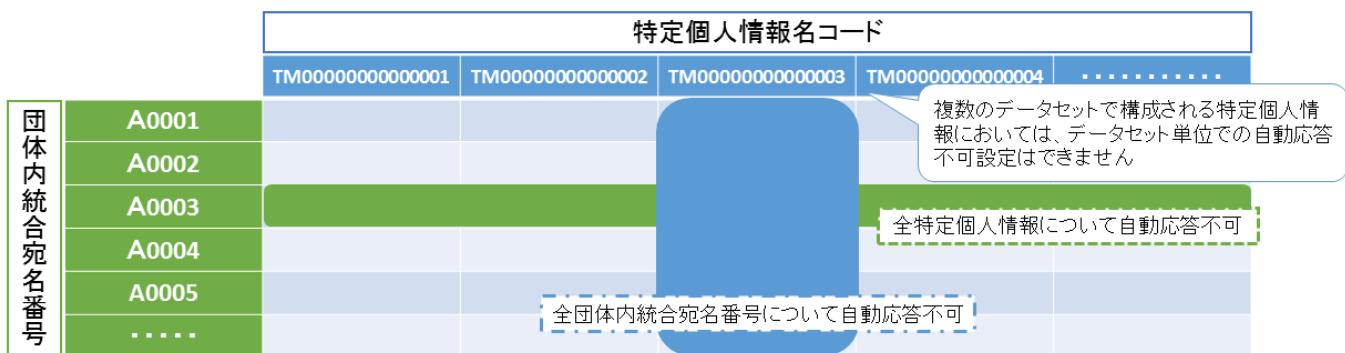


図3 フラグの設定単位と設定範囲

ある個人の団体内統合宛名番号（図では A0003）に自動応答不可フラグを設定すると当該個人の全特定個人情報が自動応答不可になります。また、ある特定個人情報名コード（図では TM0000000000000003）に自動応答不可フラグを設定すると、当該特定個人情報の全団体内統合宛名番号が自動応答不可になります。

(4) 自動応答不可時における不開示の設定

自動応答不可時（解説した自動応答不可設定が行われているケース及び副本未登録時）に一時入力等を行う際、不開示の設定方法が異なる場合があるので注意が必要です。不開示設定の差異について、図4に示します。

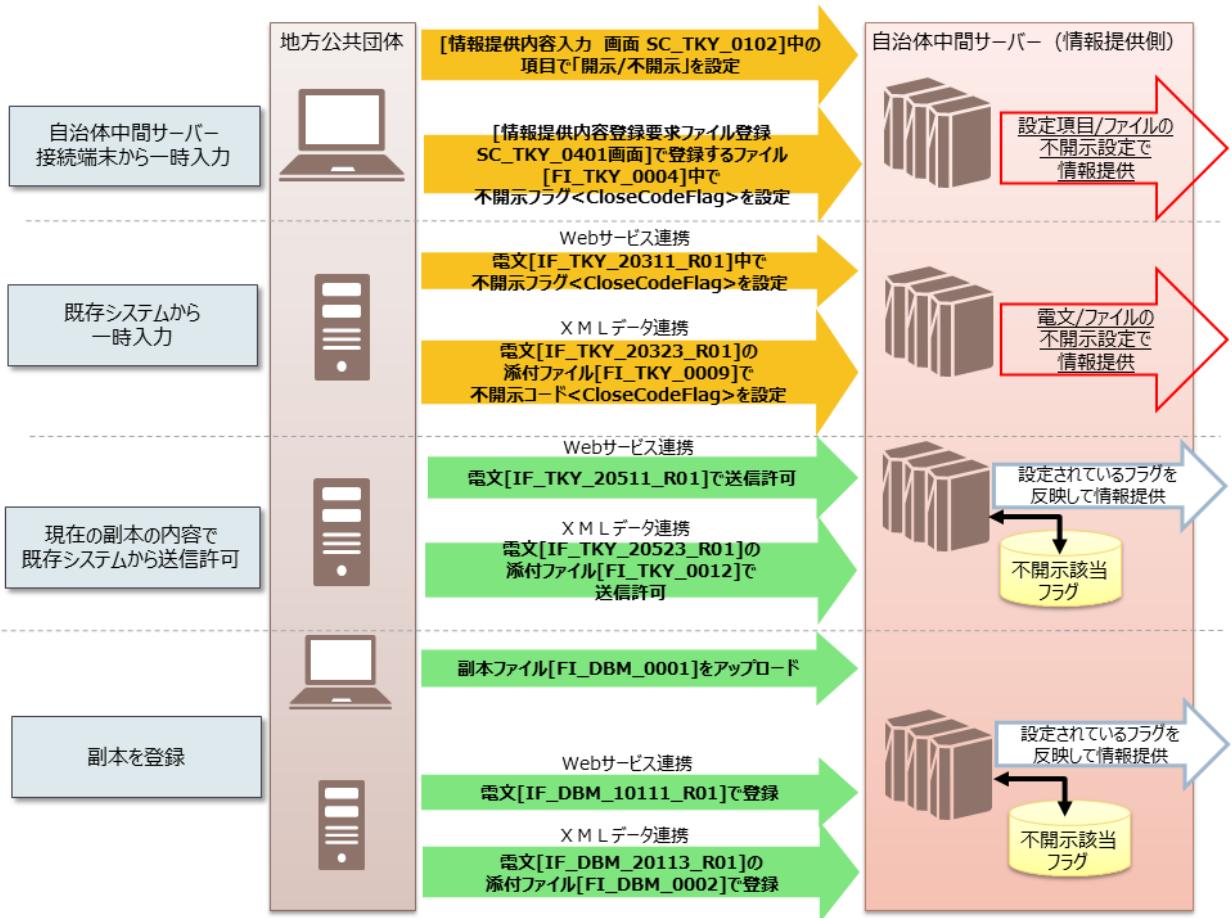


図 4 自動応答不可時における不開示設定の差異

自治体中間サーバー接続端末及び既存システムから一時入力を行う際は、電文又はファイルに設定された不開示の設定が優先されるので注意が必要です。つまり、あらかじめ不開示該当フラグで「不開示」と設定されても、電文又はファイルで「開示」と設定すると当該情報提供等記録は「開示」として情報提供されます。

(5) 情報提供等記録の記録事項変更事由・不開示設定

情報照会及び情報提供に「不開示」とすべき情報提供等記録について、誤って「開示」として処理してしまった等のケースでは、情報提供等記録の記録事項変更事由を追記の上、当該記録について「不開示」とする必要があります。『情報提供ネットワークシステム接続運用規程』では「情報提供等の記録の追記事項」の一つと位置づけられており、情報照会者、情報提供者及び情報提供ネットワークシステムの3者間で情報提供等記録の整合性を保つため、それが記録の追記を行う必要がある旨が定められています。

自治体中間サーバーでは、システム管理者が関連する操作を行います。詳細については『地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア 操作マニュアル（システム管理者用）-4.1.3 情報提供等記録の記録事項変更事由・不開示設定』を参照してください。

事務連絡
平成 29 年 11 月 8 日

各都道府県番号制度主管部局 御中

内閣官房番号制度推進室
総務省大臣官房個人番号企画室

DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する留意事項について

DV や虐待等の被害者（DV や虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）に係る不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定等について、基本的な考え方等を「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について」（平成 29 年 7 月 13 日付内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡）及び同月 14 日付け同事務連絡「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する事例の送付について」（以下「7月事務連絡」という。）によりお知らせしたところですが、下記のとおり不開示コード等の設定を要する場合の留意事項について整理しましたのでお知らせします。

貴都道府県におかれでは、貴都道府県内市区町村（市区町村教育委員会、関係する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して周知されますようお願いします。

記

1 マイナポータルの情報提供等記録の表示内容の変更について

DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応については 7 月事務連絡でお示ししたとおりであるが、副本未登録や提供の求めの有効期間経過等のエラーが発生して情報提供が行われなかつた場合に、情報提供者において該当の個人に不開示フラグを設定していても、不開示である旨が情報提供等記録に反映されない事象が把握された。このため、正常に特定個人情報の提供が完了しなかつた情報提供等記録については、マイナポータルでは一律表示しないこととして平成 29 年 10 月 23 日に対応したところである。

なお、対応の詳細については別添資料を参照されたい。

2 書面での開示請求を受けた場合の対応について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）又は各地方公共団体の個人情報保護条例等に基づき、書面で情報提供等記録の開示請求がなされた場合には、当該開示請求の対象となる情報提供等記録が、情報照会者、情報提供者及び情報提供ネットワークシステム運営主体の 3 者において、各機関が把握している DV・虐待等被害者の居住地につながる情報などの不開示情報に該当するか否かを相互に確認の上、必要に応じてマスキングをして対応する必要がある。その際の具体的な手順等は、以下を参考とされたい。

- ① 開示請求を受けた機関は、自らの保有する当該開示請求の対象となる情報提供等記録（以下「開

示請求対象記録」という。)について、不開示コードが設定されているかどうかを確認の上、不開示情報に該当する部分にマスキングする。

(注) その際、例えばDV・虐待等被害者本人からの開示請求であれば不開示情報に該当しない場合もあるなど、不開示コードの設定趣旨に照らして改めてマスキングする対象を判断すること。

- ② 開示請求を受けた機関は、①の作業を行った後、開示請求対象記録に係る他の情報照会者、情報提供者又は情報提供ネットワークシステム運営主体に対して必ず③以下の確認を依頼する。

(注) その際、開示請求対象記録が複数ある場合であって、情報照会者又は情報提供者が複数にまたがる場合には、それぞれの機関に係る開示請求対象記録のみ確認を依頼するべきものであり、当該機関と関係のない開示請求対象記録の確認を依頼しないこと。

- ③ ②の依頼を受けた機関は、確認の対象となる情報提供等記録(以下「確認対象記録」という。)について、当該確認対象記録の処理通番を用いて、自らの保有する情報提供等記録の中から当該確認対象記録及び当該確認対象記録に係る個人を特定する。

- ④ ②の依頼を受けた機関は、③により特定された情報提供等記録に不開示コードが設定されているかどうか、また、該当の個人に係る情報提供等記録を不開示とすべき事由が存在する(情報提供者が不開示該当フラグを設定している等によりDV・虐待等被害者の保護対象として把握している)かどうかを確認の上、不開示情報に該当する部分及びその理由を、開示請求を受けた機関に返送する。

- ⑤ ③の確認を行った結果新たに不開示情報に該当する部分が判明した場合、開示請求を受けた機関において、当該結果を踏まえて、改めて他の開示請求対象記録にも不開示情報が含まれないか確認する。

- ⑥ ⑤の結果、当該他の開示請求対象記録に新たに不開示情報に該当すると判断される部分があつた場合には、開示請求を受けた機関は、改めて②に準じて確認を依頼する。

3 7月事務連絡に係る補足について

(1) 設定対象者及び府内での情報共有の徹底について

不開示コード等を設定する対象者については、7月事務連絡別紙の1.のとおり、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置(以下「住基DV等支援措置」という。)の対象者であるか否かを問わず、例えば、避難先市町村に住民票を移せていないが、当該避難先市町村から、行政サービスの提供を受けている者など、住民票を移していないDV・虐待等被害者を含むものであるが、その中でも、特に住基DV等支援措置の対象者については、住所情報を秘匿する必要がある者と考えられるため、確実に設定対象者とすること。

また、設定対象者に係る情報については、各機関内において各情報連携事務所管課に対して共有し、もれなく不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグを設定すること。

なお、この措置は、加害者のマイナポータルからの秘匿の観点からも、DV・虐待等被害者自身のマイナンバーカードの取得や、マイナンバーの変更の有無に関わらず設定が必要であること。

(2) 都道府県における対応等について

都道府県においては住基DV等支援措置の対象者に係る情報を保有していないことが通例であ

るなど、市町村に比して DV・虐待等被害者に係る情報を得る機会が少ないが、特に、都道府県間又は国等機関・都道府県間での情報連携を行う事務において申請等を受け付ける際に、申請様式等に「住民基本台帳制度における支援措置の対象者である等、マイナンバー制度における情報連携の記録を不開示したい」か否かを確認する欄を設ける、DV・虐待等被害者について申出を促す注意喚起を庁内に掲示する等により、必要な方には申出につながる対応を検討すること。また、市町村においても、必要に応じて上記の対応を検討すること。

なお、DV・虐待等被害者から各行政機関への申出が適切になされるよう、DV・虐待関係相談窓口を所管する部局に対し、マイナンバー制度における不開示措置の周知を依頼しているところである。

以上

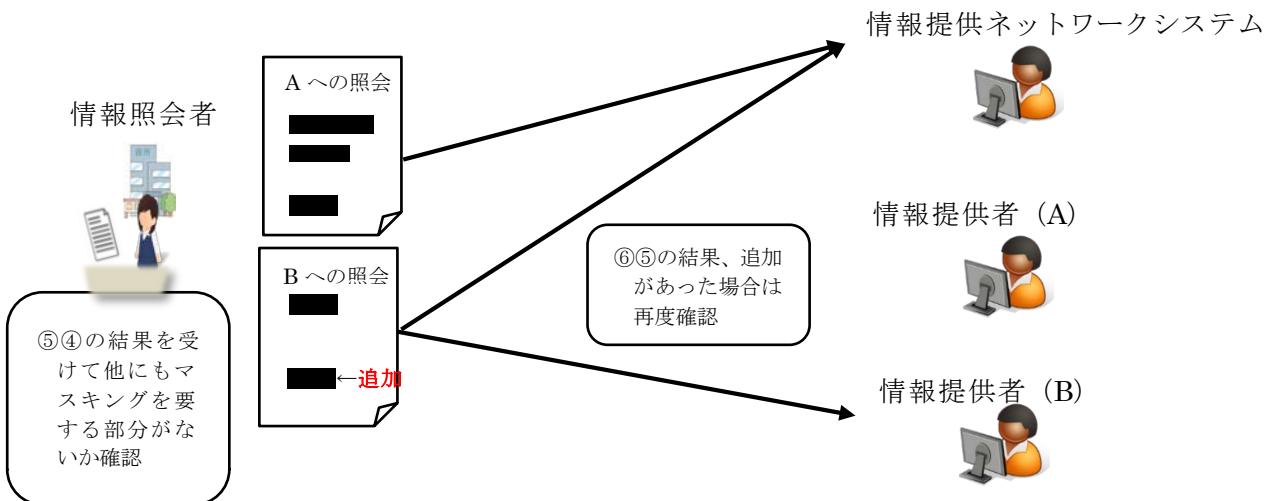
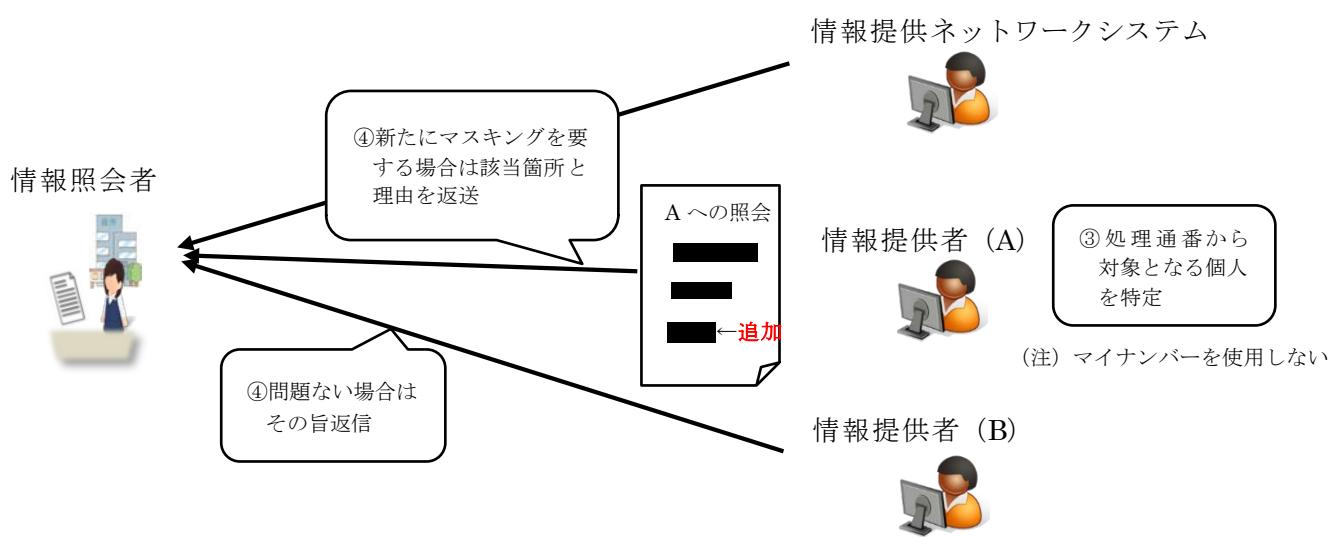
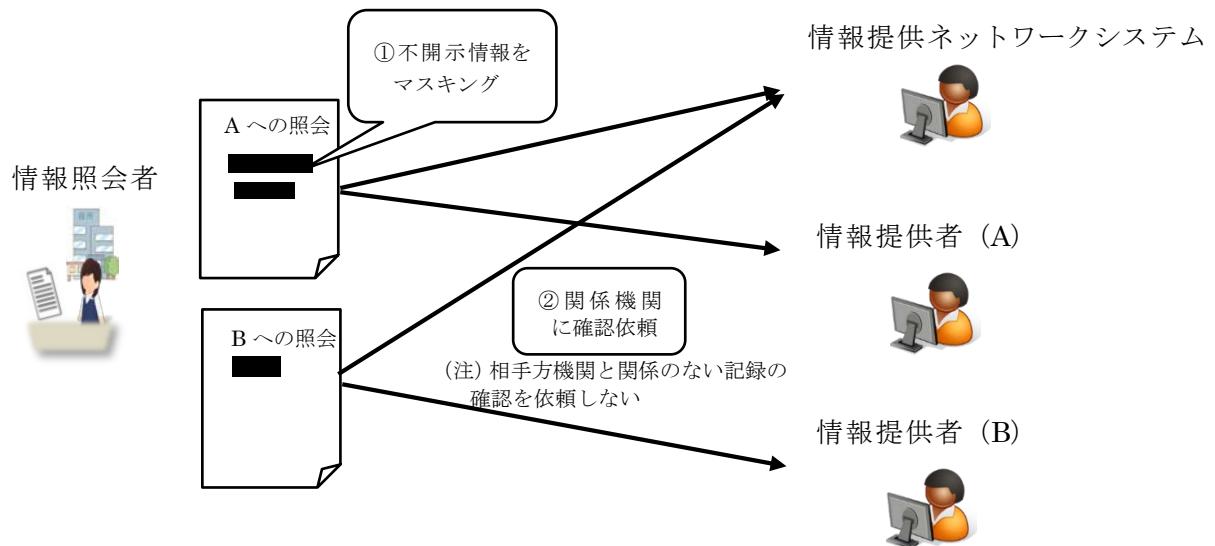
(問い合わせ先)

内閣官房番号制度推進室 横井、新井

[TEL:03-6441-3480,3479](tel:03-6441-3480,3479) (直通)

(参考1) 書面による開示請求に係る対応フロー図（2関係）

情報照会が複数機関（A、B）にわたる場合で、情報照会者が開示請求を受けた場合



(参考2) 申請書等におけるDV・虐待等被害者の申出意思確認等の様式例（3（2）関係）

① チェックボックスによる対応例（各申請様式等に以下の記載を追加）

マイナンバー制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、希望される方は右のチェックボックスを記入してください。□

※ 記入いただいた情報は、マイナンバー制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。

② 別途の用紙による確認例（各申請様式とは別途の用紙を準備）

マイナンバー制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、希望される方は本用紙を窓口にお持ちください。

※ いただいた情報は、マイナンバー制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。

③ 庁内の掲示による対応例

マイナンバー制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、希望される方はその旨を窓口にお申出ください。

※ お申出いただいた情報は、マイナンバー制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。

エラー発生時の提供要求状況の確認画面サンプル（修正内容）

別添

【修正前10/23以前】

提供要求状況の確認					
要求日時	期間	要求者	状況	提供状況	選択
2017年6月1日 11:47	2017年5月2日から 2017年6月1日	Huser101	閲覧可能	すべて提供	<input type="checkbox"/>
2017年5月19日 12:40	2017年4月20日から 2017年5月19日	Huser101	閲覧可能	一部提供、一部 提供不可	<input type="checkbox"/>
2017年5月19日 11:51	2017年4月20日から 2017年5月19日	Huser101	閲覧不可	すべて提供不可	<input type="checkbox"/>

【修正後（10/23から開始）】

提供要求状況の確認					
要求日時	期間	要求者	状況	選択	操作
2017年6月1日 11:47	2017年5月2日から 2017年6月1日	Huser101	閲覧可能	<input type="checkbox"/>	
2017年5月19日 12:40	2017年4月20日から 2017年5月19日	Huser101	閲覧可能	<input type="checkbox"/>	
2017年5月19日 11:51	2017年4月20日から 2017年5月19日	Huser101	閲覧対象なし	<input type="checkbox"/>	

「提供状況」は列ごと削除。

検索対象期間に、開示対象のやりとり履歴が存在する場合は、「閲覧可能」と表示する。

「閲覧不可」という状況はなくし、エラーの場合は、一律「閲覧対象なし」とする。（赤枠の通り）

ここをクリックしたら
次ページの画面へ

副本未登録の場合のやりとり履歴画面サンプル（10/23以前）

http://www.myna.go.jp/portal/SCK0301_01_007/SCK0301_01_007_Reload.form

やりとり履歴詳... × 電文情報設定画面 ...

統合IT1 操作履歴 | マイナボー... トップライトボックス 開示請求状況の詳細 マ... 画面サイズ 認証トークン old UT IT1_3 IT2 IT2裏 hidden execute

● メインメニュー 使い方 よくある質問 お問い合わせ ログアウト

ようこそ User217さん 画面番号:C-08

マイナポータルの機能

- あなたの情報
- やりとり履歴
- お知らせ

「情報照会者」「情報提供者」が表示されている。

やりとり履歴詳細	
整理番号	1000000000201001-20160623000000-001001-01
状況	提供不可（情報なし） 提供依頼した特定個人情報が存在しないことが理由で、情報提供が不可となりました。
やりとり履歴受信日時	2017年9月6日 16:07:49
照会日時	2015年10月1日 0:00:00
照会機関	○○市
情報照会者部署名	情報提供等記録開示システムならびにマイナンバーに関する相談を受け付ける課
提供日時	2015年10月1日 23:59:59
提供機関	△△町
事務	自己情報表示事務
事務手続	自己情報表示事務手続
やりとりされた情報の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
法第21条第2項各号の該当	非該当

上記のやりとりされた情報に関して、現在の情報の内容を確認することができます。以下の「あなたの情報を確認」ボタンをクリックしてください。

前の画面へ あなたの情報を確認

マイナポータル

100%

エラー発生時のやりとり履歴の提供画面サンプル（10/23以降対応）

提供要求状況の確認画面の「期間」をクリック後（「閲覧対象なし」の場合）

● メインメニュー ■ 使い方 ? よくある質問 ☎ お問い合わせ | ログアウト

ようこそ マイナ父さん

現在位置 メインメニュー > やりとり履歴 > 提供要求状況の確認 > 提供要求状況の詳細

画面番号:C-06

マイナポータルの機能

- あなたの情報
- やりとり履歴
- お知らせ
- 操作履歴
- アカウント情報変更
- もっとつながる
- 代理人メニュー

整理番号： 0030099000011700-20170310120217-002d6a-01

やりとり履歴の提供要求について、指定する期間に該当するやりとり履歴がありませんでした。

「詳細」は表示しない。

前の画面へ

マイナポータル

個人情報保護 利用規約 動作環境 アクセシビリティ

Copyright © Cabinet Office, Government of Japan. All rights Reserved.

参考 3

移行実施ガイド

平成29年5月31日更新版

厚生労働省保険局・情報化担当参事官室

【参考】 フラグの設定について

#	フラグ名称	説明	留意点
1	自動応答不可フラグ	<ul style="list-style-type: none"> 何らかの理由で特定個人情報を提供できない場合に設定。 自動応答不可と設定されている場合、特定個人情報の提供が自動的に行われない。当該情報に対して情報提供の求めがあった場合、情報提供内容入力画面で情報提供内容を入力し、業務責任者が送信許可することで情報の提供が行われる。 運用の例として、「特定のデータセットに誤りがあり、情報提供を一時的に停止する必要がある場合」、「データセット自体は存在するが、何らかの理由により中間サーバへの登録が滞っている場合」等が想定される。 	-
2	不開示該当フラグ	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第23条第2項各号に規定する事項に該当することを表すフラグ。 例として、情報照会要求を受けたが、「生命や財産を害するおそれがあるため情報を開示できない場合」等が想定される。 不開示と設定されている場合、提供される特定個人情報に「不開示」のコードが設定される。 	<p><u>当該フラグの設定指針等を厚生労働省から示す予定はございません。</u></p> <p><u>各保険者の個人情報取扱規程等を踏まえ、フラグの設定が必要なデータをご判断ください。</u></p>
3	自己情報提供不可フラグ	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供等記録開示システムから要求された自己情報の提供の求めに対し、該当する特定個人情報を提供するか、提供対象外（情報提供者都合）若しくは提供対象外（国民等利用者都合）として提供しないかを制御するために設定。 提供対象外（情報提供者都合）若しくは提供対象外（国民等利用者都合）の旨を応答し、特定個人情報は提供しない。 	

事務連絡
令和2年6月2日

都道府県民生主管部（局）
 国民健康保険主管課（部）
 後期高齢者医療主管課（部）
 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
 全国健康保険協会
 健康保険組合
 健康保険組合連合会
 関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課
 厚生労働省保険局国民健康保険課
 厚生労働省保険局高齢者医療課
 厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療保険者等向け中間サーバー等における不開示該当フラグ等の機能改修について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご努力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー」という。）については、令和2年6月15日（月）に、クラウド化や機能改善等を踏まえたシステム更改並びにデータ標準レイアウトの改版を行います。

また、「医療保険者等向け中間サーバー等における不開示該当フラグ等の設定に関する基本的な対応等について（周知）」（平成30年5月1日付け保険課、国民健康保険課、高齢者医療課各課事務連絡。以下、併せて「平成30年事務連絡」という。）により、DVや虐待等の被害者（DVや虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）の保護の観点から、被保険者であるDV・虐待等被害者の個人情報である避難先の住所・居所・勤務先・勤務地が加害者に特定されないように、中間サーバーに実装されている不開示該当フラグ、自己情報提供不可フラグ、自動応答不可フラグ及び不開示コード（以下「不開示該当フラグ等」という。）の医療保険者等における活用方法等をお知らせしておりました。

今般、中間サーバーのシステム更改に併せ、別添のとおり、不開示該当フラグ等の機能改修を行うこととしました。平成30年事務連絡の別紙1～3についても改訂後のものをお送りいたします。

医療保険者等の皆さまにおかれでは、引き続き平成30年事務連絡及び本事務連絡の主旨を踏まえ、中間サーバーの更改後においても、DV・虐待等被害者の保護について適切な対応をお願いするとともに、都道府県におかれましては、貴管内の国民健康保険組合への周知をお願いいたします。

別添

新中間サーバーにおける不開示該当 フラグ等の機能改修について

はじめに（背景）

＜背景＞

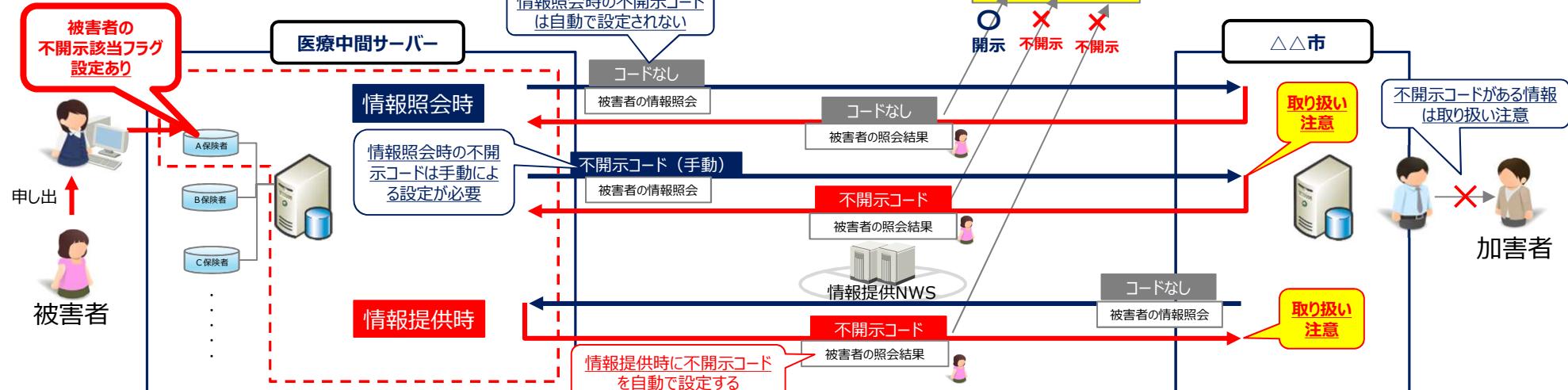
- DV・虐待等の被害者保護の観点から、被保険者であるDV・虐待等の被害者の住所・勤務先等を加害者が特定できないよう、中間サーバーに不開示該当フラグ等を実装し、その活用方法について、平成30年5月1日付け事務連絡「医療保険者等向け中間サーバー等における不開示該当フラグ等の設定に関する基本的な対応等について（周知）」（以下「平成30年事務連絡」という。）により示してきたところです。
- 今般、中間サーバーのシステム更改に併せ、不開示該当フラグ等に係る機能改修を次のとおり行うこととしております。
 - ① 情報照会時の不開示コードの自動設定 ⇒ P2～5
 - ② 部署名称への保険者名称の表示 ⇒ P6～7
 - ③ 不可フラグ等設定のファイル出力 ⇒ P8～9
- この機能改修を受け、本事務連絡により、平成30年事務連絡の別紙1～3に必要な改訂を行うことといたします。

① 情報照会時の不開示コードの自動設定 (1/4)

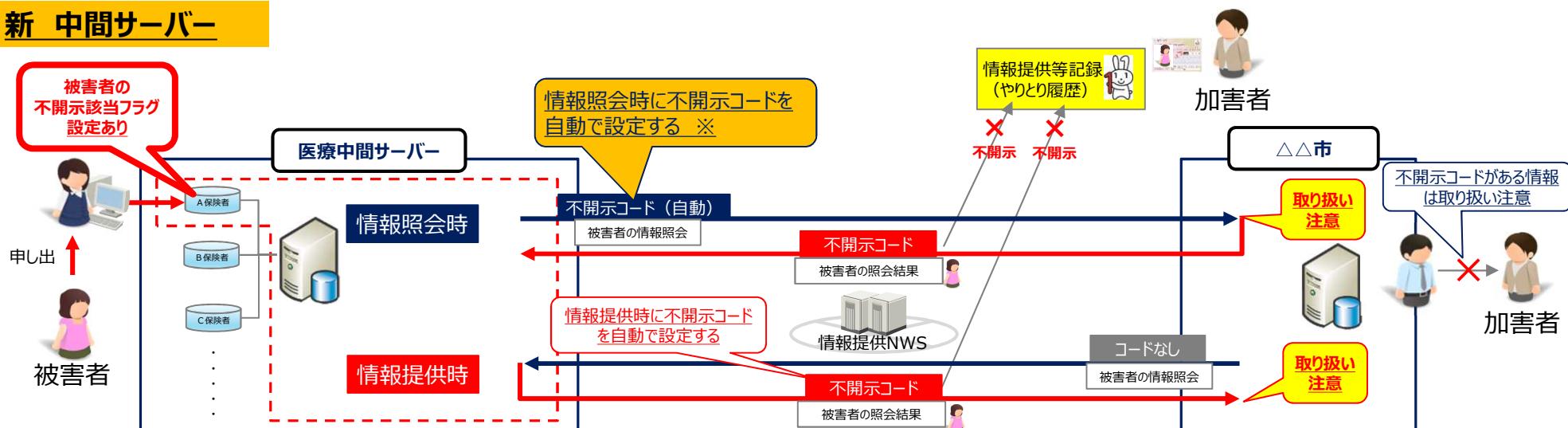
イメージ

【不開示該当フラグ設定あり】 (医療保険者等が被害者のフラグを設定した場合)】

現行 中間サーバー



新 中間サーバー



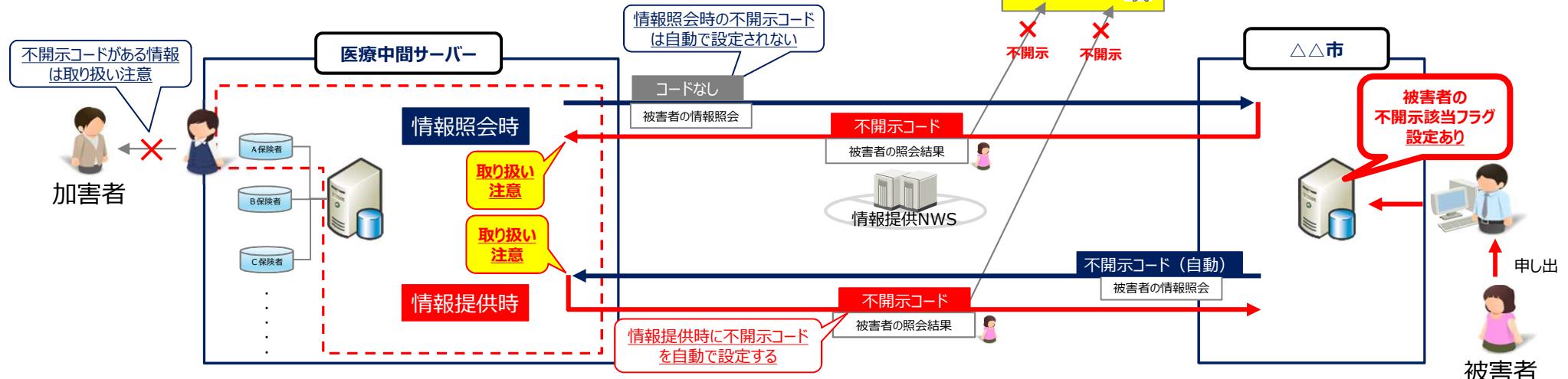
※ 不開示該当フラグが設定されている場合、自動的に不開示コードを設定ことで、情報照会時の不開示コードの設定漏れを防止できる。

① 情報照会時の不開示コードの自動設定 (2/4)

イメージ

【不開示該当フラグ設定あり（自治体が被害者のフラグを設定した場合）】

現行 中間サーバー



新 中間サーバー

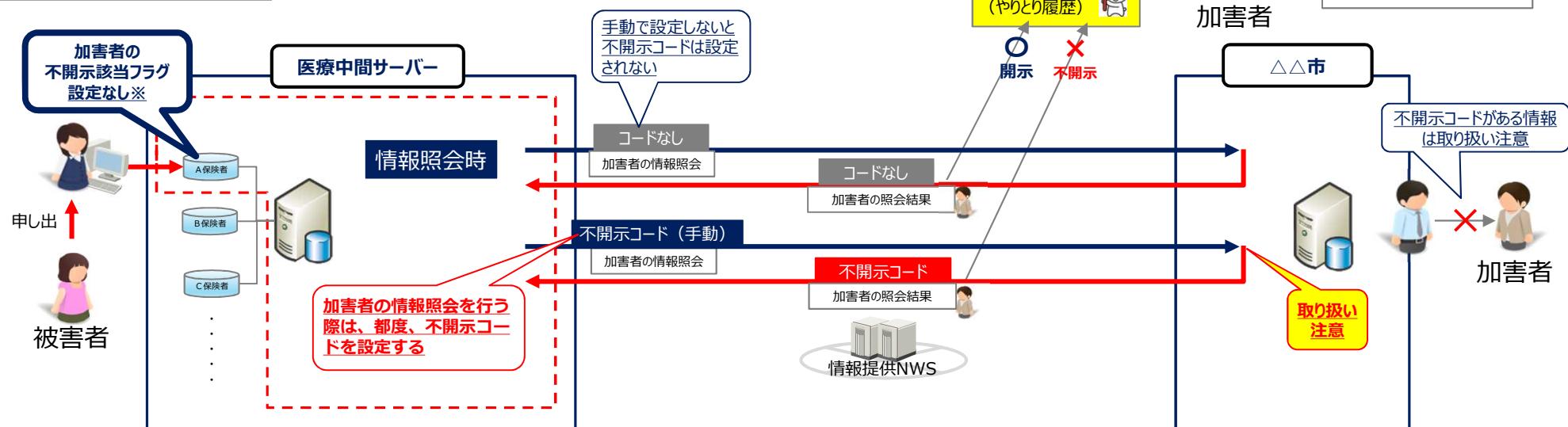
現行 中間サーバーから変更なし

① 情報照会時の不開示コードの自動設定 (3/4)

イメージ

【不開示該当フラグ設定なし（医療保険者等が加害者の情報照会を行う場合）】

現行 中間サーバー



※ 加害者に係る情報照会を行う際、A 保険者に加入していないため、不開示該当フラグの設定はできない。

新 中間サーバー

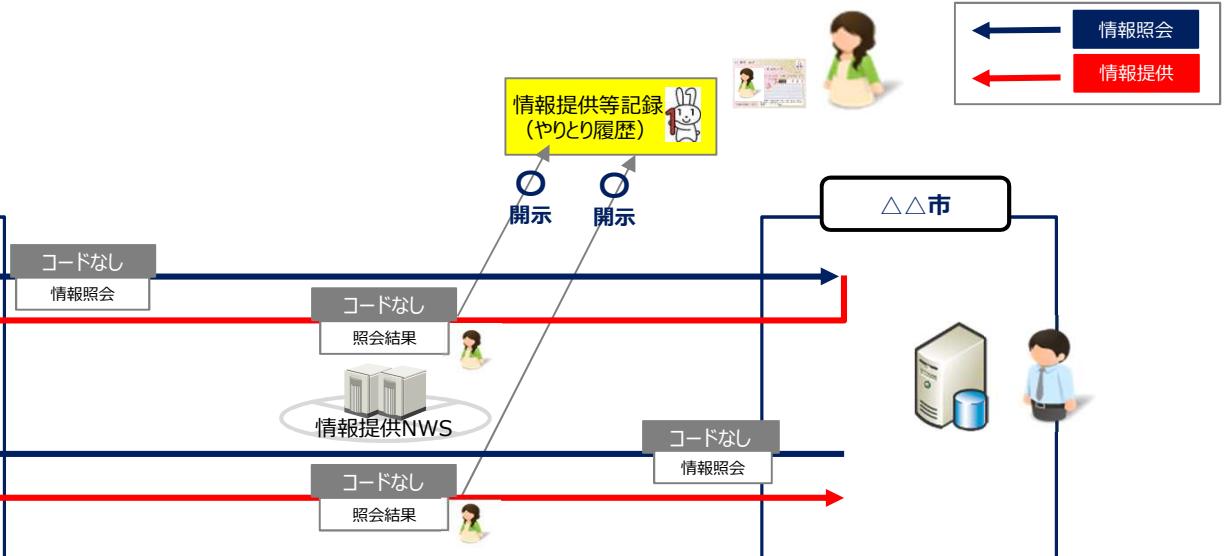
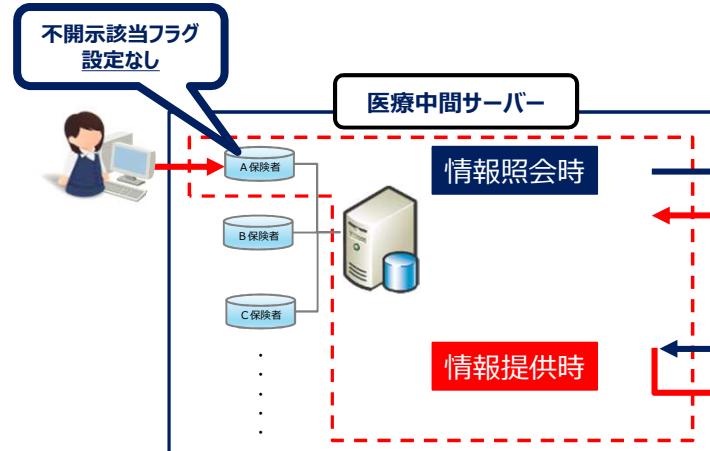
現行 中間サーバーから変更なし

① 情報照会時の不開示コードの自動設定 (4/4)

イメージ

【不開示該当フラグ設定なし（通常時の場合）】

現行 中間サーバー



新 中間サーバー

現行 中間サーバーから変更なし

② 部署名称への保険者名称の表示(1/2)

5. 情報照会者部署名の表示変更

令和2年3月
保険者説明会資料 抜粋

現在

- ・情報照会者機関名称が「社会保険診療報酬支払基金」で、情報照会者部署名称に「保険者の部署名」のみが表示されているため、情報照会者（保険者）を把握できない。

改善の効果

- ・情報照会者（保険者）を提供者側で把握できるようになる。

現行 中間サーバー	
情報照会者機関名称は「社 保険診療報酬支払基金」	
情報照会者機関コード	073030200 01700
情報照会者機関名称	社会保険診療報酬支払基金
照会委任元機関コード	
照会委任元機関名称	
情報照会者部署コード	00000000000000000101
情報照会者部署名称	業務部

新 中間サーバー	
情報照会者機関コード	0730302000000700
情報照会者機関名称	社会保険診療報酬支払基金
照会委任元機関コード	
照会委任元機関名称	
情報照会者部署コード	0000000000000000101
情報照会者部署名称	A健康保険組合 業務部



② 部署名称への保険者名称の表示(2/2)

イメージ

新 中間サーバー

1 整理番号	1000000000000001-20171003000000-100001-01
2 状況	提供完了 情報提供が完了しています。
3 やりとり履歴受信日時	2020年2月10日 17:33:34
4 照会日時	2017年10月3日 18:30:39
5 照会機関	社会保険診療報酬支払基金
6 情報照会者部署名	A健康保険組合 業務部
7 提供日時	2017年10月3日 20:30:00
8 提供機関	△△市
9 事務	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
10 事務手続	市町村民税の課税（家屋敷課税）
11 やりとりされた情報の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 地方税法その他の地方税に関する法 税額若しくはその算定の基礎となる
12 法第21条第2項各号の該当	非該当
上記のやりとりされた情報に関して、現在の情報の内容を確認するボタンをクリックしてください。	
前の画面へ 14	

やりとり履歴詳細の
照会機関には「社会保険診療報酬支払基金」、
情報照会者部署名には「A健康保険組合 業務部」
が表示される。

- ① 整理番号
整理番号が表示されます。
- ② 状況
提供状況が表示されます。
- ③ やりとり履歴受信日時
やりとり履歴の提供決定を受信した日時が表示されます。
- ④ 照会日時
行政機関等が、あなたの情報を照会した日時が表示されます。
- ⑤ 照会機関
やりとり履歴を照会した行政機関等名が表示されます。
- ⑥ 情報照会者部署名
あなたの情報を照会した部署名が表示されます。
- ⑦ 提供日時
行政機関等が、あなたの情報を提供した日時が表示されます。
- ⑧ 提供機関
あなたの情報を提供した行政機関等名が表示されます。
- ⑨ 事務
あなたの情報がやりとりされた事務名が表示されます。
- ⑩ 事務手続
あなたの情報がやりとりされた事務手続名が表示されます。
- ⑪ やりとりされた情報の名称
あなたの情報がやりとりされた情報の名称が表示されます。やりとりされた情報の名称を選択すると、特定個人情報等の項目表示が表示され、やりとりされた情報に含まれるすべての項目を確認できます。
- ⑫ 法第21条第2項各号の該当
通常は「非該当」と表示されます。マイナンバーカードに適合しないため、情報のやりとりが行われなかった場合は、「第1号該当」「第2号該当(提供者)」「第2号該当(照会者)」のいずれかが表示されます。
- ⑬ あなたの情報を確認ボタン
やりとりされたあなたの情報の詳細を確認します。確認メッセージが表示されます。
- ⑭ 前の画面へボタン
やりとり履歴詳細の確認を終了し、ひとつ前の画面へ戻ります。

③ 不可フラグ等設定のファイル出力(1/2)

6. 不可フラグ等設定のファイル出力 (1/2)

令和2年3月
保険者説明会資料 抜粋

現在

- 中間サーバーに登録している加入者の、不開示フラグ、自動応答不可フラグ及び自己情報提供不可フラグ（以下「不可フラグ等」という。）の設定状況は、画面による一覧出力は可能であるが、加入者を特定する項目が「被保険者枝番」のみであることや、ファイル出力ができないことから、保険者（基幹）システムの管理情報との突合に時間を要する。

改善の効果

- 不可フラグ等の設定状況のファイル出力を可能としたことで、中間サーバーの各設定情報と保険者（基幹）システムの管理情報との突合が容易になる。

新 中間サーバー

The screenshot illustrates the workflow for handling files from the new intermediate server:

- ① ファイル出力(予約)を押下**: A callout points to the "ファイル出力(予約)" button on the initial screen.
- ② 夜間パッチにてファイル編集**: A callout points to the "ダウンロード" button on the second screen, which shows a list of files ready for download.
- ③ 選択したファイルをダウンロード**: A callout points to the "ダウンロード" button on the third screen, where a specific file is selected for download.

The interface includes various buttons like "再読み込み" (Reload), "表示件数" (Number of items displayed), and "実行" (Execute). It also features a search bar at the top and a navigation bar with links like "TOP", "TOP > 不可フラグ等設定 > 不可フラグ等設定ファイル出力".

*ファイルレイアウトは次ページ参照

③ 不可フラグ等設定のファイル出力(2/2)

6. 不可フラグ等設定のファイル出力 (2/2)

令和2年3月
保険者説明会資料 抜粋

【「FI_DBM_0174 自己情報提供不可フラグ等設定一覧ファイル (CSV)」レイアウト】

自動応答不可設定、不開示設定及び自己情報提供不可設定のいずれか1つ以上が、「1（不可又は不開示）」となっている加入者の情報を出力します。

項目名	説明
1 保険者コード	対象者の保険者コードを設定
2 保険者番号	保険者番号を設定
3 被保険者証記号	被保険者証記号を設定
4 被保険者証番号	被保険者証番号を設定
5 被保険者証枝番	被保険者証枝番を設定
6 被保険者枝番	対象者の被保険者枝番を設定
7 氏名	対象者の加入者名（姓名）を設定
8 自動応答不可設定	対象者の自動応答不可設定値を設定（可=0、不可=1）
9 自動応答不可設定日	対象者の自動応答不可設定を行った日を設定
10 不開示設定	対象者の不開示設定値を設定（開示=0、不開示=1）
11 不開示設定日	対象者の不開示設定を行った日を設定
12 自己情報提供不可設定	対象者の自己情報提供不可設定値を設定（可=0、不可=1）
13 自己情報提供不可設定日	対象者の自己情報提供不可設定を行った日を設定

※ 詳細は、デジタルPMOに掲載の「外部インターフェイス仕様書(統合専用端末連携版)_別紙4_ファイル設計書」を参照ください。

凡例

○:自動応答により、情報提供する
 ×:閲覧できない
 △:一時的に応答しない
 -:フラグ等の設定ができない

別紙1

各フラグの概要・効果等について

フラグ等 名称	概要	設定者	情報照会者に 対する情報提供	マイナポータル	
				自己情報表示 (あなたの情報)	情報提供等記録※1 (やりとり履歴)
① 不開示 該当フラグ	番号法第23条第2項各号に規定する事項に該当することを表すフラグである。 不開示と設定した場合、情報提供及び情報照会を行う際に「不開示コード」が設定される。 予め、情報提供者及び情報照会者が、特定個人情報単位または被保険者枝番単位で設定する。	情報提供者・ 情報照会者	○	-	× 被保険者等がマイナポータルでやりとり履歴を確認した際に、履歴として表示されない。※2
② 自己情報 提供不可 フラグ	情報提供等記録開示システム(マイナポータル)から要求された自己情報の提供の求めに対し、該当する特定個人情報を提供するか、提供しないかを制御するために設定する。 予め、情報提供者が、特定個人情報単位または被保険者枝番単位で設定する。	情報提供者	○	× 自己情報提供不可フラグを設定すると、自己情報は、閲覧できない。※3	-
③ 自動応答 不可フラグ	副本の内容が誤っているなど、業務上、自動応答の制限が必要な場合に設定すると、特定個人情報の提供が自動的に行われない。 情報照会があった場合、情報提供内容入力画面で情報提供内容を確認・更新し、送信許可することで情報提供する。 予め、情報提供者が、特定個人情報単位または被保険者枝番単位で設定する。	情報提供者	△ 自動応答しない。 ただし、職員が情報提供内容を確認した上で、情報提供(手動応答)することができる。	-	△ 自動応答はしない。 ただし、手動応答して情報連携が完了した場合には※1、やりとり履歴が保存され、マイナポータルで確認可能。 なお、手動応答の際に不開示コードを付すことが可能であり、その場合には①と同等の結果となる。
④ 不開示 コード	情報照会者が、不開示該当フラグを不開示に設定せず、情報照会要求時に当該照会要求を不開示にする場合は、その都度、「不開示コード」を設定する。	情報照会者	○	-	× 被保険者等がマイナポータルでやりとり履歴を確認した際に、履歴として表示されない。※2

※1…情報連携が完了していない(情報照会に対して情報提供が行われていない)情報提供等記録については、原則として、マイナポータル上で閲覧することができない。

※2…不開示該当フラグと不開示コードは、どちらか一方が設定された状態で情報提供が完了すると、マイナポータル上で情報提供等記録(やりとり履歴)を閲覧できなくなる。

※3…マイナポータルの画面上には、「回答なし」の旨が表示される。

DV・虐待等被害者に係る不開示該当フラグ等の設定に関する基本的な対応等について

1 各フラグの概要

別紙1のとおり。

2 設定対象者

<ポイント>

- ア及びイの事実を確認の上、ウの「対象者からの申し出」により判断。
- 避難先市町村に住民票を移しているか、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置（以下「住基DV等支援措置」※という。）の対象者であるか否かを問わない。

ア DVや虐待等の被害者（DVや虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）であって、

イ 加害者の下から避難先市町村に避難しており、

ウ 不開示該当フラグ又は自己情報提供不可フラグの設定を申し出る者

ただし、ア及びイに該当し、不開示該当フラグ又は自己情報提供不可フラグの設定を要することが明らかな場合（あらかじめ把握している場合を含む。）には、ウの申出の有無に関わらず設定対象者とすること。

なお、避難先市町村に住民票を移しているか、住基DV等支援措置の対象者であるか否かを問わない。

上記ウの他に、情報提供の求めに対して自動応答を望まない場合は、自動応答不可フラグを設定する。

※ 配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者については、市区町村に対して住基DV等支援措置を申し出ると、「DV等支援対象者」となり、加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票を含む）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限する（拒否する）措置が講じられる。

3 想定されるケースと基本的な対応

<想定されるケース>

【ケース①】DV・虐待等被害者が加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合や、マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合に、加害者がDV・虐待等被害者の自己情報を直接確認して避難先の都道府県又は市町村に係る情報が加害者に伝わるケース。

【ケース②】被害者が、加害者からの避難（転居等）に伴って新たな医療保険者等（広域連合を含む。以下、同じ。）に加入した後、当該医療保険者等が避難元市町村に居住する加害者に係る情報照会をした場合に、当該医療保険者等からの照会記録があることにより当該被害者の避難先の住所・居所・勤務先・勤務地（以下「住所等」という。）

につながる情報が加害者に伝わるケース。

※各フラグ等の具体的な設定例については、別紙3を参照のこと。

<基本的な対応のポイント>

- ケース①では、マイナンバーカードの停止等、代理人設定の解除の依頼が基本。
これらの手続き完了までの間、不開示該当フラグ及び自己情報提供不可フラグの設定が必要。
なお、不開示該当フラグを設定することで、被害者に関する情報提供及び情報照会時には、自動で不開示コードが設定される。
具体的には、
 - ・加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難している場合には、DV・虐待等被害者に対し当該カードの停止の連絡のほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やマイナンバーカードの再交付を行うよう説明。
 - ・マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合には、DV・虐待等被害者へ当該代理人設定の解除を行うよう説明。
 - ・ただし、これらの手続（以下「カード停止等手続」という。）が完了するまでの間、
 - －当該DV・虐待等被害者の被保険者枝番単位（個人単位）で不開示該当フラグ及び自己情報提供不可フラグを設定するとともに、
 - －DV・虐待等被害者が行う手続により、被害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定。
 - ・カード停止等手続が完了したことを確認できた際には、当該フラグを解除。
- ケース②では、被害者が加入している医療保険者等が、被害者に対して不開示該当フラグを設定した場合であっても、加害者に関する情報照会に自動で不開示コードが設定されることはない。
加害者に関する情報照会に不開示コードを設定しない場合、加害者がマイナポータル上で自身のやりとり履歴を確認すると、情報照会者部署に「医療保険者等の名称及び部署名」が表示され、当該被害者の避難先の情報が伝わる可能性があるため、加害者に関する情報照会を行う場合は、その都度、不開示コードを設定するよう徹底されたい。

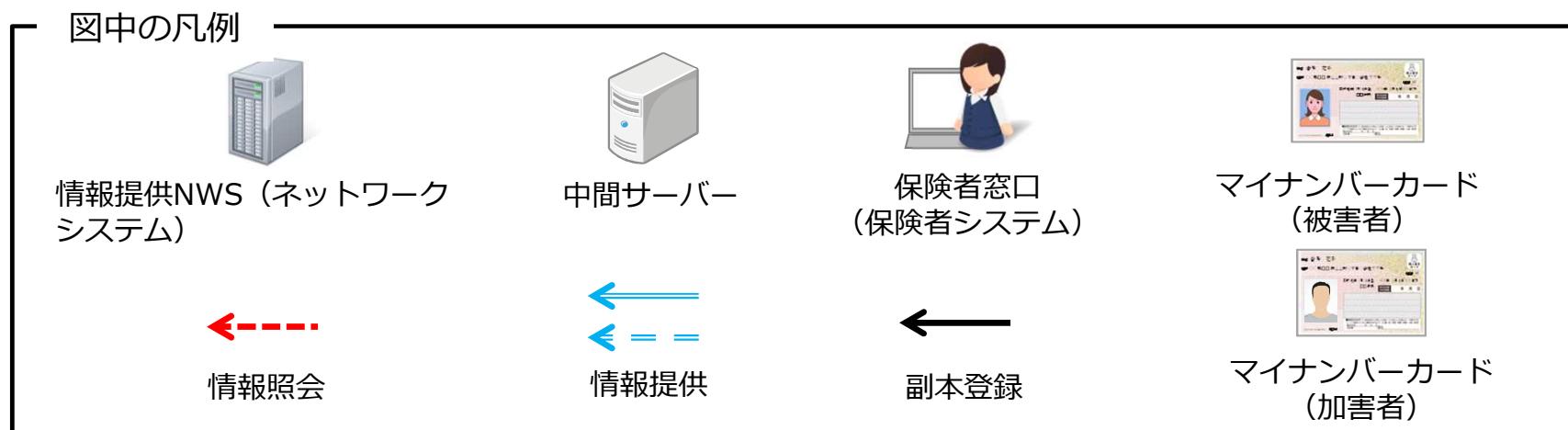
4. 各機関における情報共有体制の整備

<ポイント>

- 設定対象者の情報共有の手段、ルート等について検討。
- 機関内において、具体的な事例について共有を図ること。
- 不開示該当フラグ等の設定状況については、中間サーバーの情報を活用すること。
 - ・ 設定対象者に係る情報の共有の手段、ルート等について確立しておくこと。
また、可能な限り、情報照会の都度、設定対象者であることがシステム等により確認できる措置を検討することが望ましい。

- ・ 窓口ごとに判断にばらつきが生じないよう、機関内における具体的事例について共有を図ること。
- ・ 情報連携を行った後に設定対象者に該当することが判明した場合で、加害者が情報提供等記録を確認することで設定対象者の避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるとき（ケース②に相当するとき）は、速やかに当該情報提供等記録を不開示とする旨の追記を行うことが望ましい。
- ・ 医療保険者等の不開示該当フラグ、自己情報提供不可フラグ及び自動応答不可フラグの設定状況については、中間サーバーからファイル出力（CSV）が可能であることから、当該フラグの管理に活用すること。

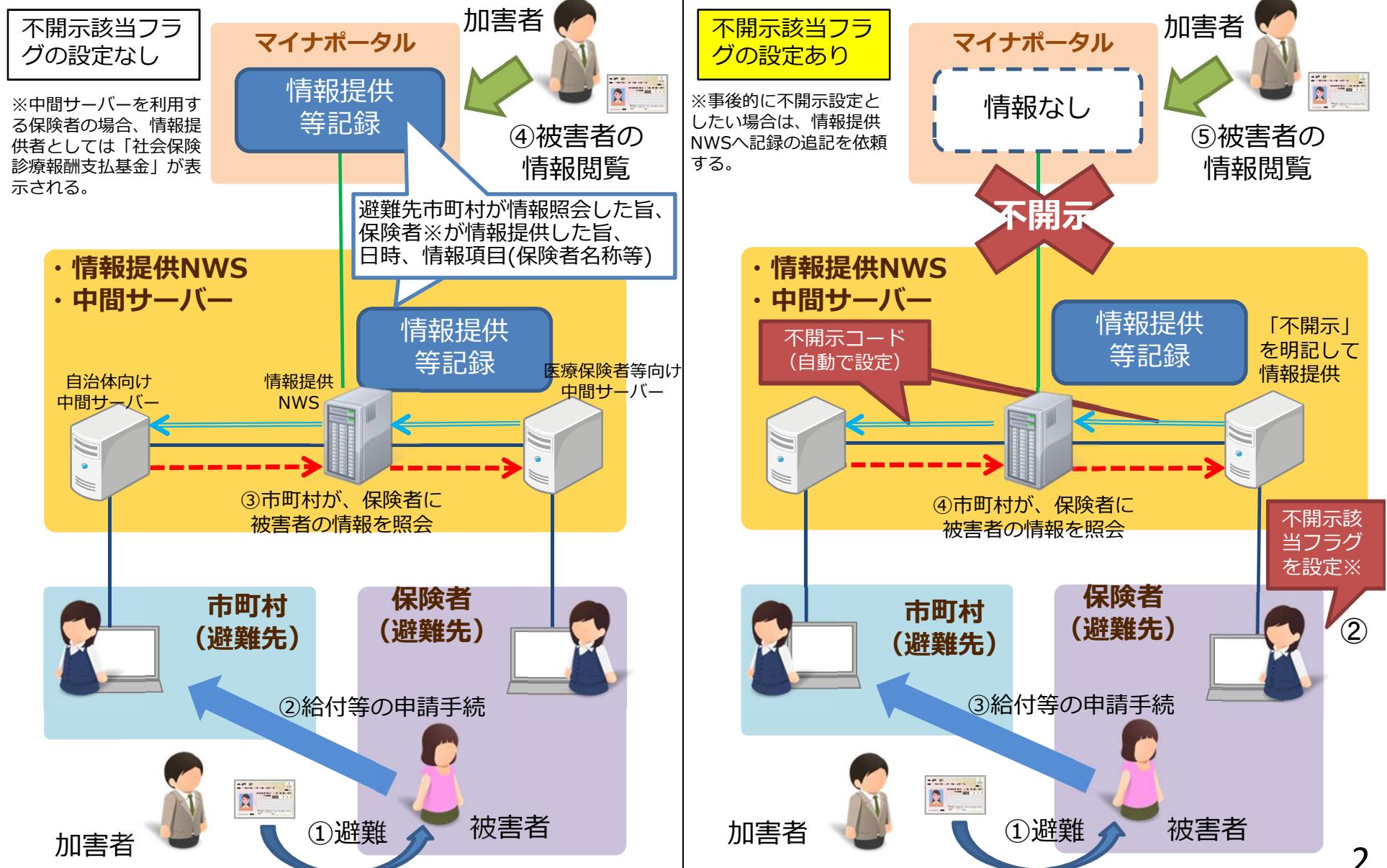
各フラグの設定例



①-1不開示該当フラグの設定例（情報提供時）

（マイナンバーカードの停止、再交付が行われるまでの対処）

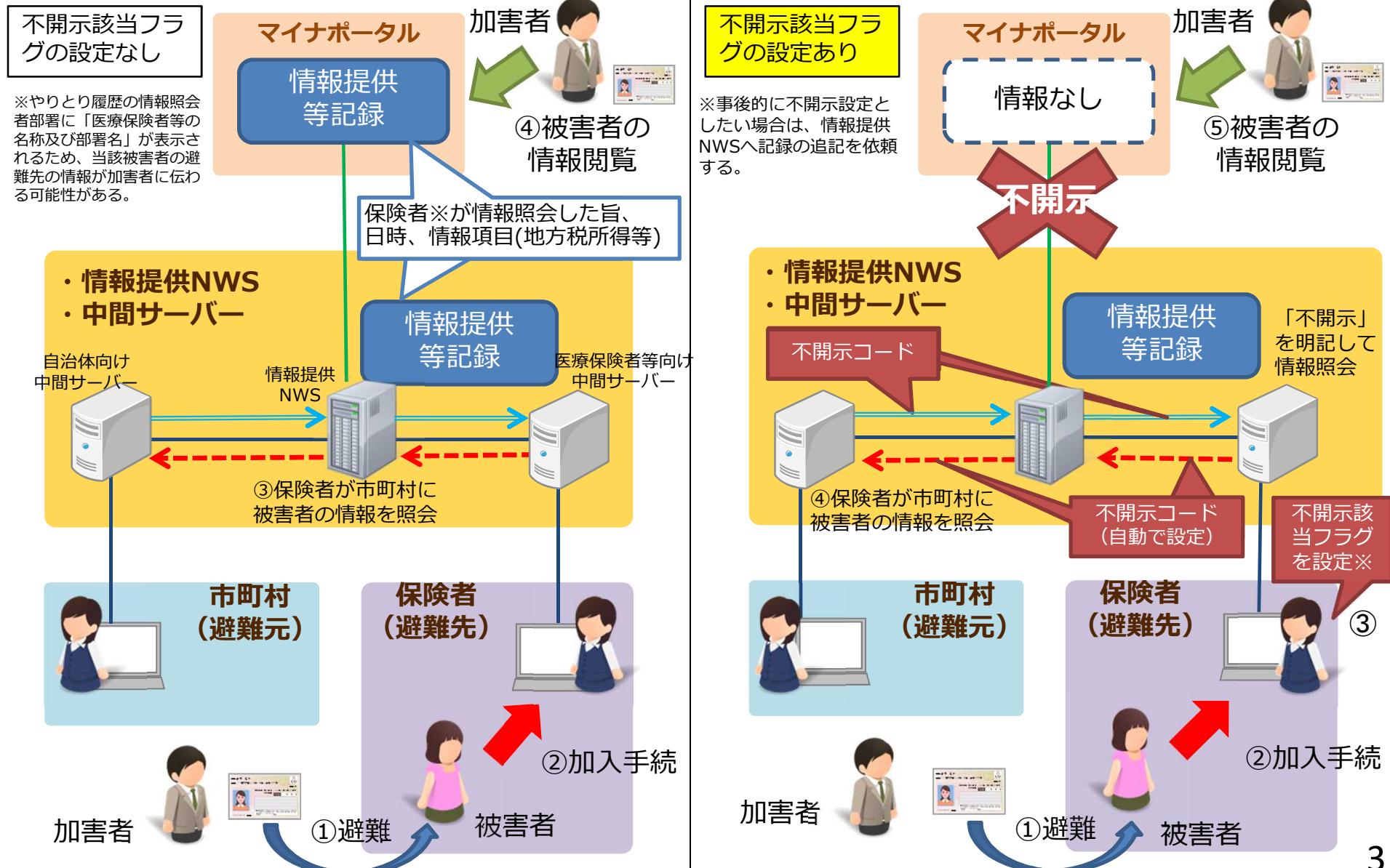
○マイナンバーカードが加害者の手元にあり（マイナポータルにおいて被害者が加害者を代理人として設定している場合も同様）、被害者が自身の情報を必要とする手続きを避難先市町村へ行った場合



①-2 不開示該当フラグの設定例（情報照会時）

（マイナンバーカードの停止・再交付が行われるまでの対処）

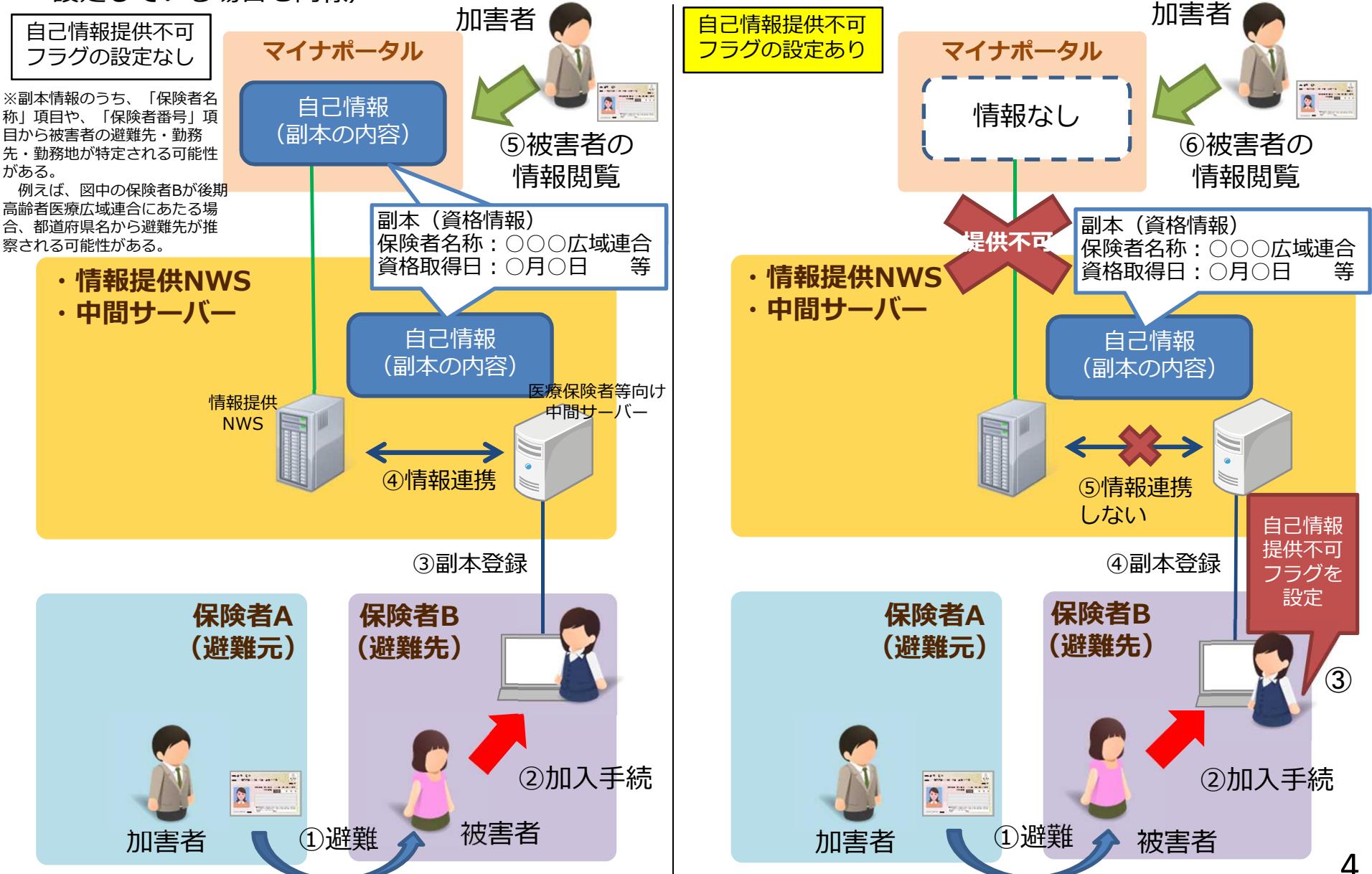
- マイナンバーカードが加害者の手元にあり（マイナポータルにおいて被害者が加害者を代理人として設定している場合も同様）、被害者が自身の情報を必要とする手続きを保険者（避難先）へ行った場合



②自己情報提供不可フラグの設定例

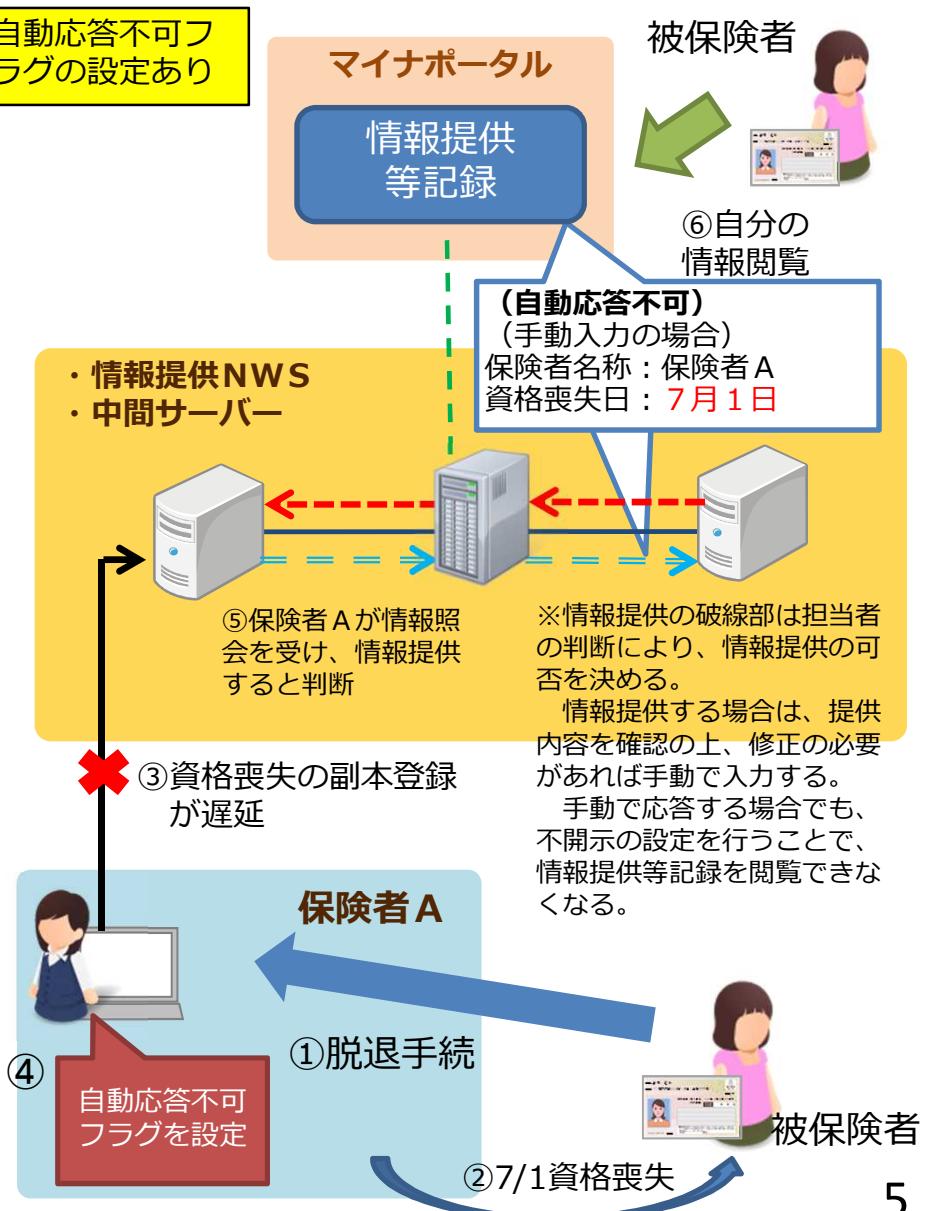
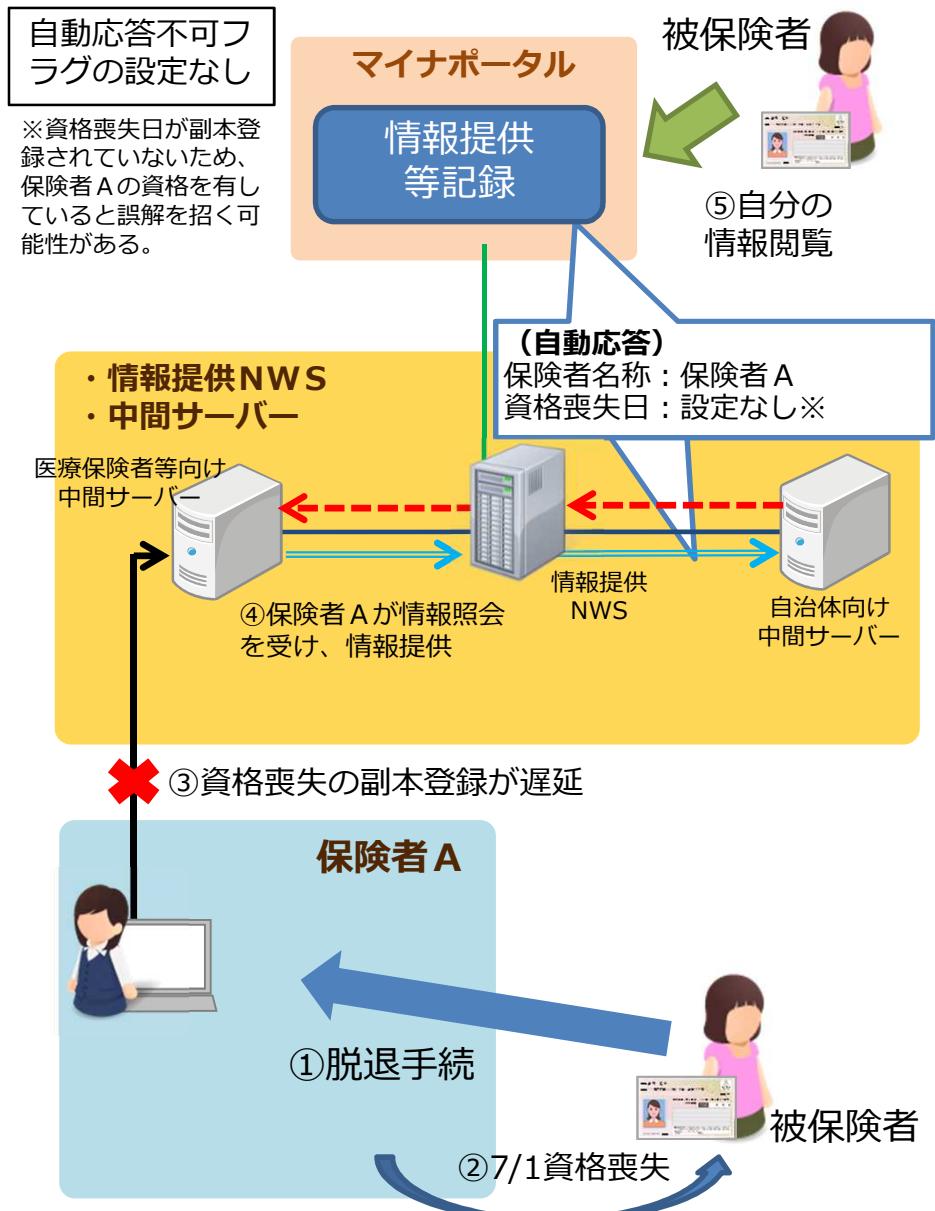
(マイナンバーカードの停止・再交付が行われるまでの対処)

- マイナンバーカードが加害者の手元にある場合（マイナポータルにおいて被害者が加害者を代理人として設定している場合も同様）



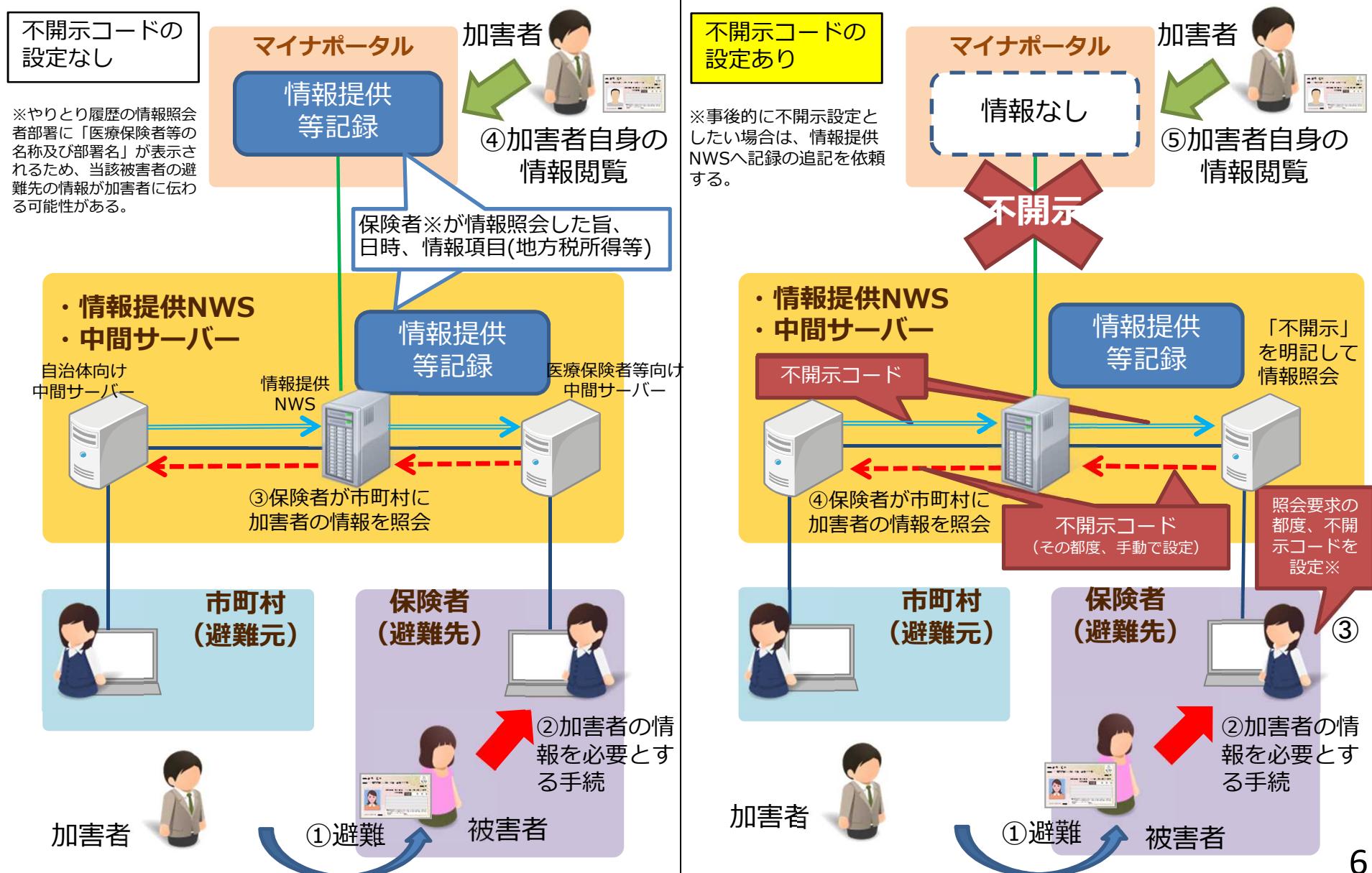
③自動応答不可フラグの設定例

○副本登録の遅滞や、登録内容に誤りがある場合



④不開示コードの設定例

○被害者が、加害者情報を必要とする手続きを保険者（避難先）へ行った場合



事務連絡
令和3年1月18日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

医療保険者等向け中間サーバー等における不開示該当フラグ・自己情報提供不可フラグによるオンライン資格確認等システム関連情報の制御および運用例の送付について（市町村向け）

平素より、国民健康保険制度の円滑な実施につきましては、格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

市町村の皆さまにおかれましては、令和2年1月13日付事務連絡「市町村におけるオンライン資格確認の導入に係る準備作業等について（依頼）【別添2】」等に基づき、DV・虐待等被害者の保護について不開示該当フラグ・自己情報提供不可フラグ（以下、DVフラグ）の設定のご対応をいただいているところですが、今般、別添「DVフラグによるオンライン資格確認等システム関連情報の制御（市町村向け）」を整理いたしましたので、今後のDVフラグの設定にご活用いただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村への周知をお願いいたします。

以上

**DVフラグによるオンライン資格確認等
システム関連情報の制御
(市町村向け)**

はじめに

オンライン資格確認等システムの導入により、マイナポータルや保険医療機関等で以下の情報を閲覧することが可能となります。

- ・マイナポータル : 資格情報・特定健診情報等・医療費通知情報・薬剤情報
- ・保険医療機関 : 資格情報・特定健診情報等・薬剤情報
- ・保険薬局 : 資格情報・特定健診情報等※・薬剤情報

※ 11月12日（木）に開催された第133回社会保険審議会（医療保険部会）での審議を踏まえ、保険薬局においても特定健診情報の閲覧が可能となりました。

今般、上記運用の開始に伴い、**医療保険者等向け中間サーバーに実装されている不開示該当フラグ、自己情報提供不可フラグを用いたマイナポータルや保険医療機関等でのDV・虐待等被害者（DVや虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。以下「DV被害者」という。）の上記個人情報の表示制御方法および医療保険者等向け中間サーバーにおける上記フラグの運用例**について、以下の通り整理いたしました。

1. マイナポータルや保険医療機関等におけるDV被害者の個人情報の表示制御

- 1-1. 資格情報、特定健診情報等、医療費通知情報、薬剤情報の閲覧の仕組み ⇒ P.3~5
- 1-2. 市町村国保における不開示該当フラグ及び自己情報提供不可フラグによる制御について ⇒ P.6~9
- 1-3. 課題と対策

- 1-3-1. 課題と対策①「マイナポータルでの情報閲覧時」 ⇒ P.10
- 1-3-2. 課題と対策②「保険医療機関等におけるマイナンバーカードでのオンライン資格確認時」 ⇒ P.11
- 1-3-3. 課題と対策③「保険医療機関等における被保険者証でのオンライン資格確認時」 ⇒ P.12
- 1-3-4. 課題と対策④「大規模災害・システム障害時のオンライン資格確認時」 ⇒ P.13

- 1-4. 留意事項：初回登録を実施できない場合について ⇒ P.14
- 1-5. 情報提供可否の判断方法 ⇒ P.15

2. （参考）医療保険者等向け中間サーバーにおけるDVフラグの運用例

- 2-1. （参考）医療保険者等の取る基本的なアクション例 ⇒ P.17
- 2-2. （参考）DV被害者によるDVフラグの設定・解除に係る運用フロー（例） ⇒ P.18,19

1. マイナポータルや保険医療機関等における
DV被害者の個人情報の表示制御

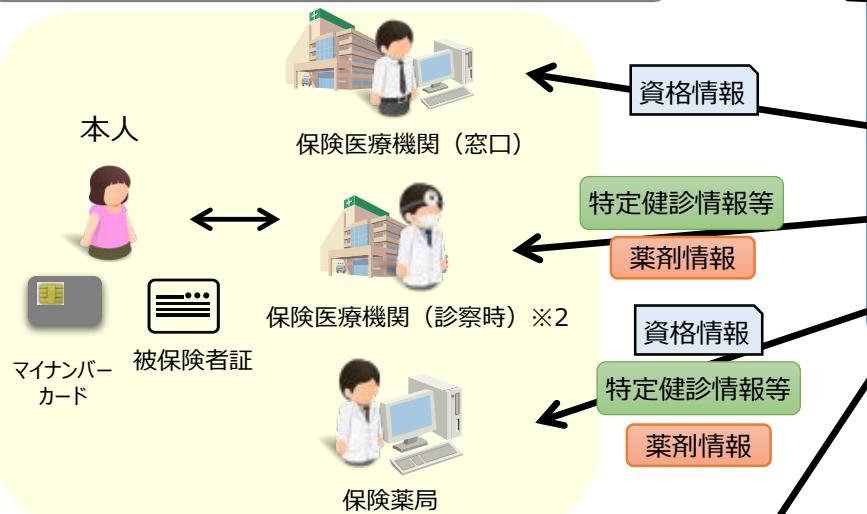
1-1. 資格情報、特定健診情報等、医療費通知情報、薬剤情報の閲覧の仕組み（1/3）

オンライン資格確認等システムの導入により、被保険者等はマイナポータルや保険医療機関等で以下の情報を閲覧することが可能となる。各情報を閲覧するにあたり、加入者はマイナポータルにおける初回登録（マイナンバーカードを被保険者証として利用するための手続き）※1を行う必要がある。

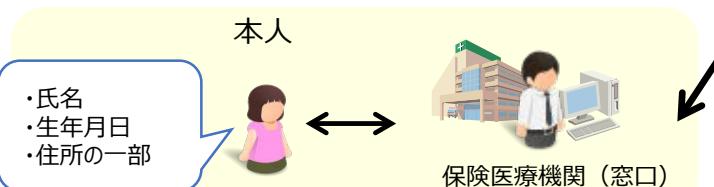
マイナポータルでの閲覧※3・初回登録※1



保険医療機関等での閲覧※3



大規模災害・システム災害時の閲覧※3



※1 初回登録の仕組みおよび留意事項はP.14を参照。

※2 患者が窓口において、マイナンバーカードを用いて本人同意を行った場合に、
特定健診情報等、薬剤情報の閲覧が可能となる。

※3 各情報の閲覧イメージはP.4,5を参照。

1-1. 資格情報、特定健診情報等、医療費通知情報、薬剤情報の閲覧の仕組み（2/3）

マイナポータルおよび保険医療機関等における各情報の閲覧イメージは以下の通り。

マイナポータルでの閲覧イメージ

資格情報

あなたの資格情報

令和2年6月26日時点

被保険者証（一般）		交付年月日：平成27年4月1日	
記号 NNN		番号 12345	枚数 01
フリガナ 氏名	サトウ・トシオ 齋藤 寿男		
生年月日	昭和35年11月10日	性別	男
販路取得年月日	平成27年4月1日		
被保険者氏名 又は 世帯主氏名	齋藤 寿男	本人・家族の別	本人
保険者番号 保険者名	01991234 全国健康保険協会 ○○支部		

薬剤情報

特定健診情報等

医療費通知情報

类别情报一覽

作成日：2022年1月6日

■ 挑战与机遇

作成日：2021年4月2日

作成日：2023年2月1日 1/28-3

特定健診検査受診結果		作成日：2021年4月2日		1/5	
内因情報					
氏名カナ		サムライKFC		誕生日番号	
氏名		三橋純子		06999999	
年生月日		1975年2月20日		登録番号等記号	
性別		男		1234567890	
年齢		46歳		登録番号等記号	
勤務地番号		01			
特定健診検査情報					
項目名		別添Ⅱ健診検査名			
2020/7/2		別添Ⅱ健診検査名0000000001他便			
2019/7/2		別添Ⅱ健診検査名0000000002他便			
2018/6/2		別添Ⅱ健診検査名0000000003他便			
2017/6/2		別添Ⅱ健診検査名0000000004他便			
2016/7/10		別添Ⅱ健診検査名0000000001他便			
特記事項情報					
実施日		2020/7/2			
性別 (医師記載)		男性			
自覚症状 (医師記載)		体がだるい あまいとする			
既往歴 (医師記載)		特記すべきなし			
実施場所		2020/7/2		2019/7/23	
メガホンクリーナー料金 *		手算額担当 運動機能担当		手算額担当 運動機能担当	
保健用箇所 *2		運動機能担当		手算額担当 運動機能担当	
検査結果		2019/8/23		2017/5/18	
測定部位 判定標準 判定結果 *3		2016/7/10			
身長		173.6		173.5	
身 体 重		76.0		74.5	
骨 折		94.8		91.9	
胸 内 器 官 症 状 *4		-		-	
B M I		25.2		24.7	
右 心 開 闢 面		▲ 140 巾上		▲ 142	
左 心 開 闢 面		▲ 90 巾上		78	
中 脈 跳		▲ 300 巾上		144	
血 小 球 D L T C R P % ±		△ 34 △ T		44	
血 小 球 D L T C R P % ±		△ 140 巾上		127	
動 動 機 力 指 標		173		132	
運動機能担当		134		132	

医療費情報一覧		作成日 : 2023年2月1日	1/2ページ
氏名/ナ	サンキノクタロウ	保険者番号	98765432
三種姓/大別		被保険者登録記号	1234567890
氏名		被保険者証番号	1234567890
生年月日	1975年2月20日	性別	男
		年齢	47歳
		枚数	00
医療費の合計			
期間	医療費の総額（円）	保険者の負担額（円）	その他の公費の 負担額（円）
2021年9月～2022年9月	738,300	511,986	18,388
			207,926

資格情報

薬剤情報

特字健診情報筆

公的医療保険オンライン資格確認システム 資格情報確認	マイナンバーカード	保険証	神奈川病院 薬局	ログアウト
この資格は有効です。				
被会員号 :		[選択]		
保険者番号 : 99123456	保険者名 : ○○健康保険			
記号 : IB30(イ)	番号 : 5678B☆	校番 : 01		
氏名(姓) : 保険 一郎	性別(表面) : 男	生年月日 : 昭和55年8月2日		
証区分 : 保険者証(一般)	一部負担金割合 :			
有効開始日 : 平成30年5月25日	有効終了日 :	資格喪失事由 :		
本人・家族の別 : 本人	被保険者氏名 : 保険 一郎			
郵便番号 : 105-0004	住所 : 東京都港区新橋1-2-3			
限度額適用認定証				
適用区分 : ?	有効開始日 : 平成2年4月1日	有効終了日 :		
証区分 : 限度額適用認定証	長期入院証当日 :			

1-1. 資格情報、特定健診情報等、医療費通知情報、薬剤情報の閲覧の仕組み（3/3）

大規模災害時においては、マイナンバーカードや被保険者証を持参していない場合においても、氏名、生年月日、住所または保険者名を確認することで資格確認が可能となる。資格確認における閲覧イメージは以下の通り。

大規模災害時の閲覧イメージ

公的医療保険オンライン資格確認システム
資格情報照会(大規模災害)

サンプル医療機関名
アカウント開発 04

検索条件：マイナンバーカード券面情報 * 必須項目 *1,*2 選択必須項目(どちらか一方はご入力ください)

① 氏名：松岡 三十六大 *1 氏名(カナ)：
※2 住所：東京都北区王子

*性別：男性
① 生年月日：平成 7 年 2 月 16 日

※2 保険者名：
① *資格確認日：2020/03/06

検索結果：1 件

氏名	生年月日	性別	住所	保険者名
ルモ サンジュウロクタイ 松岡 三十六大	平成7年2月16日	男	東京都北区王子33-33-33	公立学校共済組合 ○●支部

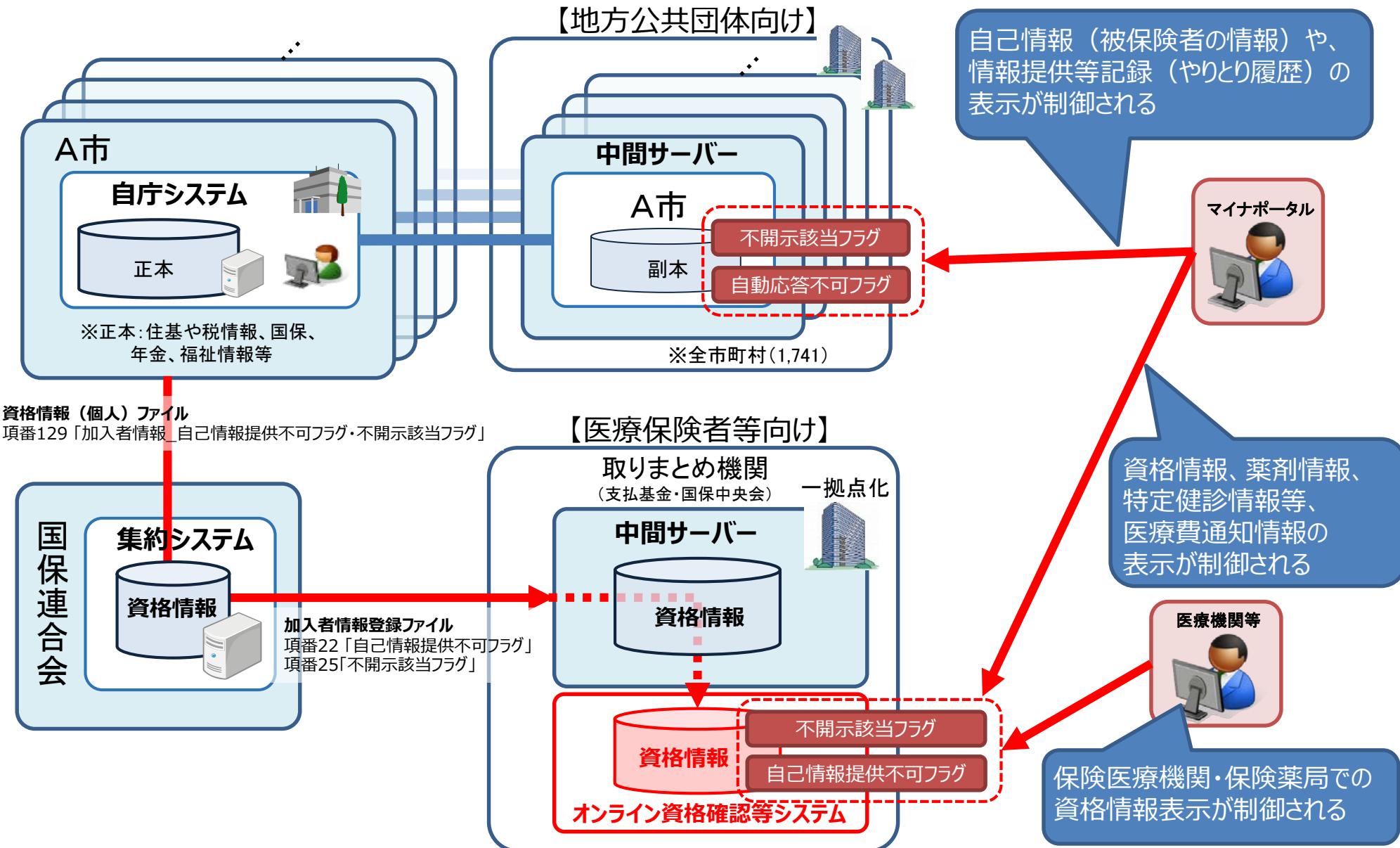
メニュー 戻る

- ① 本人確認の際の必須項目
① 氏名 or 氏名(カナ)
② 生年月日
③ 住所 or 保険者名
※ 氏名、氏名(カナ)、性別、生年月日については完全一致
住所、保険者名は部分一致
- ② 「氏名」、「生年月日」、「住所等の一部」の項目を入力すると、検索結果に候補者一覧が住所付きで表示される。住所については、前方10文字程度のみ表示する。

※ 大規模災害時やシステム障害時において、
薬剤情報、特定健診情報についても、災害
時用の画面から参照可能。
なお、情報提供の本人同意については、医療
従事者が患者から提供可否を聞き取り、資格
確認端末上で、同意ボタンを押す運用となっ
ている。

1-2. 市町村における不開示該当フラグ及び自己情報提供不可フラグによる制御について（1 / 4）

○設定により各種情報の表示が制御される。



1-2. 市町村における不開示該当フラグ及び自己情報提供不可フラグによる制御について（2 / 4）

- DV被害者（※）のマイナンバーカードを加害者が不正に取得した場合、加害者がマイナポータルから被害者の各種情報（資格情報、受診医療機関等）を閲覧することができてしまうため、オンライン資格確認等システムで加害者による各種情報の閲覧を抑止するために、DV被害者については、情報集約システム（国保連合会）に抑止用コードを連携し、システム的に制御（閲覧不可）を行う。
※避難先市町村に住民票を移しているか、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置の対象者であるか否かを問いません。
- 情報集約システムへ連携する資格情報（個人）ファイルの項目番号129「加入者情報_自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグ」に抑止用のコードを設定することで、マイナポータルからの資格情報、薬剤情報、特定健診情報、医療費通知情報の閲覧を抑止し、保険医療機関・保険薬局でのオンライン資格確認においても同様に抑止を行う。
- 情報集約システムへ連携している資格情報（個人）ファイルの項目番号47「基本情報_送付物抑止フラグ（個人単位）」に既に「1：DV」または「2：その他」を設定し連携している場合、項目番号129にも抑止するためのコードを設定する必要がある。
※項目番号47に設定している情報は国保連合会向け（国保総合システムで使用する情報）のため、オンライン資格へは連携されません。

	提供可能	提供不可
自己情報 提供不可フラグ	<ul style="list-style-type: none">マイナポータルから以下の情報の閲覧ができる 資格情報、薬剤情報、特定健診情報等、 医療費通知情報医療機関等でのオンライン資格確認時に、 <u>住所情報等が画面に表示される</u>	<ul style="list-style-type: none">マイナポータルから左記の情報の閲覧ができないマイナンバーカードによる医療機関窓口での資格 確認が行えない被保険者証による資格確認時に<u>住所情報等が 画面に表示されない</u>
	開示	不開示
不開示該当フラグ	<ul style="list-style-type: none">医療機関等でのオンライン資格確認時に、 <u>住所情報等が画面に表示される</u>	<ul style="list-style-type: none">医療機関等でのオンライン資格確認時に、<u>住所 情報等が画面に表示されない</u>

1-2. 市町村における不開示該当フラグ及び自己情報提供不可フラグによる制御について（3 / 4）

情報集約システムへ連携する資格情報（個人）ファイルの項目番号129「加入者情報_自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグ」に設定されたコードにより医療保険者等向け中間サーバーに連携する値は以下のとおり

資格情報（個人）ファイル

情報集約システム		医療保険者等向け中間サーバー	
項目番号129「加入者情報_自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグ」		自己情報提供不可フラグ (加入者情報ファイル_項目番号22)	不開示該当フラグ (加入者情報ファイル_項目番号25)
0	提供可能 ・ 開示	0 : 提供可能	0 : 開示
1	提供可能 ・ 不開示	0 : 提供可能	1 : 不開示
2	提供可能 ・ 更新しない	0 : 提供可能	2 : 更新しない
3	提供不可 ・ 開示	1 : 提供不可	0 : 開示
4	提供不可 ・ 不開示	1 : 提供不可	1 : 不開示
5	提供不可 ・ 更新しない	1 : 提供不可	2 : 更新しない
6	更新しない ・ 開示	2 : 更新しない	0 : 開示
7	更新しない ・ 不開示	2 : 更新しない	1 : 不開示
8	更新しない ・ 更新しない	2 : 更新しない	2 : 更新しない



○初回連携時に「更新しない」を設定した場合

情報集約システムに□の「更新しない」を連携した場合、医療保険者等向け中間サーバーでは、自己情報提供不可フラグを「0 : 提供可能」とし、□の「更新しない」については、不開示該当フラグを「0 : 開示」として設定します。

○初回連携時以降に「更新しない」を設定した場合

初回連携時の結果も含めて中間サーバー内に登録されている値を更新せずにそのままの値とします。

※ DV被害者に対して初回連携時に「更新しない」を設定した場合、上記のとおり「提供可能」と「開示」として連携されているため、抑止するコードを再連携する必要がある。

1-2. 市町村における不開示該当フラグ及び自己情報提供不可フラグによる制御について（4 / 4）

不開示該当フラグおよび自己情報提供不可フラグの制御内容は以下の通り。

課題①～④への対策（P.9～12）参照

情報提供元	提供される情報	情報の内容	DVや虐待等を受けている被保険者		通常の被保険者	
			マイナポータル	保険医療機関・保険薬局	マイナポータル	保険医療機関・保険薬局
オンライン資格確認等システム	マイナポータルでの資格情報閲覧時	氏名、生年月日、性別、保険者名、資格得喪日、負担割合、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証 等	対策①	—	○	—
	マイナンバーカードを使用したオンライン資格確認時	氏名、生年月日、性別、住所、保険者名、資格得喪日、負担割合、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証 等	—	対策②	—	○
	被保険者証を使用したオンライン資格確認時	同上	—	対策③ ○※1 住所・郵便番号は非表示	—	対策③ ○※2 住所・郵便番号は非表示
	大規模災害・システム障害時のオンライン資格確認時	同上	—	対策④ ○※1 住所・郵便番号は非表示	—	対策④ ○※2 住所・郵便番号は非表示
	薬剤情報	氏名、生年月日、性別、保険者番号、被保険者番号、診療年月日、医療機関名（マイナポータル上のみ）、薬剤名	×	対策②	○	○
	特定健診情報等	資格確認日、医療機関コード、保険者番号、被保険者番号、生年月日 等	×	×	○	○
	医療費通知情報	保険者番号、審査年月、被保険者番号、生年月日、診療年月、医療機関コード、医療費総額 等	×	—	○	—
医療保険者等向け中間サーバー上の設定値	資格情報（個人）ファイルの項目129のコード値により、医療保険者等向け中間サーバーに設定されるコード値	自己情報提供不可フラグ 不開示フラグ	1 : 提供不可 0 : 開示 (3) 1 : 不開示 (4)	自己情報提供不可フラグ 不開示フラグ	0 : 提供可能 0 : 開示 (0) 1 : 不開示 (1)	
資格情報（個人）ファイル	項目129 「加入者情報_自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグ」の設定値	3※1、4※1 マイナンバーカードを利用した照会を抑止		0、1※2		

※1 「3」または「4」を設定することで、DV被害者が被保険者証でオンライン資格確認を実施した場合や大規模災害時に住所・郵便番号が非表示となる

※2 通常の被保険者であっても「1」を設定することで住所・郵便番号が非表示となる

【凡例】 ○ : 表示する × : 表示しない − : 制御しない

1-3-1. 課題と対策①「マイナポータルでの情報閲覧時」

○ 課題

DV被害者が加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合や、マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合に、加害者がマイナポータルよりDV被害者の資格情報から避難先の特定につながる**保険者名**、特定健診情報や薬剤情報の**受診医療機関名等**が閲覧可能となる。

○ 対応策

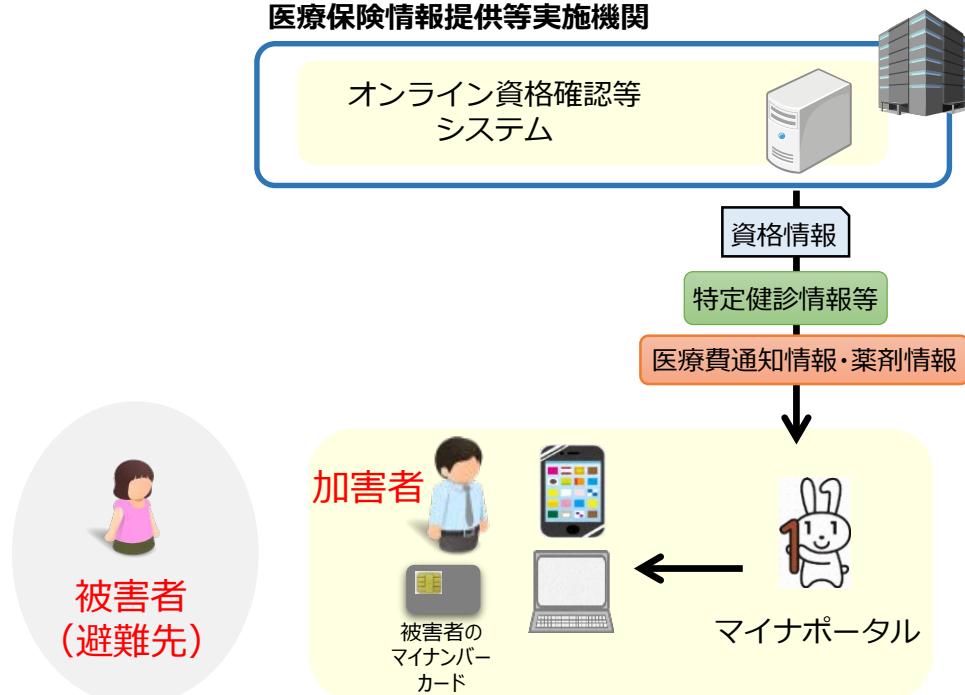
情報集約システムへ連携する資格情報（個人）ファイルの項番129「加入者情報 自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグ」に「3、4」を設定することで、医療保険者等向け中間サーバー等における自己情報提供不可フラグに「1：提供不可」が設定され、情報提供を制御する。

資格情報（個人）ファイル

項番129「加入者情報_自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグ」に**0、1を設定**

医療保険者等向け 中間サーバー	自己情報提供不可フラグ 「0：提供可能」の場合
--------------------	----------------------------

医療保険情報提供等実施機関

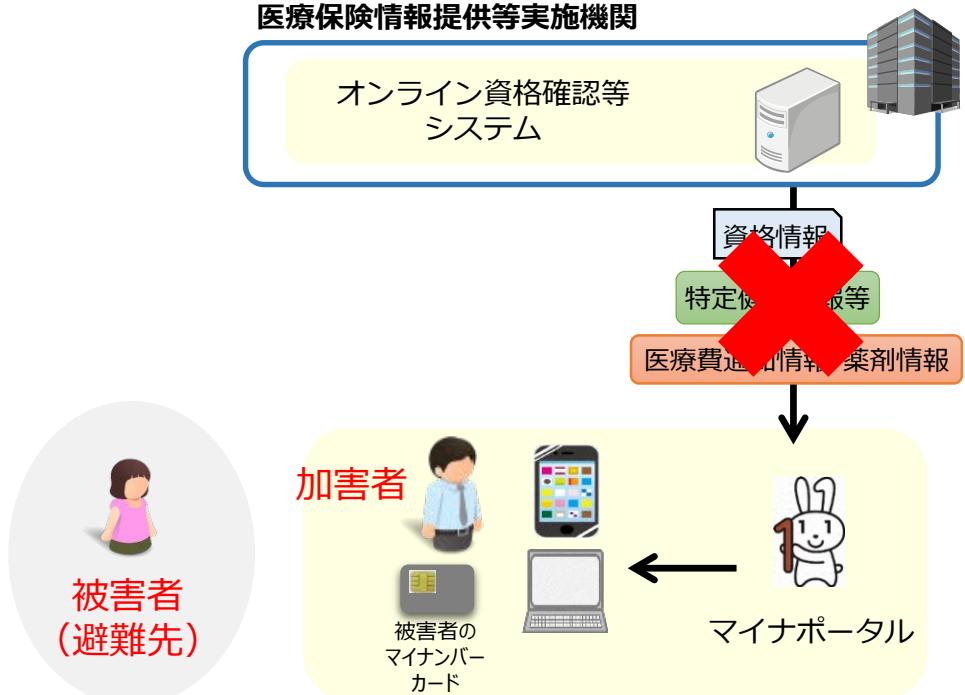


資格情報（個人）ファイル

項番129「加入者情報_自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグ」に**3、4を設定**

医療保険者等向け 中間サーバー	自己情報提供不可フラグ 「1：提供不可」の場合
--------------------	----------------------------

医療保険情報提供等実施機関



1-3-2. 課題と対策②「保険医療機関等におけるマイナンバーカードでのオンライン資格確認時」

○ 課題

DV被害者が加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合、加害者（医療従事者の場合）がDV被害者のマイナンバーカードを利用し、資格確認端末から被害者の住所等が閲覧可能となる（加害者がパスワードを把握していなければ閲覧不可）。また、加害者が患者（なりすまし）として、DV被害者のマイナンバーカードを利用して資格情報を確認することも想定される。

○ 対応策

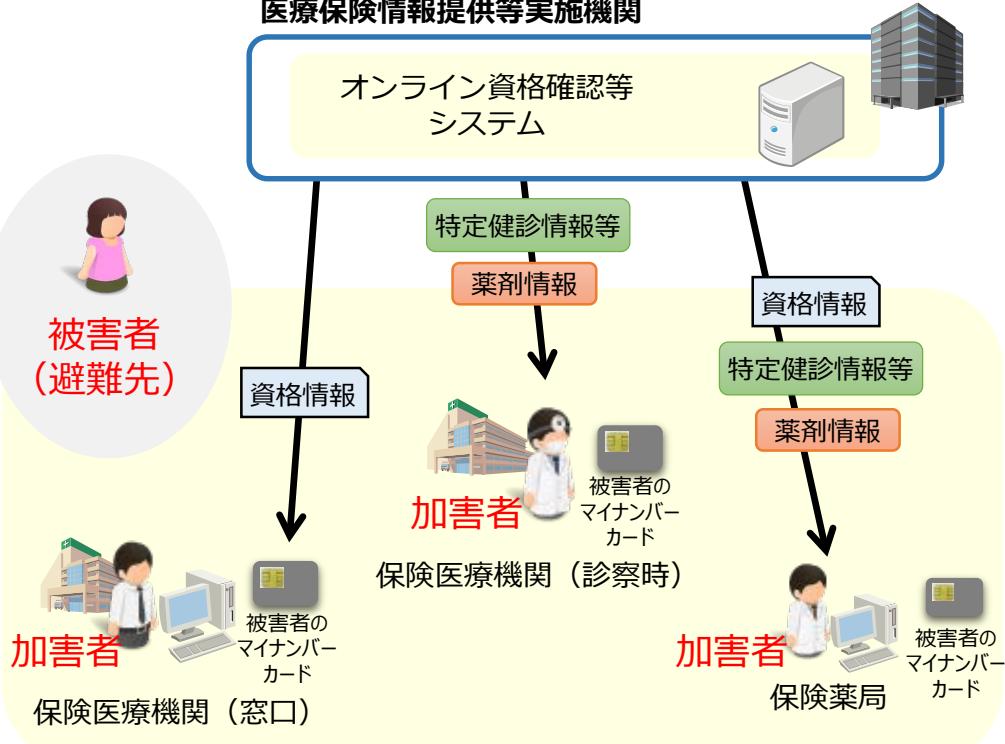
情報集約システムへ連携する資格情報（個人）ファイルの項目番号129「加入者情報_自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグ」に「3、4」を設定することで、医療保険者等向け中間サーバー等における自己情報提供不可フラグに「1：提供不可」が設定され、情報提供を制御する。

資格情報（個人）ファイル

項目番号129「加入者情報_自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグ」に**0、1を設定**

医療保険者等向け 中間サーバー	自己情報提供不可フラグ 「0：提供可能」の場合
--------------------	----------------------------

医療保険情報提供等実施機関

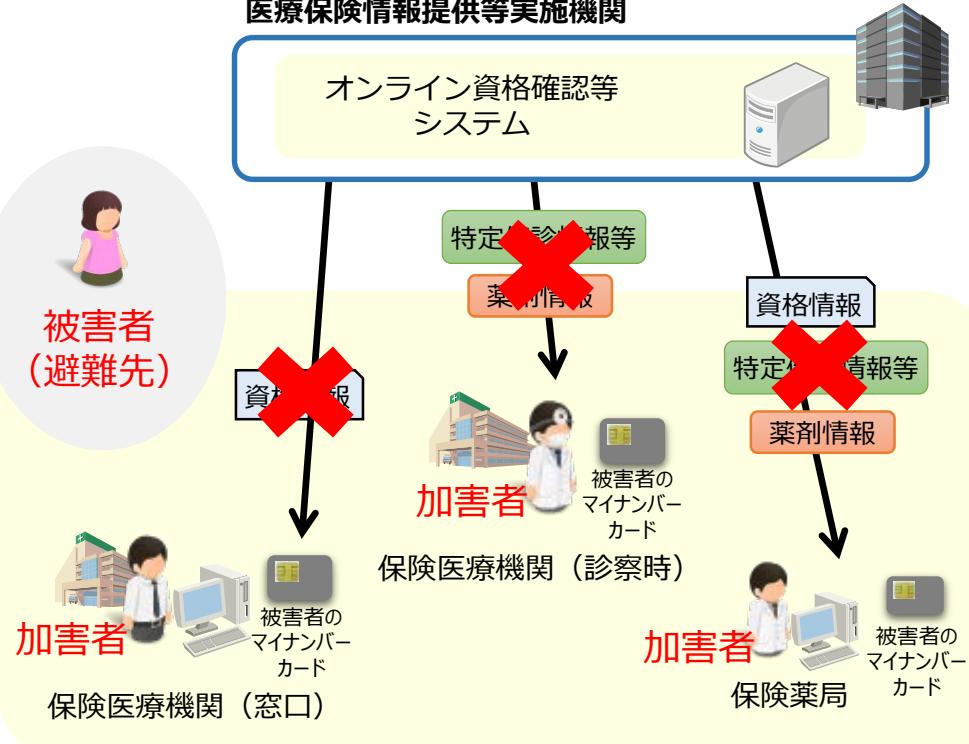


資格情報（個人）ファイル

項目番号129「加入者情報_自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグ」に**3、4を設定**

医療保険者等向け 中間サーバー	自己情報提供不可フラグ 「1：提供不可」の場合
--------------------	----------------------------

医療保険情報提供等実施機関



1-3-3. 課題と対策③「保険医療機関等における被保険者証でのオンライン資格確認時」

○ 課題

加害者（医療従事者の場合）がDV被害者の被保険者証記号・番号を把握している場合、DV被害者の**被保険者証記号・番号**を用いて**資格確認端末からDV被害者の資格情報が閲覧可能**となる。また、加害者が患者として、DV被害者の被保険者証を利用して資格情報を確認することも想定される。

○ 対応策

情報集約システムへ連携する資格情報（個人）ファイルの項番129「加入者情報_自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグ」に「3、4」を設定することで、医療保険者等向け中間サーバー等における自己情報提供不可フラグに「1：提供不可」が設定され、情報提供を制御する。

自己情報提供不可フラグが設定されている者については、マイナンバーカードによる資格確認が行えないが、被保険者証での資格確認が可能となるように、被保険者証での資格確認時は住所・郵便番号を非表示として資格確認を行えるようにする。

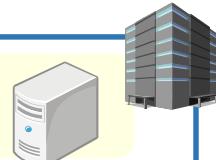
資格情報（個人）ファイル

項番129「加入者情報_自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグ」に**0を設定**

医療保険者等向け 中間サーバー	不開示該当フラグ「0：開示」、かつ 自己情報提供不可フラグ「0：提供可能」の場合
--------------------	---

医療保険情報提供等実施機関

オンライン資格確認等
システム



資格情報

資格情報

被保険者証
記号・番号

被保険者証
記号・番号



被害者
(避難先)

加害者

保険医療機関
(窓口)

加害者

保険薬局

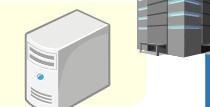
資格情報（個人）ファイル

項番129「加入者情報_自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグ」に**1または
3、4を設定**

医療保険者等向け 中間サーバー	不開示該当フラグ「1：不開示」、または 自己情報提供不可フラグ「1：提供不可」の場合
--------------------	---

医療保険情報提供等実施機関

オンライン資格確認等
システム



資格情報

資格情報

被保険者証
記号・番号

被保険者証
記号・番号



加害者

保険医療機関
(窓口)

加害者

保険薬局

住所・郵便番号は非表示

1-3-4. 課題と対策④「大規模災害・システム障害時のオンライン資格確認時」

○ 課題

大規模災害（システム障害） 時には、マイナンバーカードや被保険者証を持っていない場合も「氏名」、「生年月日」、「住所等の一部」を入力すると候補者の情報が一覧表示可能となるため、加害者（医療従事者）が **DV被害者** の情報を閲覧可能となる。

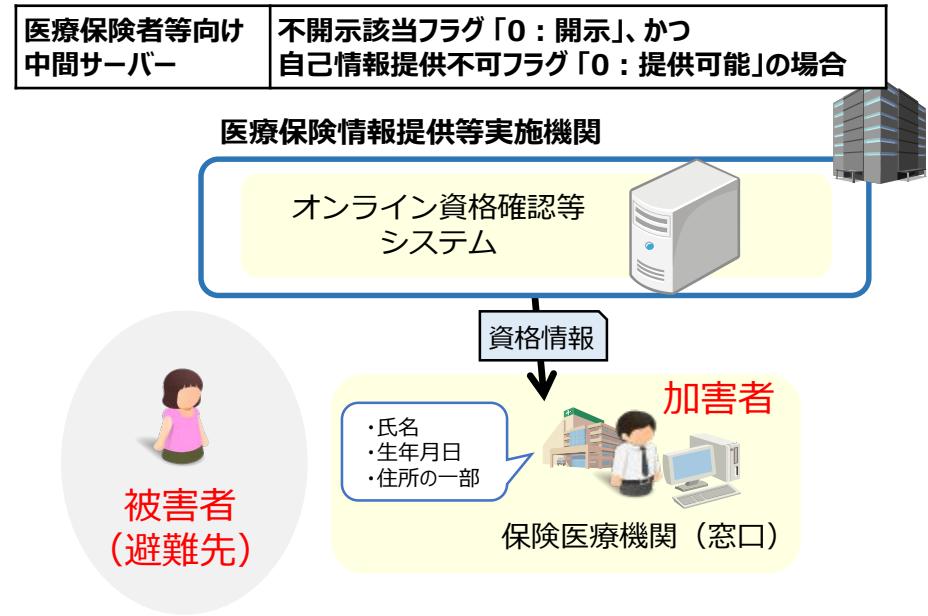
○ 対応策

大規模災害時等は、マイナンバーカードを停止し自己情報提供不可フラグを解除した者であっても、「氏名」、「生年月日」で住所候補を閲覧できることから、DV被害者については、「1」を設定することで **住所・郵便番号を非表示** とする。

また、**自己情報提供不可フラグ「3, 4」** が設定されている者については、マイナンバーカードによる資格確認の検索結果上には表示されない。しかし、**有事の際に本人確認を実施できないと、保険診療を受けられない** デメリットが生じるため、**本フラグが設定されている者**についても、**住所・郵便番号を非表示** とする。

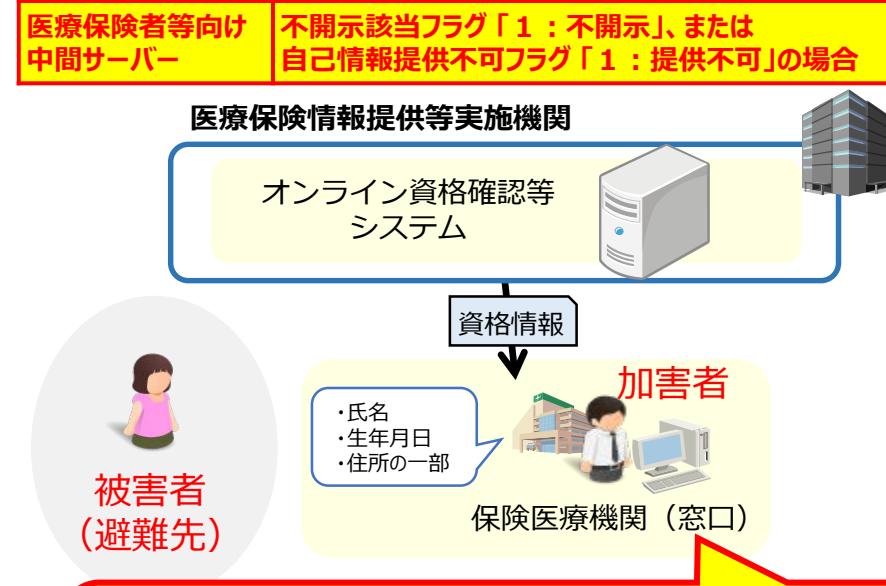
資格情報（個人）ファイル

項目番号「加入者情報_自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグ」に **0を設定**



資格情報（個人）ファイル

項目番号「加入者情報_自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグ」に **1または
3, 4を設定**



検索結果上の住所を非表示とする。（下図、赤枠部分）

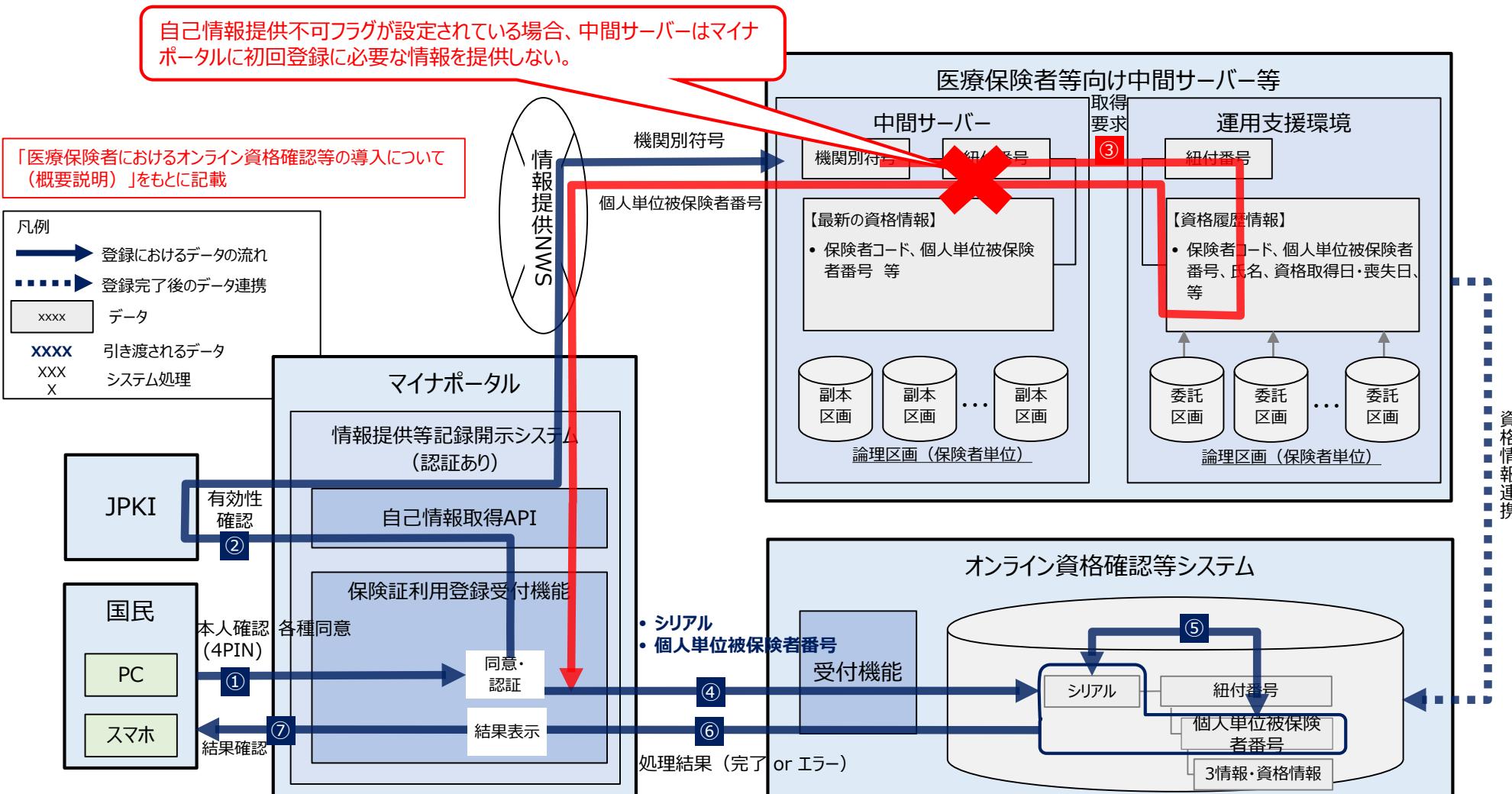
検索結果：2件				
氏名	生年月日	性別	住所	保険者名
松岡 三十六大	平成7年2月16日	女	〇〇市	※

※留意点：保険者名が表示される

1-4. 留意事項：初回登録を実施できない場合について

マイナンバーカードを被保険者証として利用するにあたり、被保険者による保険証利用の登録（初回登録）が必要である。初回登録は、以下の通りマイナポータルの情報提供等記録開示システムを活用して行うが、自己情報提供不可フラグが設定されている場合、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）から要求された自己情報の提供の求めに対し、該当する特定個人情報を提供しない制御となる。そのため、マイナンバーカードを被保険者証として利用するための初回登録が不可となる（2020年8月より開始された予約登録も同様）。

自己情報提供不可フラグはマイナンバーカードの再発行が完了するまでの間に一時的に設定するフラグであるため、マイナンバーカードの再発行が完了したDV被害者の自己情報提供フラグは適切に解除し、初回登録を行う必要がある。



1-5. 情報提供可否の判断方法

自己情報提供不可フラグは最新保険者の設定値で情報提供可否を判断し、不開示該当フラグは過去に一度でも設定されていれば情報提供不可であると判断することとする。

制御対象	フラグ	フラグの継続性	設定例（加入者が保険者A→B→Cと異動した場合）				
資格情報、 特定健診情報等、 医療費通知情報、 薬剤情報	自己情報提供 不可フラグ	最新の保険者に設定されているフラグの効力 が過去の保険者にも適用される。※ 現在加入している保険者のみで判断可能。		保険者 A	保険者 B	保険者 C	保険者Bでフラグを設定していたが、 保険者C（最新保険者）でフラグを設定していない場合、全保険者でフラグが効力を発揮しない。
	不開示該当 フラグ		フラグ	無	有	無	
		以下の理由から、自己情報の保護を最優先し、過去いずれかの保険者でフラグが1つでも有効な場合、その他の保険者においてもフラグの効果を適用する。※ 【理由】 • 大規模災害時に資格確認を行う際には、マイナンバーカードを停止し自己情報提供不可フラグを解除した場合であっても、資格確認端末で加入者の住所を確認できてしまう。 • 不開示該当フラグの効力を継続させたとしても、加入者の不便は微少。		保険者 A	保険者 B	保険者 C	保険者Cでフラグを設定していないが、 保険者Bでフラグを設定していた場合、全保険者でフラグが効力を発揮する。
			フラグ	無	有	無	
			情報 提供	可	可	可	
			情報 提供	不可	不可	不可	

※過去の保険者にて設定されているフラグを書き換えるわけではなく、システム上でフラグの影響範囲を制御する。

2. (参考) 医療保険者等向け中間サーバーにおけるDVフラグの運用例

2-1. (参考) 医療保険者等の取る基本的なアクション例

医療保険者等は、DV加害者から避難してきた被害者に対して、①マイナンバーカードの停止、②不開示該当フラグ・自報提供不可フラグの設定および解除、③代理人設定の解除について案内をする必要がある。加入者（被害者）の運用フローについては次頁以降を参照。

DV被害者に対して保険者との取るアクションの流れ

#	STEP1	STEP2	STEP3	STEP4			
フェーズ	加入者への案内	保険者の設定作業	代理人設定解除後の手続き	DV被害から逃れた後			
アクション	マイナンバーカード停止	不開示該当フラグ申請	自己情報提供不可フラグ申請	代理人設定解除	フラグの設定※1	自己情報提供不可フラグ解除※1	不開示該当フラグ解除※1
詳細	<ul style="list-style-type: none"> 避難元にマイナンバーカードを置いてきた場合に対応必要 マイナンバーカード停止窓口は24時間365日稼働しているので、保険者は相談を受けたら、加入者に停止し、再発行してもらうよう案内する。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険者は加入者にフラグ設定は、加入者の申請に基づき設定するものである旨、および各フラグの必要性を案内する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難元にマイナンバーカードを置いてきた場合はDV加害者を代理人設定している場合に対応必要 保険者は加入者にフラグ設定は、加入者の申請に基づき設定するものである旨、および各フラグの必要性を案内する。 	<ul style="list-style-type: none"> DV加害者を代理人設定している場合のみ対応必要 保険者は、加入者にマイナンバーカード停止後、再発行したマイナンバーカードで、マイナポータルにログインし、代理人設定を解除するよう案内する。 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者の申請に基づき※2、不開示該当フラグ・自己情報提供不可フラグを設定する。※3 	<ul style="list-style-type: none"> 保険者は加入者の申請に基づきフラグを解除する。※4 	<ul style="list-style-type: none"> 保険者は加入者の申請に基づきフラグを解除する。
理由	<ul style="list-style-type: none"> 加害者が被害者のマイナンバーカードを用いて、マイナポータル上で被害者の情報を確認できないようにする。 被保険者番号を用いて資格確認端末で住所等を確認できないようにする。 大規模災害時等に資格確認端末で住所等を確認できないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報機関同士のやりとり履歴をマイナポータル上で閲覧できないようにする。 被保険者番号を用いて資格確認端末で住所等を確認できないようにする。 被保険者番号を用いて資格確認端末で住所等を確認できないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人権限のある加害者が被害者の情報を加害者のマイナポータルで確認できないようにする。 加害者が被害者のマイナンバーカードを用いて、被害者の情報を確認できないようにする。 被保険者番号を用いて資格確認端末で住所等を確認できないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人設定を解除することにより、加害者が被害者の情報を加害者自身のマイナポータルで確認できないようにする。 	-	<p>代理設定解除</p> <p>代理設定解除を失念してしまうと、マイナンバーカードを被保険者証代わりに利用できない等の制約が生じてしまう。</p>	

※1 詳細は以下文書を参照。

- 不開示該当フラグ・自己情報提供不可フラグ等の運用について
 - ・医療保険者等向け中間サーバー等との接続運用に係る運用管理規程（医療保険者等向け）
 - ・医療保険者等向け中間サーバー等との接続運用に係る運用実施要領（医療保険者等向け）
- フラグの設定・解除手順について
 - ・中間サーバーシステム操作マニュアル「12_不開示・自動応答不可・自己情報提供不可の設定」

※2 避難先市町村に避難しているDV被害者について、フラグの設定を要することが明らかな場合は、フラグの申出の有無に関わらずフラグ設定を行う。

※3 自己情報提供不可フラグが設定されている間は、初回紐付を行うことは不可。（詳細はP.11を参照）

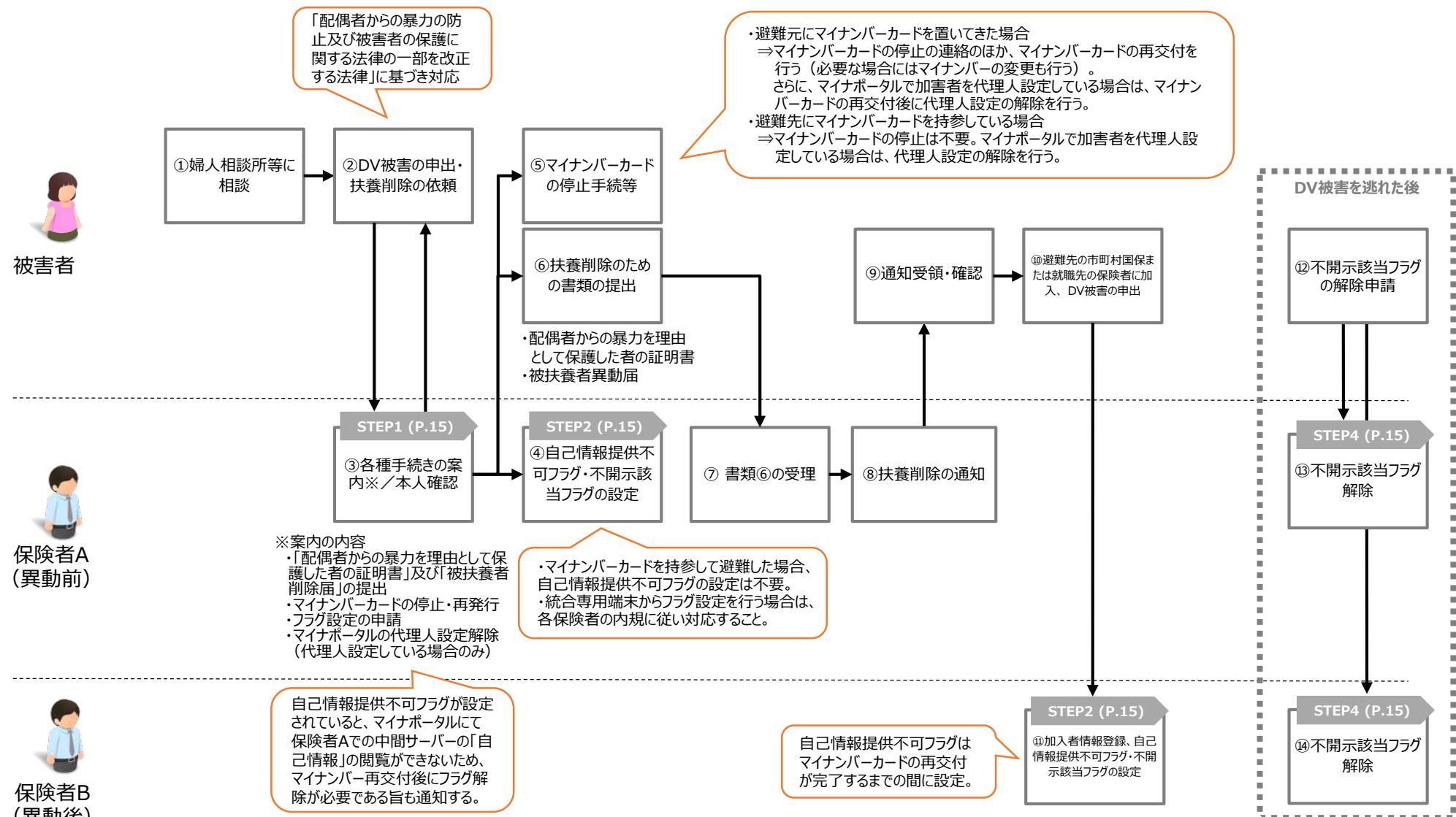
※4 自己情報提供不可フラグの解除後、初回紐付を行うことが可能となる。（詳細はP.11を参照）

2-2. (参考) DV被害者によるDVフラグの設定・解除に係る運用フロー (例) (1/2)

被用者保険等向け資料

DV被害者が被扶養者である場合の「DV被害者によるDVフラグの設定・解除」に係る運用フロー例を以下に示す。

①被害者が被扶養者である場合

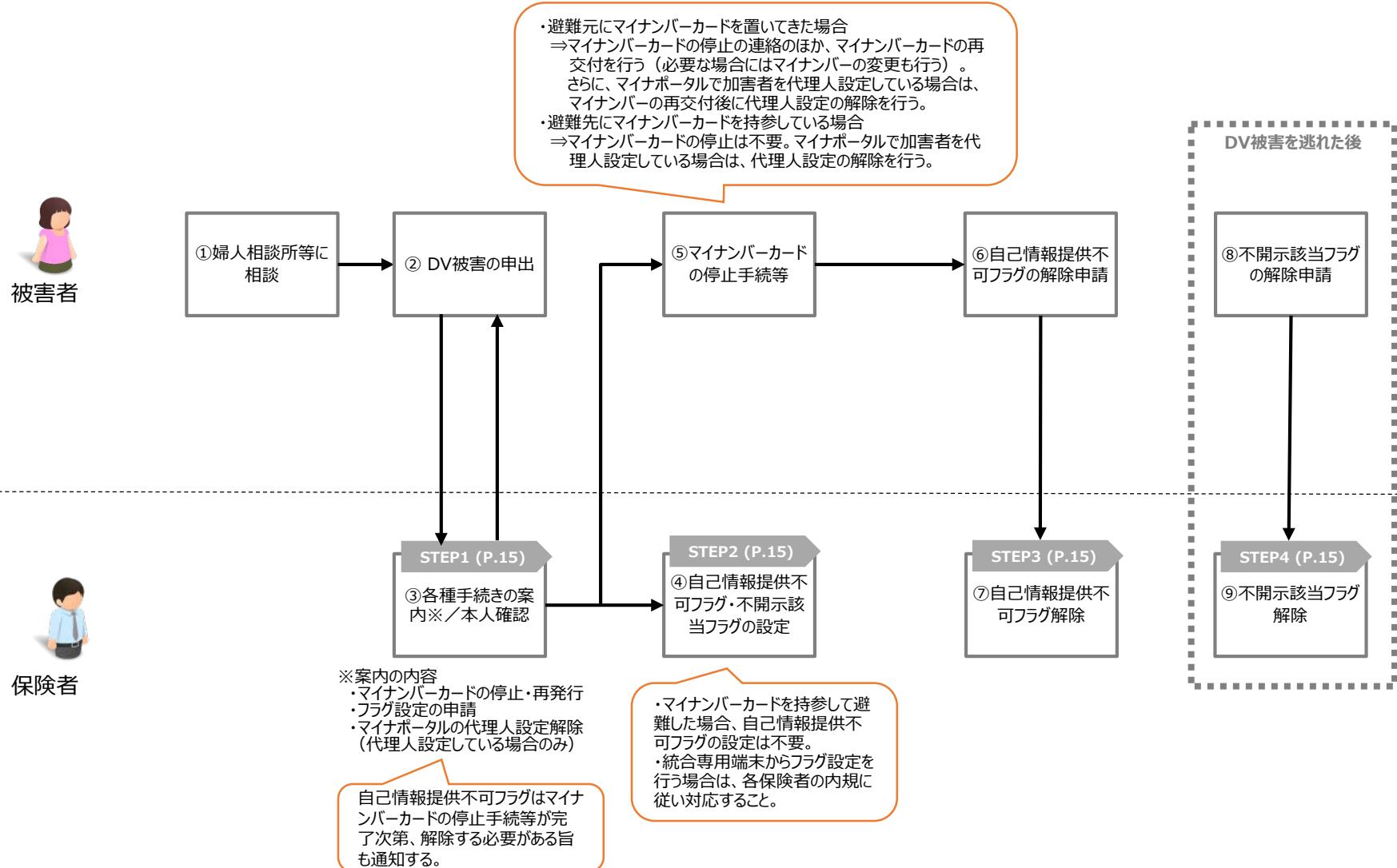


2-2. (参考) DV被害者によるDVフラグの設定・解除に係る運用フロー(例) (2/2)

被用者保険等向け資料

DV被害者が被保険者である(加害者と別の医療保険者等に加入している)場合の「DV被害者によるDVフラグの設定・解除に係る運用フロー(例)」を以下に示す。

②被害者が被保険者である(加害者と別の医療保険者等に加入している)場合



保保発 0330 第 3 号
令和 5 年 3 月 30 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」
の一部改正について

被保険者等からの暴力等を受けた者に係る被扶養者認定の取扱い等については、「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」(令和3年3月29日付け保保発 0329 第1号厚生労働省保険局保険課長通知。令和3年5月6日一部改正。以下「令和3年通知」という。)を発出したところであるが、今般、内閣府男女共同参画局において、「配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について」(令和4年12月26日DV対策抜本強化局長級会議決定)が取りまとめられたことを踏まえ、令和3年通知を別紙のとおり改めるため、その取扱いに遺憾のないよう取り計らい願いたい。

なお、当該取扱いに関しては、当省子ども家庭局家庭福祉課長から都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市民生主管部(局)長を通じ、児童相談所及び婦人相談所等に対し、当省老健局高齢者支援課から都道府県高齢者保健福祉主管課を通じ、高齢者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省社会・援護局障害保健福祉部地域生活支援推進室から都道府県障害保健福祉主管部(局)長を通じ、障害者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省保険局国民健康保険課長より都道府県民生主管部(局)長を通じ、国民健康保険組合及び市町村に対し、並びに内閣府男女共同参画局から都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部(局)長を通じ、配偶者暴力相談支援センター等に対し協力を依頼していることを申し添える。

保 保 発 0329 第 1 号

令 和 3 年 3 月 29 日

(最終改正：令和5年3月30日保保発0330第3号)

※傍線部分が変更箇所

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について

今般、被保険者等からの暴力等を受けた者（以下「被害者」という。）に係る被扶養者認定の取扱い、第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱い及び被害者等に係る医療費通知の取扱いについて、これまでの「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」（平成20年2月5日付け保保発第0205003号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「平成20年通知」という。）の取扱いを踏まえつつ、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）に基づき、下記のとおりとし、令和3年4月1日より施行することとしたので遺漏のないよう取り計らい願いたい。

なお、下記の取扱いに関しては、当省子ども家庭局家庭福祉課長から都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市民生主管部（局）長を通じ、児童相談所及び婦人相談所等に対し、当省老健局高齢者支援課から都道府県高齢者保健福祉主管課を通じ、高齢者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省社会・援護局障害保健福祉部地域生活支援推進室から都道府県障害保健福祉主管部（局）長を通じ、障害者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省保険局国民健康保険課長より都道府県民生主管部（局）長を通じ、国民健康保険組合及び市町村に対し、並びに内閣府男女共同参画局から都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長を通じ、配偶者暴力相談支援センター等に対し協力を依頼していることを申し添える。

また、本通知の施行をもって、平成20年通知は廃止する。

記

1 被害者に係る被扶養者認定の取扱いについて

健康保険の被扶養者から外れる手続については、被保険者からの届出に基づいて行われているところであるが、被扶養者認定を受けている被害者が被扶養者から外れるに当たっては、当該届出は期待できない。このため、被保険者から当該届出がなされなくと

も、当該被害者から、被保険者と当該被害者が生計維持関係がないことを申し立てた申出書とともに、児童相談所及び婦人相談所、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関から発行された被保険者等からの暴力等を理由として保護（来所相談を含む。以下同じ。）した旨の証明書又は地方公共団体と連携して被害者への支援を行っている民間支援団体（一時保護委託を受けている民間シェルター、配偶者暴力に関する協議会参加団体、補助金等交付団体）（以下「民間支援団体」という。）から発行された確認書（以下「証明書等」という。別添1参照）を添付して、当該被害者が被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合には、保険者において、以下に定める手続を行い当該被害者を被扶養者から外すことが可能である。なお、公的機関又は民間支援団体以外の民間の保護施設において保護されていることを公的機関や民間支援団体が証明又は確認することも可能であるが、その場合は、保護施設名を記載することとする。また、証明書等において、当該被害者の同伴者についても同様の証明がなされている場合においては、当該同伴者についても被扶養者から外れることが可能である。

なお、この証明書等は、被保険者等からの暴力等を理由として当該被害者を保護したことを証明するものであって、当該被害者に対し被保険者等からの暴力等があった事実を証明するものではないことに留意されたい。

また、裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令に係る書類についても、証明書等と同様の取扱いとする。

保険者が当該被害者を被扶養者から外す際の具体的な手続は、次のとおりである。

(1) 保険者は、被扶養者認定を受けている被害者から上記の申出がなされた場合には、被保険者と当該被害者との間の生計維持関係について、別添2の申出書に記載された内容に基づき、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和52年4月6日付け保発第9号・庁保発第9号厚生省保険局長及び社会保険庁医療保険部長連名通知）の2及び3の内容を参考し、確認すること。

(2) (1)を踏まえ、当該被保険者と当該被害者との間に生計維持関係がないと判断した場合は、提出期限を設けた上で、当該被害者を被扶養者から外す届出を事業主を経由して提出する、又は生計維持関係がないという申出への反証を示す書類がある場合は当該被保険者から保険者へ直接提出するよう、連絡すること。

なお、保険者から当該被保険者に対する上記の連絡については、個人情報保護の観点から、事業主を経由することなく、当該被保険者に対して直接連絡すること（当該連絡の参考様式として、別添3を参照すること。）。また、提出までの期限については、文書発出から10日程度とすること。

提出期限内に当該届出又は反証を示す書類が提出されない場合には、当該被害者を被扶養者から外した上で、その旨事業主及び当該被保険者に対し通知すること（当該通知の参考様式については、別添4及び5を参照すること。）。

当該被害者からの申出内容及び当該被保険者から提出された反証を示す書類を確認した結果、引き続き当該被害者を被扶養者として認定する場合は、その旨を当該被害者に対し通知すること（当該通知の参考様式については、別添6を参照すること。）。

(3) 当該被害者が被扶養者から外れた後に国民健康保険等に加入するためには、被扶養者から外れたことの証明が必要となることから、保険者は、被扶養者から外した旨を当該被害者に対し文書をもって通知すること。

(4) 上記の取扱いに当たっては、当該被害者の居所などが当該被保険者等に伝わることのないよう厳重に管理すること。

なお、当該被保険者から当該被害者に係る被扶養者（異動）届が再び提出された場合には、当該被害者本人の意向を確認するなど、被扶養者認定について慎重に判断すること。

2 第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱いについて

保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときには、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる（健康保険法（大正11年法律第70号）第57条第2項）ものであることから、被扶養者認定を受けている被害者は、第三者から損害賠償を受けるまでは、保険医療機関において被保険者証を提示すれば、一般の加入者と同様、保険診療による受診が可能である。

他方、健康保険法においては、被保険者が自己の故意の犯罪行為等により給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わない旨の定めがなされており（同法第116条）、被保険者の故意の犯罪行為等により被扶養者が療養を受けたときは、当該療養に係る家族療養費は、当該被保険者に支給されるものであることから同条の規定が適用され、保険給付は制限されると解されているところである。

しかしながら、当該被害者は、1の申出により被扶養者から外れるまでの間において、被扶養者の資格のまま緊急的に受診し、金銭的負担を負わざるを得ない場合があるところ、このような場合についてまで健康保険法第116条の規定を適用し、保険診療による受診を制限することは、故意の犯罪行為等により給付事由を生じさせた被保険者への懲罰的意味において保険給付を行わないこととした同条の規定の趣旨に沿わないものであるとともに、被扶養者から外れるまでの間、実質的に保険給付が受けられない結果となる

ものである。

したがって、当該被害者が被扶養者から外れるまでの間の受診については、加害者である被保険者を健康保険法第57条に規定する第三者と解して同条の規定を適用し、当該被害者は、保険診療による受診が可能であると取り扱うことが同法の趣旨等に沿うものである。

なお、事業主又は保険者は、当該被害者が緊急的に受診せざるを得ない場合において、被保険者証を現に所持しない場合については、証明書等の提示を受けることにより、当該被害者に対し、「健康保険被保険者資格証明書について」（昭和56年10月1日保険発第76号・庁保険発第15号厚生省保険局保険課長及び社会保険庁医療保険部健康保険課長連名通知）に基づき「健康保険被保険者資格証明書」を交付することができるものとする。

3 被扶養者認定を受けている被害者等に係る医療費通知の取扱いについて

保険者は、被扶養者認定を受けている被害者及びその同伴者（以下「被害者等」という。）の受診に係る医療費通知の取扱いについて、受診した医療機関から当該被害者等の居所が加害者である被保険者等に知られることのないよう、当該被保険者宛の医療費通知には当該被害者等に係る情報を記載せず、当該被害者等に係る医療費通知は当該被害者等から申し出のあった送付先に送付するなど、適切に対応願いたい。

証 明 (確認) 書

下記の者については、被保険者等からの暴力等を理由として保護したことを証明 (支援していることを確認) する。

証明 (確認) 対象者氏名

証明 (確認) 対象者生年月日

令和 年 月 日

所 在 地 (※)

証明機関 (確認団体) 名称及び代表者氏名 (※)

電 話 番 号

以下は、民間支援団体において支援していることを確認した場合に記載すること。

【民間支援団体記載欄】

連携している地方公共団体名・担当部署・電話番号

地方公共団体名	担当部署	電話番号
[]	[]	[]

地方公共団体との連携の態様 (該当する番号を○で囲んでください。)

- 1. 一時保護委託を受けている民間シェルター
- 2. 配偶者暴力に関する協議会参加団体
- 3. 補助金等交付団体

証明機関(確認団体)以外で保護されている場合には、以下にその保護施設名を記載すること。

所 在 地 (※)

保護施設名称及び代表者氏名 (※)

電 話 番 号

※ 所在地及び代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、省略すること。

(その他)

- 1 証明 (確認) 書欄は証明機関・確認団体が記入すること。
- 2 この証明 (確認) 書は、被保険者等からの暴力等を理由として保護した者に対して児童相談所及び婦人相談所、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関又は民間支援団体が発行するものであり、保険者に被扶養者認定を外す等の申請を行う際にはこの証明 (確認) 書を添付すること。

3 証明（確認）対象者氏名欄及び証明（確認）対象者生年月日欄には、申請者及び同伴者の複数人について記載することが可能であること。

4 民間支援団体においては、証明（確認）書欄の上段に加え、下段の【民間支援団体記載欄】に以下の内容を記載すること。

① 連携している地方公共団体名（配偶者やその他親族からの暴力等と関係が深いところ）、当該自治体の担当部署及びその電話番号

② 地方公共団体との連携の態様（1. 一時保護委託を受けている民間シェルター、2. 配偶者暴力に関する協議会参加団体、3. 補助金等交付団体）について該当する番号を○で囲むこと

5 保険者においては、証明（確認）書に記載されている保護機関や証明（確認）書を発行した婦人相談所等の名称等の取扱いについて、十分配慮すること。

被扶養者から外れる旨の申出書

_____ 健康保険組合理事長 殿

申請者 _____ (※1)

私は被保険者 _____ の被扶養者として認定を受けていますが、被保険者等からの暴力等を理由に、次に記載した全ての者が現在、別に居住し、被保険者と生計維持関係がないため、暴力等を理由とする保護に係る「証明(確認)書」を添付のうえ、被扶養者から外れる旨の申出をします。

なお、申出書の内容は、事実に相違ないことをあわせて申出をします。

1	(フリガナ) 氏名(※2)	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	被保険者からの金銭 受領の有無(※3)	無 有(月 万円程度)
	本人収入の有無	無 有(月 万円程度)
	被保険者証記号番号	記号: 番号:
2	(フリガナ) 同伴者氏名(※4)	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	被保険者からの金銭 受領の有無(※3)	無 有(月 万円程度)
	本人収入の有無	無 有(月 万円程度)
	被保険者証記号番号	記号: 番号:
3	(フリガナ) 同伴者氏名(※4)	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	被保険者からの金銭 受領の有無(※3)	無 有(月 万円程度)
	本人収入の有無	無 有(月 万円程度)
	被保険者証記号番号	記号: 番号:

※1 原則本人が記載すること。

※2 被保険者等からの暴力等を理由として保護された(支援を受けた)者の氏名を記入すること。「保護された(支援を受けた)者」には、「児童相談所及び婦人相談所、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関又は民間支援団体(以下、婦人相談所等という。)において、来所相談を受けた者」も含むこと。

※3 被保険者からの金銭受領の有無は、被保険者から口座に振り込まれた金銭等を生活費に充てているか否かという事実関係により判断すること。

※4 保護された(支援を受けた)者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。(同伴者が3人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。)
なお、同伴児のみが被扶養者になっている場合にも、この様式により申出を行うこと。

被保険者情報

被保険者の住所	
被保険者証記号番号（※ <u>5</u> ）	記号： 番号：
被保険者氏名	
被保険者生年月日	大・昭・平 年 月 日
被保険者の勤務する事業所 又は船舶所有者名	

※5 不明である場合には空欄にすること。

申請者連絡先（※6）

居住地	
普段連絡が取れる連絡先	

※6 被扶養者認定に関する事務が終了した場合等の連絡先（関係機関や代理人の名称、電話番号も可）を記入すること。

なお、婦人相談所等によって保護された（支援を受けた）者が被扶養者から外れた旨の通知の郵送を希望する場合は、宛先（関係機関や代理人の住所も可）を記入すること。

令和 年 月 日

(被保険者名) 御中

(保険者名)

あなたの健康保険の被扶養者となっている（申出者名）様及び（同伴者名）様につきましては、今般、あなたにより生計を維持されていないことが確認されました。

つきましては、被扶養者（異動）届に必要事項を記載の上、提出期限までに、あなたが勤務されている事業所を通じて届出を行ってください。その際、あなたが被扶養者分の被保険者証をお持ちである場合には、併せて返納してください。

なお、提出期限までに、被扶養者（異動）届又は生計維持関係を証明する書類が提出されない場合には、当方において職権で（申出者名）様と（同伴者名）様をあなたの健康保険の被扶養者から外す処理を行い、その旨をあなたが勤務されている事業所の事業主に通知させていただきますので、御承知おきください。

また、本通知の事実と異なる反証を示す書類がある場合等については、提出期限までに以下連絡先まで御連絡ください。

提出期限：_____

(問合せ先)

○○健康保険組合

担当者 ○○ ○○

TEL ○○○○○○○○

令和 年 月 日

(事業主) 御中

(保険者名)

下記の者の被扶養者については、健康保険法第3条に規定する「被扶養者」に該当しなくなりましたので、当健康保険組合において、本日付をもって被扶養者から外しましたことをお知らせします。(被保険者本人には、別途通知しています。)

なお、被保険者がお持ちの健康保険被保険者証の被扶養者に係るものは、同日以降無効となりますので、(以下のいずれかを選択)

(①被扶養者個人の被保険者証カードを発行している場合) 被保険者から被扶養者に係る健康保険被保険者証の返納があった場合は、速やかに当健康保険組合に届け出でください。

(②被保険者証が紙様式の場合) 被保険者証の返納があった場合は、速やかに当健康保険組合へ届け出でください。(被保険者証カードを新たに発行します。)

(フ リ ガ ナ) 氏 名			
生 年 月 日	大・昭・平・令	年	月 日
被保険者証記号	記号	番号	

(注) 各健康保険組合においては、この様式を参考に通知書を作成してください。

令和 年 月 日

(被保険者名) 様

(保険者名)

あなたの被扶養者であった下記の者は、健康保険法第3条に規定する「被扶養者」に該当しなくなりましたので、当健康保険組合において、本日付をもって被扶養者から外しましたことをお知らせします。

なお、健康保険被保険者証の被扶養者に係るものは、同日以降無効となりますので、(以下のいずれかを選択)

(①被扶養者個人の被保険者証カードを発行している場合) 被扶養者に係る健康保険被保険者証をお持ちのときは、事業主を通じて速やかに返納いただきますようお願いします。

(②被保険者証が紙様式の場合) 被保険者証に被扶養者についての記載がある場合には、事業主を通じて速やかに当健康保険組合に届け出してください。(被保険者証カードを新たに発行します。)

(フリガナ)			
氏名			
生年月日	大・昭・平・令	年	月 日
被保険者証番号	記号	番号	

(扶養から外す人数に応じて欄を加えてください。)

[被扶養者から外した理由]

(例) 預貯金等の状況を確認した結果、被保険者(氏名)と被扶養者(氏名)に生計維持関係がないことが確認されたため。

(注) 各健康保険組合においては、この様式を参考に通知書を作成してください。

令和 年 月 日

(申出者名) 様

(保険者名)

申出書の内容を確認したところ、(被保険者名) と (申出者名) 及び (同伴者名) は引き続き生計維持関係にあると判断できることから、健康保険法第3条に規定する「被扶養者」に該当するため、被扶養者から外すことができないことをお知らせします。

(注) 各健康保険組合においては、この様式を参考に通知書を作成してください。